

安筑史料叢書

古文書集成
中
卷

304
41

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



安訊史料叢書 第二輯

安訊古文書集成 中卷



丁丑初夏 秋田實題

安筑史料叢書刊行趣意

郷土文化の淵源を究めんには先づ其郷土の歴史を検討せねばならぬ、我松本平は王朝時代は國府所在地であり、武家時代は守護職の館地で、一國文化の中心地であつた、されば中央の動靜は直に此地に移り更に國內に波及し幾多變遷の史實を生んだ、又封建時代に入りては松本藩治として兩郡は殆んど同一文化圏に統一されたのである、今日此等の歴史を検討しようと思ひ立つた吾等は、先づ其史料の蒐集整理より手をつけねばならぬ、先に信濃史料叢書の出版あり今年に入り落原拾葉の出版ありと雖も、尙此等以外特に兩郡に關する幾多重要史料あつて、未だ一般に普及せぬのは誠に吾等の憾みとする處である、茲に吾等同人相謀り本會を組織し各教育部會の贊助を仰ぎ、今より順を追ひ輯を重ねて此等の史料を刊行せんと欲する次第である。

昭和十二年五月

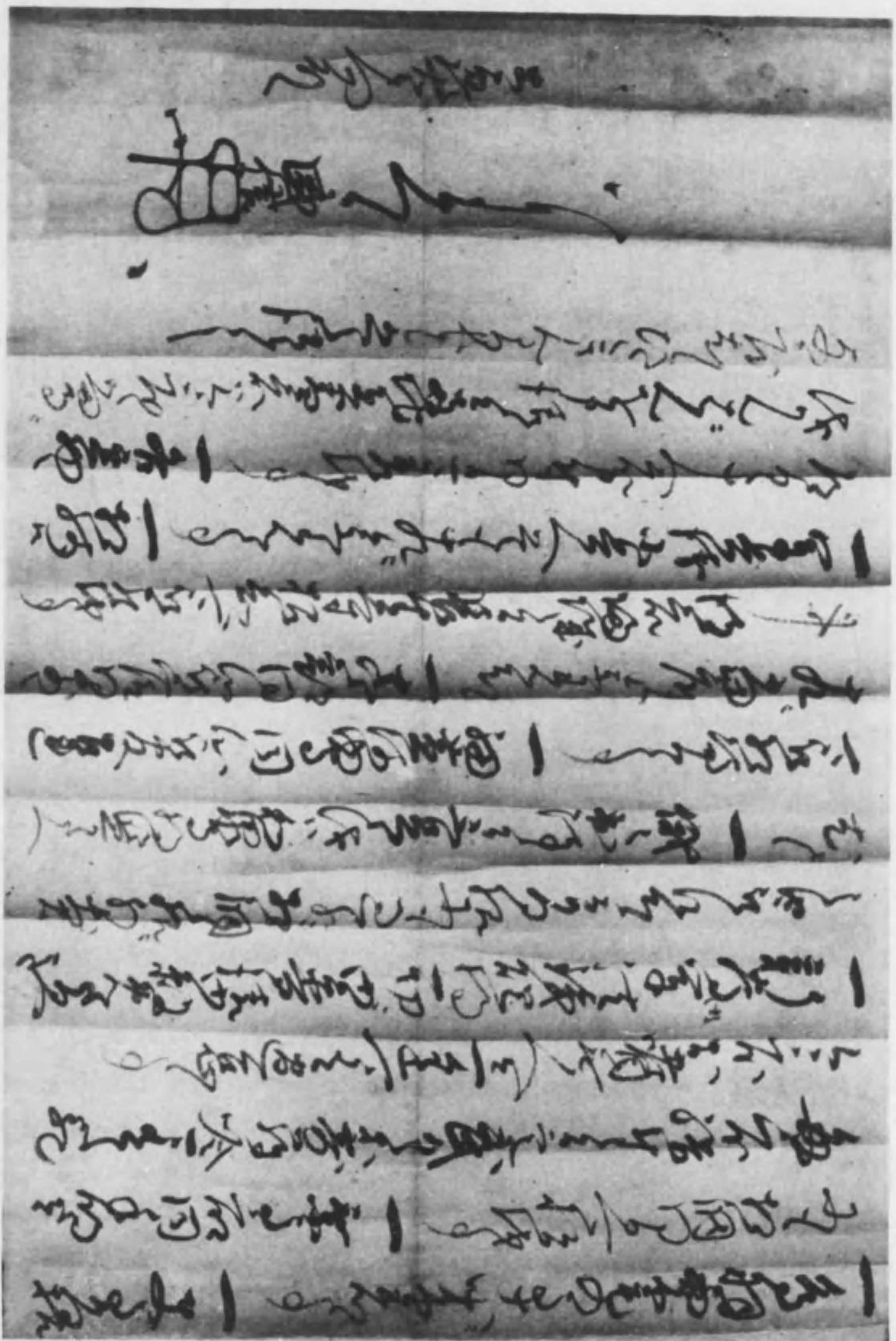
安筑史料叢書刊行會
 助 贊
 松本市教育會
 東筑摩郡教育會
 南安曇郡教育會
 北安曇郡教育會
 松本史談會



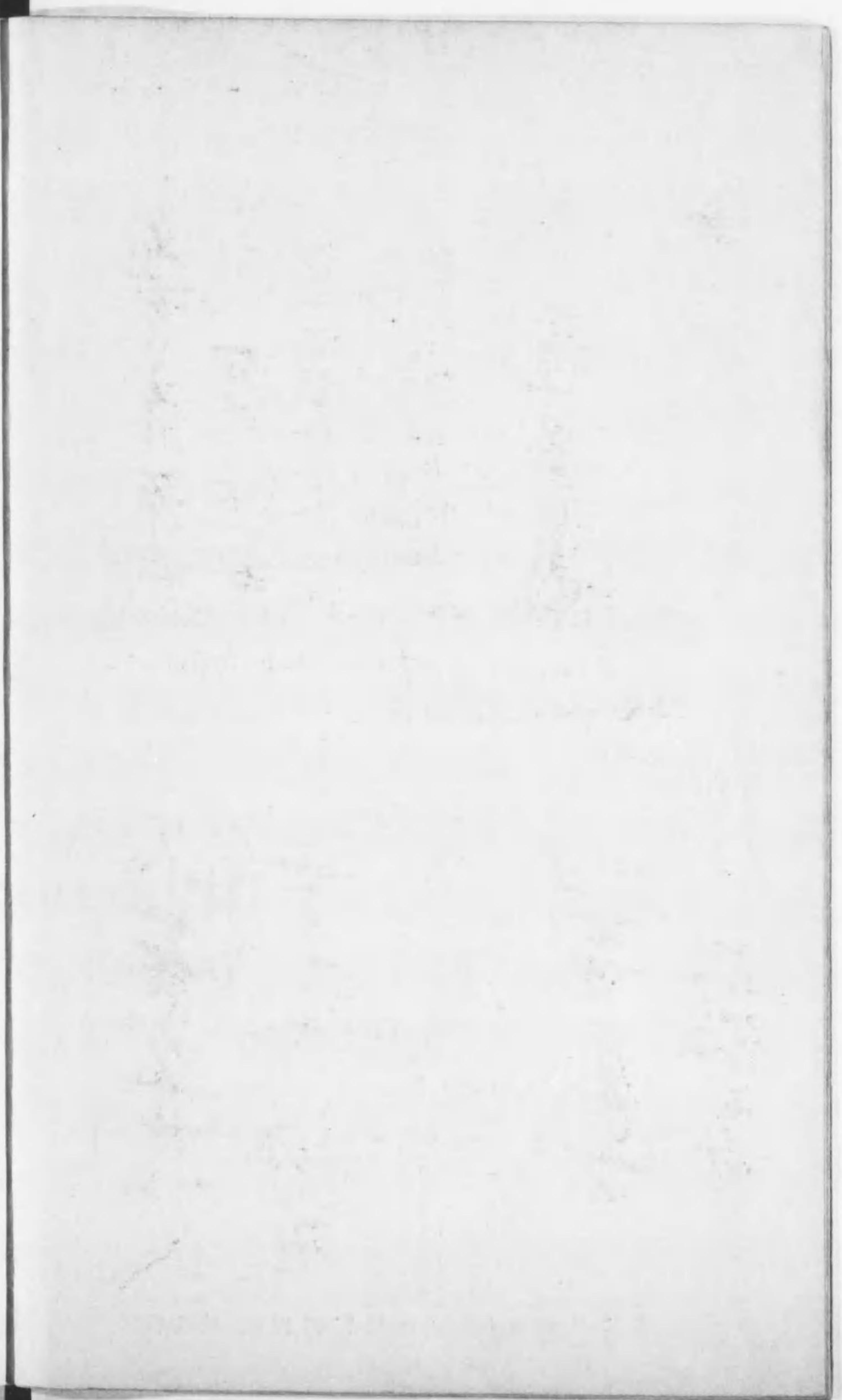
京都建仁寺居庵文書 小笠原長時祈願狀 二四三號



南小谷細野文書 武田信玄定書 三八〇號



書文力々等町高穂 狀知下信盛科仁 號二五三



目次

號	文書名目	出典	年月日
二七	穗高造營定書其五	穗高神社文書	天文十八年二月一日
二六	盛政宛行狀	穗高井口文書	全十九年二月吉日
二五	晴信寄進狀	甲州淺間神社 一ノ宮	全二十年二月五日
二四	盛政定書	大町栗林文書	全二月十四日
二三	某下知狀	八坂北澤文書	全十月六日
二二	晴信感狀	武家事記	全十月廿四日
二一	長時祈願狀	京都藤居庵文書	全廿一年六月吉日
二〇	長時賀狀	小倉小笠原史料 御證文集	全廿一年七月五日
一九	長時賀狀		全
一八	義輝内書		全八月十日
一七	貞孝書狀		全
一六	植盛書狀		全八月十四日
一五	晴信宛行狀	上水内堀内文書 專納	全廿一年八月十一日

□ は原註 () は推定

號	文書名目	出典	年月日
二〇	晴信感狀	信玄全集 武田三代記	天文廿一年八月十三日
一九	晴信高札	麻績法善寺文書	全廿二年二月廿日
一八	頼真書狀案、抄	守矢文書	全廿二年十一月吉日
一七	盛政定書	大町栗林文書	全十二月廿八日
一六	清長寄進狀	坂北刈谷澤 神明宮	全廿三年二月廿五日
一五	某讓狀	坂北青柳文書	全三月十四日
一四	晴信寄進狀	箕輪小池文書 御射山	全九月四日
一三	某書狀	大町栗林文書	全十二月十四日
一二	穗高造營定書其六	穗高神社文書	全廿四年二月十二日
一一	晴信禁札	岡田慶弘寺文書	全三月十二日
一〇	晴信定書	筑摩神社文書	全十月十七日
九	晴信感狀	上水南小川 大日向文書	弘治元年三月廿一日
八	武田免許狀	諸州古文書	全六月廿四日

二六三	晴信寄進狀二通	内閣古文書	弘治二年 正月三日
二六四	晴信寄進記録	諏訪下社 下諏訪例記	全二年 三月
二六五	宮本神明棟札其十	社村宮本神明宮	全 八月一日
二六五/二棟	札 銘	大町 若一王子神社	全 九月
二六六	晴信感狀六通	諏訪小平文書 外五氏	全三年 七月十一日
二六七	晴信安堵狀	中土太田文書	全 八月六日
二六八	晴信書狀	村村金松寺文書	永祿元年 八月四日
二六九	晴信宛行狀	榮村 堀内文書	全 九月八日
二七〇	晴信辨疏狀	大史編年文書	永祿二年 十一月廿八日
二七一	奉行所召狀二通	松本松林文書	全 十二月六日
二七二	信玄定書	小野小野文書	全三年 三月十一日
二七三	上棟祝詞	中山千鹿頭神社	全 三月廿五日
二七四	志賀大夫書留其一	松本筑摩神社	全 六月廿日
二七五	信玄感狀	木曾福島原文書	全四年 正月廿七日
二七六	穂高造營定書其七	穂高神社文書	全 二月十二日
二七七	義輝内書	上杉家古文書	永祿四年 閏三月四日
二七八	信玄安堵狀	洗馬長興寺文書	(永祿初年) 二月八日
二七九	信玄禁札	全	全四年 五月九日
二八〇	棟 札 寫	八山邊桐原氏	全五年 五月十三日
二八一	武田傳馬定書	鹽尻堀内文書	全六年 三月晦日
二八二	頼長寄進狀	伊勢神宮文書	(全六年) 閏七月十六日
二八三	信玄朱印狀	中山仙石文書	(全七年) 二月吉日
二八四	輝虎祈願狀 抄	越後 彌彦神社文書	全 六月廿四日
二八五	輝虎祈願狀 抄	更科 武水別神社文書	全 八月朔日
二八六	洪 鐘 銘	縣社小野神社	全 仲冬下幹日
二八七	信玄安堵狀	諏訪千鹿頭社	全八年 二月五日
二八八	信玄寄進狀	鹽尻西福寺文書	(全) 十一月十五日
二八九	信玄下知狀 寫	史蹟調査報告	(全九年) 閏八月十九日
二九〇	信玄免許狀 寫	筑摩地小野文書	(全) 十二月廿八日
二九一	穂高造營定書其八	穂高 神社	全十年 二月四日
二九二	神前起請文 八通	生島足島神社	全 八月七日
二九三	宗普定書	南安住吉神社	全 九月五日

二九四	信玄下知狀	甲州入明寺文書	永祿十一年 三月五日
二九五	信玄宛行狀	會津小森文書	(全) 卯月四日
二九六	信玄免許狀	信陽玉證鑑	(全) 五月十七日
二九七	信玄宛行狀	笹賀平林文書	全 十一月廿三日
二九八	懸 佛 銘	麻績神明宮	全十二年
二九九	清長宛行狀	坂北青柳文書	全 卯月吉日
三〇〇	信玄下知狀	會津小森文書	(全) 八月十一日
三〇一	信玄加恩狀	穂高井口文書	全 十一月十八日
三〇二	信玄書狀	高家 眞光寺	(永祿年間) 九月廿九日
三〇三	信玄下知狀	大史集古文書	永祿十三年 三月四日
三〇四	政國書狀	筑摩地小野文書	(全) 二月晦日
三〇五	信玄加恩狀	大町會根原文書	元龜元年 八月廿八日
三〇六	信玄高札	南小谷千國文書	(元龜年) 十月九日
三〇七	信玄禁札	陸郷泉福寺文書	元龜元年 九月八日
三〇八	信玄定書	南小谷綱野文書	全二年 六月廿二日
三〇九	頭役差定書	松川大和田文書	全 八月吉日
三一〇	信玄安堵狀	洗馬長興寺文書	元龜三年 六月朔日
三一〇	信玄免許狀	波田安養寺文書	全 七月廿五日
三一三	信玄安堵狀	平村海口諏訪社	全 八月五日
三一三	穂高造營定書其九	穂高神社文書	全四年 二月三日
三一四	盛棟定書	全	全 二月四日
三一五	志賀大夫書留其二	筑摩神社文書	全 八月
三一五/二	修法棟札銘十九点	栗尾満願寺	元龜・天正・慶長
三二六	鰐 口 銘	諏訪小坂製書	天正二年 霜月十八日
三二七	勝頼定書	南穂高林文書	全 八月十四日
三二八	勝頼安堵狀	洗馬長興寺文書	全三年 二月五日
三二九	勝頼感狀	史蹟調査報告	全 七月二日
三三〇	義昌加恩狀	木曾原文書	全 八月十八日
三三〇/二	勝頼朱印狀	松川榛原文書	全 十月吉辰
三三一	勝頼書狀	松本堀内文書	(天正四年) 正月六日
三三三	勝頼安堵狀	鹽尻西福寺文書	全 三月廿四日
三三三/二	武田軍役定書	上水榮堀内文書	全 三月廿七日

三三	勝頼安堵狀	甲州法泉寺文書	天正四年 卯月三日
三四	宮本神明棟札其十一	社村宮本神明宮	全 六月十四日
三五	勝頼安堵狀	波田 舊若澤寺文書	全五年 二月三日
三六	勝頼定書	諏訪子爵家文書	全 二月十三日
三七	勝頼禁札	岡田舊慶弘寺全	全 三月二十日
三八	棟札銘	朝日針尾神社	全 卯月中旬
三九	盛信寄進狀	池田伊藤文書	全 卯月廿六日
四〇	勝頼安堵狀	史蹟調査報告	全 七月九日
四一	勝頼加恩狀	全	全
四二	盛信感狀	南小谷細野文書	全 九月五日
四三	勝頼定書 二通	諏訪 宮坂家古寫文書	全 全七月廿一日 全六年九月十二日
四四	道譽書狀	小倉小笠原史料	(天正五年) 十二月八日
四五	政景書狀	全	(全) 極月廿三日
四六	勝俊書狀	全	(全) 十二月廿六日
四七	勝頼安堵狀	信陽玉證鑑	全六年 二月廿日
四八	盛信預狀	德高井口文書	全 五月廿四日

三九	盛信免許狀	北小谷武田文書	天正六年 九月十七日
四〇	穂高造營定書其十	穂高神社文書	全七年 二月二日
四一	勝頼定書 寫	筑摩地小野文書 小野小野文書	全 二月八日
四二	秀隆書狀	小倉小笠原史料	(全七年頃) 二月廿六日
四三	二宮和解書	筑摩地小野文書	全 三月四日
四四	盛信宛行狀	松本倉科文書	全 四月廿八日
四五	勝豐書狀	小倉小笠原史料	(全七年頃) 極月十八日
四六	勝頼下知狀	中土田原文書	全八年 三月廿二日
四七	勝頼安堵狀	帝國大學文書	全 三月十日
四八	勝家書狀	小倉小笠原史料	(全) 閏三月廿二日
四九	勝頼安堵狀	松本倉科文書	全 卯月廿日
五〇	石見祈願狀	松川大和田文書	全 六月吉日
五一	盛信書狀	穂高等々力文書	(全) 八月一日
五二	盛信下知狀	全	(全) 八月十一日
五三	信長書狀	越佐史料	(天正八年か) 十月十五日
五四	信豐書狀	入山邊大島文書	(天正) 正月廿七日

三五	武田傳馬定書	大町伊藤文書	天正九年 二月九日
三六	盛信宛行狀	八坂丸山文書	全 二月廿一日
三七	貞慶傳授狀	更科色部文書	全 六月十日
三八	貞慶幕傳授卷抄	長野圖書館文書	全 全月十一日
三九	信綱寄進狀	片丘牛伏寺文書	全 九月十一日
四〇	勝頼書狀	南小谷細野文書	(全九年頃) 九月十二日
四一	義昌書狀	上松塚本文書	(全十年) 二月六日
四二	貞慶定書	信府感狀記	全十年 三月九日
四三	貞慶宛行狀	小倉小笠原史料	全 三月十四日
四四	貞慶宛行狀	全	全 日
四五	貞慶宛行狀	全	全 三月十五日
四六	貞慶宛行狀	全	(全) 三月十七日
四七	信長禁札 二通	栗尾滿願寺文書 筑摩地横澤文書	全 三月 日
四八	信長禁札	豐科丸山文書	全
四九	義昌定書	栗尾滿願寺文書	(全) 三月 日
五〇	信長宛行狀	木曾古今沿革誌	全 三月廿七日

三七	義昌扶持狀	北小谷武田文書	(天正十年) 四月五日
三七	義昌預狀	松本倉科文書	全 四月七日
三七	義昌安堵狀	全	全 卯日十日
三七	頼次寄進狀	信陽玉證鑑	全 四月十七日
三七	頼長下知狀	坂北青柳文書	全 卯月吉日
三七	義昌禁札	眞々部金龜寺全	全 五月廿五日
三七	景勝宛行狀	歴代古案	全 六月十六日
三七	義昌下知狀	鬼無里有澤文書	全 六月十七日
三七	景勝宛行狀	米澤市小幡文書	全 六月廿日
四〇	貝繁景信書狀	大史上杉古文書	(全) 六月廿七日
四一	景勝宛行狀	川中島西條文書	全 六月廿九日
四二	貞慶書狀	松本河邊文書	(全) 七月二日
四三	房家將綱書狀	米澤西方文書	(全) 七月五日
四四	景勝加恩狀	全	(全) 七月六日
四五	洞雪安堵狀	大史會津風土記	全 七月八日
四六	洞雪安堵狀	小倉小笠原史料	全

三七	家康書狀	譜錄餘錄	(天正十年)七月十五日
三七、二	貞慶下知狀	下諏訪三村文書	(全)七月十九日
三八	貞慶感狀	小倉小笠原史料	七月廿日
三九	貞慶下知狀	信府感狀記	(全)七月廿三日
三九〇	義昌宛行狀	木曾小野文書	七月廿七日
三九一	貞慶宛行狀	小倉小笠原史料	全
三九二	貞慶安堵狀	會津風土記	全
三九三	貞慶宛行狀	信府感狀記	全七月廿八日
三九四	貞慶宛行狀	小倉小笠原史料	全
三九五	貞慶安堵狀	洗馬岩垂文書	全
三九六	貞慶宛行狀	諏訪桃井文書	全
三九七	貞慶禁札寫	波田中島文書	七月日
三九八	貞慶宛行狀	松本穂刈文書	七月廿八日
三九九	貞慶宛行狀	小倉小笠原史料	八月三日
四〇〇	景勝宛行狀	南小川大日向文書	全
四〇一	景勝宛行狀	南小川大日向文書	全八月四日

四〇二	貞慶寄進狀	鹽尻西福寺文書	(天正十年)八月七日
四〇三	貞慶安堵狀	洗馬長興寺文書	全八月九日
四〇四	貞慶軍令狀	小倉小笠原史料	(全)日
四〇五	貞慶軍令狀	全	(全)八月十日
四〇六	貞慶軍令狀	全	(全)八月十三日
四〇七	貞慶寄進狀	上伊小野小野文書	全八月十日
四〇八	貞慶安堵狀	里山邊廣澤寺全	全八月十四日
四〇九	貞慶安堵狀	波田若澤寺文書	全八月十六日
四一〇	貞慶宛行狀	小倉小笠原史料	全日
四一一	貞慶宛行狀	入山邊大島文書	全八月十九日
四一二	貞慶宛行狀	諏訪千野文書	全八月廿日
四一三	景勝感狀	米澤仁科文書	(全)八月廿三日
四一四	貞慶寄進狀	山形寶積寺文書	全八月廿六日
四一五	貞慶軍令狀	小倉小笠原史料	(全)八月廿九日
四一六	家康安堵狀	大史古今消息集	全八月晦日
四一七	賴長宛行狀	坂北青柳文書	全八月吉日

四一八	貞慶加恩狀	小倉小笠原史料	(天正十年)九月二日
四一九	貞慶寄進狀	梓村金松寺文書	(天正十年)九月二日
四二〇	景勝加恩狀	米澤仁科文書	全九月四日
四二一	景勝宛行狀	長野圖書館文書	全日
四二二	家康安堵狀三通	大史古文書雜纂	全九月五日
四二三	貞慶軍令狀	小倉小笠原史料	(全十年)九月六日
四二四	貞慶安堵狀	全	全九月十九日
四二五	貞知安堵狀	洗馬岩垂文書	(全)九月廿四日
四二六	貞慶宛行狀	中山仙石文書	全日
四二七	貞慶起請文	松本下條文書	(全)日
四二八	貞慶寄進狀寫	小野小野文書	全九月吉日
四二九	貞慶加恩狀	大町淺野文書	全十月十日
四三〇	貞慶宛行狀	松本倉科文書	全日
四三一	氏政宛行狀	大史兒玉文書	全十月廿二日
四三二	貞慶宛行狀	松本倉科文書	全十月廿七日
四三三	賴長定書	坂北青柳文書	全霜月吉日

四三四	貞慶軍令狀	小倉小笠原史料	(天正十年)十一月三日
四三五	貞慶軍令狀	全	(全)十一月四日
四三六	貞慶軍令狀	全	(全十年)十一月六日
四三七	貞慶軍令狀	全	全十一月七日
四三七、二	景勝宛行狀	鬼無里中牧文書	全霜月六日
四三八	貞慶宛行狀	八坂北澤文書	全十一月九日
四三九	貞慶宛行狀	八坂坂井文書	全日
四四〇	貞慶宛行狀	小倉小笠原史料	全十一月廿一日
四四一	景勝安堵狀	米澤仁科文書	全十二月十二日
四四二	景勝加恩狀	西穂高寺島文書	全日
四四三	賴長寄進狀	伊勢神宮文書	全霜月吉日
四四四	貞慶軍令狀	小倉小笠原史料	(全十一年)正月廿九日
四四五	貞慶安堵狀	栗尾滿願寺文書	全閏正月廿四日
四四六	貞慶軍令狀	小倉小笠原史料	(全十一年)二月十二日
四四七	貞慶軍令狀	全	(全)二月十三日

四四八	貞慶軍令狀	小倉小笠原史料	天正十一年二月十四日
四四九	貞慶軍令狀	全	全
四五〇	貞慶軍令狀	全	全
四五一	貞秀書狀	全	二月十六日
四五二	貞慶軍令狀	全	二月廿二日
四五三	貞慶下知狀	南小谷千國文書	全
四五四	貞慶安塔狀	八坂北澤文書	三月三日
四五五	貞慶免許狀	小倉小笠原史料	(全十一年)三月六日
四五六	景勝感狀	越後千手院文書	全
四五七	貞慶宛行狀	根知	三月十日
四五八	貞慶宛行狀	小倉小笠原史料	三月廿四日
四五九	貞慶安塔狀	錦部小澤文書	全
四六〇	貞慶宛行狀	松川觀勝院文書	全
四六一	貞慶宛行狀	出川中田文書	四月九日
四六二	貞慶安塔狀	中川中村文書	全
四六三	貞慶安塔狀	廣丘平出文書	卯月廿六日

四六三	景勝書狀	歷代古案	(天正十一年)卯月廿八日
四六四	兼續書狀	全	(全)卯月廿九日
四六五	兼續書狀	羽前吉江文書	全
四六六	貞慶寄進狀	廣津成就院文書	卯月晦日
四六七	貞慶禁札	全	全
四六八	肥前下知狀	出川中田文書	全
四六九	貞慶加恩狀	南小谷細野文書	(全)五月七日
四七〇	貞慶許狀	小倉小笠原史料	全
四七一	貞秀下知狀	全	五月十三日
四七二	貞慶感狀	全	五月十七日
四七三	義昌加恩狀	朝日三村文書	全
四七四	貞慶訴狀	小倉小笠原史料	全
四七五	貞慶加恩狀	大町淺野文書	五月十八日
四七六	貞慶禁札	大町大澤寺文書	全
四七七	貞慶寄進狀	全	六月廿四日

四七六	貞慶扶持狀	小倉小笠原史料	天正十一年七月廿日
四七九	義昌加恩狀	朝日三村文書	全
四八〇	貞慶宛行狀	小倉小笠原史料	七月廿三日
四八一	貞慶起請文	全	七月吉日
四八二	貞慶宛行狀	全	八月七日
四八三	貞慶宛行狀	全	全
四八四	貞慶宛行狀	全	八月十一日
四八五	貞慶定書	全	(全)八月十二日
四八六	貞慶免許狀	八坂北澤文書	全
四八七	賴清定書	南小谷千國文書	全
四八八	房家宛行狀	中土太田文書	(全)九月十日
四八九	景勝宛行狀	歷代古案	全
四九〇	貞慶宛行狀	上諏訪中島文書	九月廿三日
四九一	景勝感狀	中土山田文書	全
四九二	景勝感狀	米澤西方文書	(全)十月十七日
四九三	貞慶加恩狀	小倉小笠原史料	(全)十一月十二日

四九四	景勝定書三通	米澤伊佐早文書	全
四九五	溝口宛行狀	中山中島文書	天正十一年十二月七日
四九六	貞慶宛行狀	小倉小笠原史料	(全)十二月十四日
四九七	貞慶軍令狀	全	全
四九八	宜順書狀	南小川大日向文書	全
四九九	貞慶下知狀	小倉小笠原史料	(全)三月十八日
五〇〇	貞慶宛行狀	全	(全)四月一日
五〇一	家康感狀	全	全
五〇二	家康感狀	全	(全)卯月三日
五〇三	家康感狀	全	(全)卯月三日

三宮穗高社御造營定日記
 三河守大伴清知
 兵部少輔大伴知光
 判
 執筆 權少僧都神宮寺秀雅
 天文十八年乙酉二月一日

三三 穗高造營定書 其五

縣社穗高神社文書

三宮穗高社御造營定日記

(内容第二二〇號明應十年分と同文)

天文十八年乙酉二月一日

三河守大伴清知

兵部少輔大伴知光

判
執筆 權少僧都神宮寺秀雅

三六 盛政(?)宛行狀

穗高 井口文書



(盛政か)

今度、こゆは(小岩岳)たけを(引拂)ひきはらい、罷越候、然間、等々力之内を、(茅野左近)ちのさこん
 一跡、女子ゆつりニ候處、女子里別候條、此末者刀帶に出候、仍如件、

天文十九年二月吉日

井口刀帶へ



本号題簽ニ「穗高正一位五
 社大明神」とあり。
 清知は盛知の子か。
 實は此文書現在には後文切れ
 失はれて、署名の箇所が無
 い。依て善光寺道名所開會
 に據り、寫して之を補つた
 従つて判の原型は分らぬ。

此判從來小岩岳圖書盛親な
 りと傳ふれど確ならず。
 二四〇号ニ五三号ニ九二号
 と同型な判は盛政かと思は
 る。然らば盛政は此時迄小
 岩岳に鎮座して、今度大町
 へ別をゆか、又此前後盛
 政は武田に降伏したが、殘
 つた小岩岳氏は小笠原に忠
 勤し、翌々廿一年落城した
 (妙法寺記)。此等關係を
 如何に見るべきか要研究。

從來小笠原長時の林城没落が壽最記に依り天文十八年だと云はれて居たが、本号に依り十九年たる事が確められた譯である。此外に守矢文書五五六号にも「庚戌の某月山邊を御宇人」とある、唯月日に就き確たる證左なきは遺憾也。

文意一向分らない。袖判で更に末尾に署名せるは甚だ珍らしい。盛政は後の書入か、若し眞に盛政だとすれば二三八号二五三号も同型なり、後學の研究に譲る。

三三 晴信寄進狀

甲州淺間神社文書

去庚戌閏五月廿三日、奉納願書於當社頭處、則信府、歸晴信掌握一條、豈非明神感應哉、因茲、一宮郷荒間貳拾貫、付諸役免許所、長令寄附之者也、然者、如右願書、加修造、至干每年十二月勤所造營、可示結願者也、仍如件

天文二十辛亥歲二月五日 武田大膳大夫源晴信 判

甲州一宮大明神御寶殿前

三四 盛政定書

大町 栗林文書



(盛政)

長生寺付干佗言、仁科□□白□之上、出置候、堀之内家中之者共、爲初、彼者無理、世之白□出入不可有之候、仍如件、

天文廿年二月十四日 盛政

上平は八坂村大平の一地名である。

壽最記に平瀬殿も討死とあるは此八郎左工門の事である、本名下野守光信也同城主である。折野山家氏には左馬允前後二人あり、父をか孫子か、之は先代の左馬允也。

長時、當時中塔(南安梓村)籠城中であつた。京都建仁寺盛城中に長時の

大厩兵五殿

三四 某下知狀

八坂 北澤文書



(不明)

上平一貫五百文所出し候、當山之番、ふしん、かゝさす、いたすへく候、動事者、申におよはず、何事も、如在あるましく候、仍如件、

天文廿年十月六日 (北澤)孫十郎かたへ

三三 晴信感狀

武家事記

今度於平瀬城、頸壹、平瀬八郎左衛門、被討捕之條、戰功之至、一段感入候、然者彌可被抽忠信候、恐々謹言、

天文廿辛亥年十月廿四日 晴信 判

山家左馬允殿

三三 長時祈願狀

京都建仁寺裏 禪居庵文書

碑あり、大鑑源師塔に並ぶ。
（禪師は祖先貞宗の師也）
同寺に長時の位牌もある。
巻頭寫眞

新將軍義輝就職の賀狀である、伊勢貞孝は近侍重臣である。
本号原註に十九年乎とあれど、左すれば林城陥落前後で將軍祝賀どころではあるまい。次号へつづく。

前号同日符、前号は將軍へ、本号は貞孝へ也。
義輝の將軍宣下は十五年であるが、十九年迄は前將軍義晴が職を見た。同年三好細川の京亂で義輝は近江に奔り、廿一年正月歸幕し始めて職を見た、恐く前号寄進狀と同時に發遣であらう。

如_二前々之_一、至_レ于_二本意_一者、蟻崎万疋之所、無_二相違_一可_レ致_二寄進_一之狀、如_レ件、

天文廿一年壬子六月吉日
建仁寺摩利支天

（小笠原）大膳大夫長時



二四 長時賀狀

小倉小笠原史料
御證文集

爲_二御代替御禮_一、御大刀一腰盛光、御馬一匹川原毛、進上仕候、此等之趣、宜_レ預_二御披露_一候、恐々謹言、
小笠原大膳大夫

（天文廿一年か）七月五日

長時判

（伊勢貞孝又貞教共云）
伊勢守殿

二五 長時賀狀

小倉小笠原史料
御證文集

雖_レ未_二申通_一候上、令_二啓上_一候、抑爲_二御代替御禮_一、御大刀一腰、御馬一匹、進上仕候、可_レ然様、御披露頼存候、仍而大刀一腰、馬一疋、進_レ之候、向_レ後別而可_二申談_一之覺悟候、恐々謹言、

新將軍義輝の挨拶である、之で見ても近江亡命中でなく、室町將軍在職中である隨て廿一年である、小笠原氏は將軍と特別の關係あつて代替毎に奉賀したであらう。

公方 將軍職
前号附帶の挨拶狀である。長時の中塔落が天文廿年だと云説もあるが、此等より推して、此時尙籠城中であつたと見たい。

此亦前同時の書狀である。積盛は幕府の場奉行で、謂

二六 義輝内書

小倉小笠原史料
御證文集

爲_二代初御禮_一、太刀一腰、盛光、馬一匹到來、目出度候、猶貞孝可_レ申也、

（天文廿一年か）八月十日

（足利義輝）



小笠原大膳大夫とのへ

二七 貞孝書狀

小倉小笠原史料
御證文集

公方様、爲_二御代替御禮_一、御太刀一腰盛光、御馬一匹、御進上之旨、令_二披露_一畢、則被_レ成_二御内書_一候、尤珍重存候、恐々謹言、

（天文廿一年か）八月十日

伊勢守貞孝判

（長時）
謹上 小笠原大膳大夫殿

二八 積盛書狀

小倉小笠原史料
御證文集

ゆる京都小笠原氏である。御在所取退、林城没落せるを云ふ。前にも云へる如く、此年月中塔流城中也。文意は國中の將士へ將軍より、小笠原を救へと云ふ。下知を發して宜いと思ふ向があらば、言越せと。併し此時代最早將軍の内書なぞ何の權威もなし。半竹溝口記の範竹であらう、長時の茶坊主也、此時の使者。

大子 北安美麻村青具 桐山 同北城村今亡す。方は衆の意か、當時大日方氏三四家あつた。大日方は小笠原貞朝の四男長利を祖とす、廣津村大日向に居り氏とす、後に水内小川地方に移る。(大日向系圖)

御代替之御禮、被_レ申入_二候、勢州申談、令_レ馳走、被_レ成_二御内書_一候、珍重存候、次近年、不慮御在所被_レ取退_二之由、無_レ勿_レ躰_一候、就_レ其國之諸侍中、被_レ御下知申請_二事候者、重而可_レ被_レ仰上_一候、此旨勢州も以_レ別紙_一被_レ申候、猶自_レ我等、一熟可_レ申入_一由候間、何時も蒙_レ仰候者、聊不_レ存_二疎意_一候、只今可_レ申_二沙汰_一心中候へ共、御存分不_レ存知_一候條、無_レ其儀_一候、委細半竹齋、可_レ被_レ申_二旨、可_レ得_二御意_一候、恐々謹言、

(天文廿一年か)八月十四日

小笠原備前守

植盛判

御屋形人々御中

二四九 晴信宛行狀

上水内架村專納 堀内文書

別而可_レ致_二奉公_一之旨候間、大子桐山出置候、大日方方、彌忠信候様ニ異見肝要候、恐々謹言、

天文廿一年八月十一日

(武田)晴信判

大日方讚岐入道殿

武田三代記なども當にならぬ軍談本であるが、特に此感狀を掲げたあたり眞物があつての事かと思はる。萩原、後、豊前守と稱す、武功の士也、晴信自身督戦の證也。

當時村上氏征討として、武田軍が此通りより出陣活動中であつた。

長文につき要所だけ抜抄す。羽雲は敵方頼満の入道号也

二五〇 晴信感狀

信玄全集 武田三代記

今十三日申刻、於_二信州刈谷原城_一、頸十一級、太田彌助討取之段、神妙之至、其方一身之走、廻_レ以、遂_二本意_一候、彌可_レ抽_二忠信_一者也、仍如_レ件、

天文廿一年八月十三日

晴信判

萩原彌右衛門との

二五一 晴信高札

麻績法善寺文書

晴信朱印

高札

軍勢甲乙人等、於_二彼寺中_一、亂妨狼籍、堅令_レ停止_二之訖、若至_レ干_レ背_二此旨_一者、可_レ處_二嚴科_一者也、仍下知如_レ件、

天文二十二年二月廿日

法善寺

二五二 頼眞書狀案

守矢文書

頼茂の祖父也。頼茂頼重とも書く。天文六年十月十三日鹽尻城賣落の事「神使御頭日記」にあり。同十七年七月十九日鹽尻城二二三号にあり。先諫方殿 諫方氏は天文十一年一旦滅亡に付てなり。長坂釣閑は晴信の侍臣。澤登は又其家來。

大野田城 美麻村。丹生子 社村。ほりうは受領か。此判二三八号、二四〇号と同型也。

一、先諫方殿之御納物之事、小笠原與碧雲、取相ニ、鹽尻之城、當方へ取被申候時、碧雲乘馬、かけかす毛、初雲と申名有馬、神長給候、頼重乘馬鹿毛、福宜給候、

又去戊申七月十日之亂ニ、御馬同十八日ニ上原へ御着候時も、長坂殿爲御使、御祈禱之儀、被仰付候間、是も夜もすから、拙者一人にて、致御祈禱候處、相叶、鹽尻の御一戰、思召儘候、(以下略)

(天文二十二年)十一月吉日

神長 頼眞

長坂殿江澤登殿御中

二五三 盛政(?)定書

大町 栗林文書

大の田さいしやういたし候につゐて、丹ふのみ、大まぢの關、つりう屋くともゆるし候、爲後日に一筆出し候、

天文廿二年十二月廿八日

わかききたこやの者とも可被申渡候

大町 年寄十人

盛政か

二五四 清長寄進狀

東筑坂北 荻谷澤神明宮文書

原書附箋 「舊城主青柳近江守清長ヨリ神明宮へ寄進狀」とあり神明宮は東筑坂北村荻谷澤村にあり。青柳十郷の惣社と通稱すれど、事實は舊十二ヶ村(坂北村本條村全部及日向村の内桑園、氏子千四百戸)の産神也。社傳には長田御厨(神風抄)の神明なりと。青柳清長は同所青柳城主である、前來小笠原氏に隨身したが、小笠原亡後は武田氏に降り、五十騎の將であつた。生嶋足鶴社起請文の麻績勘解由左工門尉清長と同人なり。本號當時は武田隨身中である、其子頼長の代に武田氏滅び、上杉氏に通款、天正十五年小笠原貞康に誘殺され、青柳氏滅ぶ。原書は同社司宮入吉康が保管して居つたが、同氏死亡後踪跡を失つた。但し大學には其影寫が保存されておる。

三拾三貫五百	神主	九貫四百八十文	けんきう (檢校)
五貫八百五十文	くらの助、神助	四貫三百五十文	善六
壹貫七百元	宮内助	拾五貫仁百元	與三左工門
壹貫六百元	作太郎	壹貫仁百元	與三左工門
壹貫文	善二郎	壹貫三百文	清太夫
五貫九百十五文	石見守	壹貫五百文	さつき
壹貫文	善二郎	三貫五百五十文	與三左工門
三貫九百五十文	藤左工門	八貫六百元	喜左工門
六貫七百元	佐門助	仁貫七百元	伊豆守
仁貫五百文	讚岐守	八百文	二〇?
三貫三百文	與助	壹貫七百元	三郎左工門
三貫五百文	神助	仁貫三百文	廿日はうり
五百文	くらの助	三百文	けんきう

本文中西條東條は本條村に屬す。
たうしゆは當所。
けんきうは檢校。
併し各號全部が神領寄進とは思へぬ。社人の定納調書であらう。

原書附箋に「青柳小四郎領長より父近江守清長へ差出候書附」とあれど、頗る疑はし。頼長の判にあらず。仁科系圖では清長頼長は仁科系である、或は其等移系に關係ある哉を思ふ。
新町とは青柳町の事である。青柳城麓の城下町である。
刈谷澤・別所 坂北。
野間 桑關 日向。
東條 本城。

六百文

西條の
與五左工門

同東條大明神分
六百文

善二郎

以上合而百仁十四貫六百九十五文

天文廿三年二月廿五日

神主 けんきう各々社人衆

朱印

二五 某 讓 狀

坂北青柳文書

- 一、下閑り刈谷や澤也、地下一間、右衛門殿ふん、是ハ諸やく共ニわたし申候、
- 一、十貫、野間のま、桑關、ねんくめ米かはかり、
- 一、四貫五百、別所ヲ、ねんくめはかり、
- 一、三貫五百目、米か米代下田、ねんく米代はかり、
- 一、三貫、大かうし田、くきぬき二田たう所、
- 一、三貫、東條ニ勘右衛門、しゆた重代ひ渡申候、
- 一、新町ニ五百や敷、

天文廿三年三月十四日

朱印

之は此前八月七日に松尾小落城、十五日に神降城、其他兩伊の諸族悉く武田に降伏、即ち伊那全部滿平の御禮である。右松尾には城主信定の外に、越後から廻り來つた兄の長時も居た、兄弟は其より山越に遠州から舟で伊勢、次で京都へ逃げた。

北安社村丹生子。
盛政の二字は後年何人か書入ならん、判も盛政にあらず。

二五 晴信 寄進 狀

(青柳清長) 近江守殿參人々

其輪
御射山 小池文書

晴信
朱印

今度下伊那働之砌、奉_ニ納干 神前願書_ニ候畢、成就之間、爲_ニ御 神領_ニ、七貫仁百之所、奉_ニ進獻_ニ候、各社人等、武運長久之祈念、可_レ致_ニ精誠_ニ者也、仍如_レ件、

天文廿三年九月四日

三齊山大明神社人等

二五 某 書 狀

大町栗林文書

朱印

只今匠作(參申候か)(地内か)丹生子、大町之内之屋物く所、拙者代をうけ取候、
お上まかニも相意有ましく候、爲_レ其一筆出候、仍如_レ件、

天文廿三年十二月十四日

盛政

(益田見伊勢守長盛か) 長生寺江參

二五 穂高造營定書 其六

縣社穂高神社文書

三宮穂高社御造營定日記

(内容第二二〇號明應十年分と同文)

天文廿四年乙卯

仁科大進行友

二月十二日

執筆仁科櫻井住僧義榮



東筑岡田慶弘寺文書

二五九 晴信禁札

晴信朱印

制

於之慶岡寺、當手之軍勢、不可致濫妨狼籍、同往還之族、不可執陣、右至干背此旨輩者、可處嚴科者也、仍如件、

仁科大進穂高大進とも云。仁科宗主たる盛國の次子で即盛國の弟。此に至り始めて仁科系となつて来た。櫻井は大町内にあり。

此年月越後上杉軍入信し、善光寺旭山城を攻めたから、武田方より右對抗出兵時の禁札であらう。慶弘寺維新慶寺後本寺行衛不明

天文廿四年三月十二日

二六〇 晴信定書

松本筑摩神社文書

筑摩郡八幡宮別當職之事、何之人雖望之、不可有異議者也、仍如件、

天文廿四年閏十月十七日

已上

晴信朱印

二六一 晴信感狀

上水内南小川村下大日方文書

雖未啓候、以事次、染一翰候、抑大日向入道、以武略、千見之地被乗取候砌、其方抽而被相持之由、戦功之至、感入候、仍大刀一腰遣之候、猶自跡部左衛門尉可申候、恐々謹言、

(弘治元年か) 三月廿一日

晴信判

大日向主税助殿

二六二 武田免許狀

諸州古文書

此時の別當職は林志賀大夫左助であつた。同時に望月石見が神主であつた。

千見は北安美麻村、小川溪谷經由善寺方面へ通する咽喉的要害の地である。此時千見城主は大日方長辰で、討死した。文面可疑の處あれど大學史料たり、故に收む。

月日の下に武田龍丸印が押されてあつたらう。
仁科民部不明。

宿願とは多分信府掌握の祈願であらう。夫で殊更信府附近の地を寄進した者か。尤も丁未歳の意味明ならず。

小松は里山邊也
一宮は八代郡高田村淺間神社。
二宮は同郡市川大門村弓削神社。

延寶七年幕府へ上申記録の一節也。原書不傳。
外に永錄七年三十貫寄進す其譯三三三號に詳記す。

一、就_二越國筋往還自由_一者、一月_二馬五疋、分國之内、諸役令_二免許_一者也、
(弘治元年か)六月廿四日
奏者 今井越前守

仁科民部入道殿

二六三 晴信寄進狀 二通

内閣古文書

爲_二去丁未歲宿願成就_一、於_二筑摩郡小松之郷之内_一、拾貫文地、令_二寄附_一者也、
仍如_レ件、

弘治二年_{丙辰}正月三日

晴信判

甲州第一宮 禰宜

右同文同日符

同上

甲州第二宮 禰宜

二六四 晴信寄進記録

諏訪下社 下諏訪例記

一、弘治二年三月、從_二武田信玄_一、爲_二御祈禱_一、筑摩郡之内、鹽尻郷百四

十貫文、被_二寄附_一之有_二朱印_一、今福市左衛門、奉_レ之、

二六五 宮本神明棟札 其十

社村縣社神明宮藏

(表書上段)

大日本國信濃安曇郡仁科修理亮盛康口嫡子孫三郎□同女子等

天照皇太神宮御寶殿 奉 造替年月日

弘治貳年_{丙辰}辰_辰杣山入二月九日、手斧初卯月八日、借殿遷五月一日、

御遷宮八月一日、

(同 下段)

奉行人長生寺 同仁科四郎三郎

大工甚三郎長吉 權大工津嶋守吉次 小工越後守吉貞

銅細工内藤工藤甚助 鍛冶右馬次郎兼次

(裏書界 但し左記一行末尾に特書あり)

就_二爰元弓矢_一、神役不調故、六月十四日之御遷宮、八月一日御遷宮也、

二六五ノ二 棟札銘

大町若一王子神社

仁科修理亮盛康 澁田見野生寺盛近

裏書末段の弓矢云々は去年より武田方飯富昌景・曲淵庄左工門は大町以北の仁科殘黨(上杉方)を討伐し、前年來千見鹽嶋飯田飯盛諸城を攻陥せる、其合戦最中を指す。

此は恐らく模寫であらう、疑はしき摩あり。
盛近・盛冬の名が他の史料と一致せぬ。
唯參考に供せるのみ。

王子宮造榮奉行

弘治丙辰年九月

仁科四郎三郎盛冬

二六 晴信感狀 六通

上諏訪町 小平文書

於去五日信州安富郡小谷地、最前登、頸壹討捕候條、忠節感入候、彌可、抽戰功一者也、仍如件、

弘治三年七月十一日

晴信

朱印

小平木工亟との

右同文同月日

岩波藤五郎との

諏訪中州村岩波文書

右同文同月日

大村與右工門との

木曾大村文書

於去五日信州安富郡小谷之城、最前登、頸壹討捕、剩被疵二ヶ所候

北安中土村平倉城である。城主飯盛十郎盛春本来飯盛城主^村であつたが、此前年頃武田勢に攻陥され、走つて平倉城を保ち、上杉の後援を頼みとした、然るに此七月武田の勇將山縣昌景及曲淵庄左工門の爲めに陥られ盛春を始め將卒過半討死した、幾多の哀話が傳へられて居る。従来は春盛と云はれて居つたが、盛春を正しとす。此平倉城陥落に依り千國小谷地方、信州分は残らず武田領となつて越後の根知城と相對時の形勢となつた。

信陽玉殿には本號は安曇郡土谷村山田所左工門持とある。

條、戰功感入候、彌可、抽忠信一者也、仍如件、

弘治三丁巳七月十一日

晴信

朱印

溝口 (又左衛門)

諏訪宮川村溝口文書

(前文同略)頸壹藤牧彦七郎與合討之條(後文同略)

三井助七郎との

甲州千塚村三井文書

(前文同略)頸壹花岡討捕之條(後文同略)

小出藤四郎との

上諏訪町 工藤文書

二七 晴信安堵狀

北安中土村 太田文書

朱印 (晴信)

本領無相違、出置所候、能々奉公可仕候、仍如件、

弘治三八月六日

山田左近かたへ

東堂は西堂に對する名稱で前住を指す。（現在不明）
松本藩の常徳寺は天文廿一年室和尙の創開で後に金松寺五世と爲つた、去れば東堂は年室である、此年室天正十一年松本正麟寺開山となつた。

中條 上水榮村中之條也、專納は中之條の内也。
水上備前は深志城代水上宗浮ならん。
小川及鬼無里は此時代安曇郡として取扱はれたらしい、外にも左様に思はる、文書あり。

將軍義輝前年来甲越和睦を兩將へ勸告し來つた際、信

二六 晴信書狀

南安梓村 金松寺文書
（現在不明）

西牧之金鐘寺之事、常徳寺東堂江進置候、就者、東堂和尙御遷化之後、貴僧可渡遣候、爲其筆令啓候、恐々敬白、

永祿元年八月四日

晴信判

龍光院

二六 晴信宛行狀

上水榮村專納
堀内文書

判 （晴信）

其方親父へ、於當所出置知行、爲替地、於山中、中條相渡候、自水上備前所、可被請取候者也、恐々謹言

永祿元年九月八日

大日向主稅助殿 （直忠）

二七 晴信辨疏狀

大日本史料編年文書

支の要求に基き此年二月將軍より信玄に信濃守護職補任狀を交付し、講和は一時成立したらしい。
謙信此期を利し四月上旬、將軍は勿論、天願をも拜し八月歸越した。
其留守中、甲將高坂昌信は高井郡に侵入し高梨城を陥れ高梨氏を追つた、越後留守の長尾政景は之に對し戸隠に侵入して放火した。
本號は將軍より信玄に向つて右破約の詰問に對する辨疏狀である。
本書列舉の第一項と四項は今年の事柄で第二項は去年の事柄乃ち講和成立前、茲に理論の錯がある。一、本書に於ける信玄の主張は既に信濃守護職たる自分として國內の成敗は勝手である、敢て他の容喙を俟たぬといふにあるらしい、彼の抜目なき政策が窺はれる。文面に依り去年信玄は信府に居つて深志城普請の指揮をした事が判る。
尙最末に着府候とあれば、本號は彼が矢張り深志城に

御内書令拜見、則及御請候、宜御取合、可爲本望候、

一、今度悅西堂江御札、如披見者、去夏向越國之動、輕上意様候歟、先以驚入候、既去頃瑞林寺、爲御使節、下向候砌、信州補任之御内書、髓頂戴畢、然則不可有他之綺候處、其以後、長尾及兩度、信國放火、是背上意第一候、

一、去年甲越爲和睦之御刷、自聖護院御門主之御使僧森坊、帶御内書下國、由是某者、停止于才、在信府城、普請申付候半、長尾御内書頂戴、末及御請以前、信國海野地放火、是又各存知之義候。

一、爲其所當、晴信越國江動、聊奉對上意、非緩怠候

一、今度重而亂入之意趣者、去夏動之砌、越府雖可致破却候、御使僧、于甲州下向之由、留守之者共、申越候條、以下奉重上意故、擱越府之儀歸陣、則對西堂、愚存申述候者、如顯右候、信州補任之御内書、令所持上者、於彼和融之善惡者、越國江被仰屈之由申候、有納得、彼國江下著候處、無是非押返申候、是上意江之逆心、無紛

居て出した書狀である。初めの御取合とは泰開の事、宛の大館は將軍の近臣である。本書永祿元の疑あり、二年なれば信玄と云はればならぬから、

甲は武田越は上杉相は北條である。將軍義輝悦西堂を使者として三家の和談を周旋せしめた。

本號内容の事柄は當地の事たるや否やは分らぬが、當地現存に就き掲ぐ、

候事、不可過御分別候、

一、不達^(違か)信州補任之御内書之旨、信越國切之和融之義、被成御下知候條、存其旨候、猶可有富森左京亮口上候、恐々謹言、

永祿二年十一月二十八日 大膳大夫晴信判

謹上 大館上總介殿

追而、上使瑞林寺・佐々伊豆守、越後江通候、津田掃部助者、爲談合、一兩日以前着府候、

參照 甲斐越後相模、和談之義付、爲御使悦西堂下向候條、富森左京亮差下之條路次之儀、每事可然様、御入魂、可爲本望候、併頼存候、恐々謹言

(永祿二年か)三月廿六日

大館上總介晴光判

横瀬雅樂助殿

越後 横瀬文書

二七 奉行所召狀 二通

松本渚松林文書

河田久郎左衛門名之□□、大谷掃部之助給分所に候、然而隱田在之ニ付而、得御定候之所、可令糺明之旨、被仰出、西堀か、より、雖申遣候、罷出不裁許□□、不可然候、所詮來十日、令登城、可得御裁許、

既月迫之條、不可有油斷候、必可被罷出之狀、如件、

永祿貳年十二月六日

奉行所判

河田彦十郎殿

河田久郎左衛門分、隱田之義ニ付而、大谷掃部之助かたより、先日乍文注進候、不參之條無是非候、來廿日罷出、キと可有其裁許者也、

永祿貳年十二月十日

奉行所判

河田彦十郎殿

二八 信玄定書

上伊小野小野文書

信玄 定 小野

於彼郷中、重科之人、並犯國法之輩、經三日、至干隱置者、注文之人、可爲同罪、惣而爲甲州、惡子細承届、高嶋へ令注進候、可加褒美者也、仍如件、

永祿三庚申三月十一日

方二寸角朱印、文に曰成敗憲法、文字の上へ捺す

前同印。

之を小野に於ける武田七騎と稱した。當時小野はまだ兩分しない時である、南北共に伊那郡であった。内藏助は南方大藏家で、玄審允は北方大藏家である、同郷であつても神社も氏子地域も兩立して居たらしい二九二号には現に小野兩所とある。

元和三年に氏子が諏方領(神田)と松本領(林)とに分れたので、兩宮となつたと傳へられて居るが、二禰二塚から見れば前々より二ツ並んで鎮座したか。

志賀大夫木工助は林氏、筑摩八幡宮(筑摩神社)及び千鹿頭神社(中山村神田と里山邊村林との産土神)の神官(別當か)であつた。

(南方字治權)新三(北方赤羽)與五衛門(北方)辰野源右衛門(南方世良田又板垣、後小野)内藏助(北方小野)玄蕃允(南方小野)雅樂助(北方、青木又ハ倉澤)平右衛門

二七三 上棟祝詞

東筑中山神田
千鹿頭神社文書

千鹿頭神社祝詞日、

巍々神廟、浩浩旗旒、術籍公輪、二禰締構、皇威無極、維德悠々、家國安泰、崇千鹿頭、咄！請看神林二境嶺、盛舉光景四望幽、

信府慈眼山主釋滿長夢誌

印

時永祿三庚申祀三月廿五烏吉祥、

二七四 志賀大夫書留 其一

松本筑摩神社文書

永祿三庚申歲六月吉日志賀大夫木工助、千鹿頭大明神御神秘御事、一千鹿頭之燒申事、府内郡之目氣也、永祿三年六月廿五日庚申ノ日、鳥死、御湯立在リ、一御前烏万、松ニ被_レ繫申事、以ノ外不思儀也、

天文十八年巳酉
永祿元年戊午
永祿二年巳未

同家記録に其が備前長光の刀なりとあり。
西牧の逆徒、飛彈の三木黨と關係か、三木は反武田である。

一宮ノ茅ヲ拔申事、喧ノ日氣也、

一鳶と烏、互_ニ御前ヲ爭申、是亦不思儀也、

一御戸ノ開申_(虫喰)□□不思儀也、

一酉_(建)歲、造供ヲ以テ、御柱並ニイガキ、健立申候、

一午_(建)年、舞殿ヲ、卯_(建)日、吉日、健立奉申(候)、

一未_(建)年六月卯_(建)日卯_(建)刻未曉門ヲ造立ス、

一同年二月卯_(建)日、四五百人、人足ヲ以テ健立申(候)

(以下欠文)

二七五 信玄感狀

木曾福嶋原 文書

西牧之逆徒、頸一、勘介、被_レ打捕之條、神妙候、依_レ之、太刀一腰、進_レ之候、猶甘利可_レ申候、恐々謹言、

永祿四年正月廿七日

信玄



原 彦八郎殿

二七六 穂高造營定書 其七

縣社穂高神社文書

仁科盛棟は盛知の孫で父は古殿城主因幡守盛晴である。盛棟は徳高に館居し徳高氏を討した、始め武田氏に仕へ、（長時）天正十一年小笠原氏に降つた。
以上は南安郡誌説であるが可疑。恐らくは前掲仁科大進の子であらう。

小笠原長時が京都から越後へ再歸して謙信に寄つたのは永祿十一年である。之は長時の舊封を回復してやれとの意であらう。

洗馬城主三村長親一族の鑿殺滅盡は天文廿四年である併し信玄と法号せるは永祿元二の間であるから、本号は同二三年頃であらう。原軍人は此邊より飛騨方面攻略の部將であつた、一時洗馬城に鎮居したであらう。

三宮穂高社御造營定日記
（内容第二二〇號明應十年分と同文）

永祿四年辛酉二月十二日

仁科内膳盛棟

執筆 仁科櫻井僧義榮

宮奉行 知親

二七 義輝内書

上杉家古文書

小笠原大膳大夫（長時）歸國事、無異議様、馳走可爲神妙候、猶晴光可申也、（大館）

永祿四年閏三月四日

判 （將軍義輝）

長尾彈正少弼とのへ （上杉謙信）

二六 信玄安堵状

洗馬長興寺文書

三村寄進之寺産、至此比、無相違所、雖地頭改替候、不可有異議候、猶原軍人佐可申候、恐々敬白、
（昌胤）

永祿初年か）二月八日

信玄判

長興寺

入山邊村桐原舊海岸寺の棟札である、維新の際廢寺となる、
往古は奥院たる字堂ノ入弘法平とも云（）にあつて、裏面銘文の如く元和三年に桐原中院へ移轉した。
此棟札同村桐原氏方に保存されてあつたが、昭和八年三月同家火災と共に焼失、但し同家記録に依り寫す。

二五 信玄禁札

同寺文書

禁制 長興寺

一、於寺中並門前亂妨狼籍事、

一、寺家之土貢抑留之事、

一、於山林猥剪竹木之事、

右有違犯之輩者、可處嚴科者也、仍如件、

永祿四年五月九日



（信玄）

二六 棟札寫

入山邊 桐原氏藏

於桐原山海岸寺堂内 海舜

○奉勸修光明眞言法一千座除災富貴所

永祿五年壬戌五月十三日 敬白

元和三年丁巳三月十八日

桐原山海岸寺本尊千手觀音堂從奥院當所へ安鎮奉造立、
當場並田地下々田五畝四步畦共寄進附置者也

施主 桐原與曾術門

二六一 武田傳馬定書

鹽尻堀内文書

武田傳馬朱印
文曰「傳馬」

定

此時代の鹽尻宿問屋は小口氏であつた。
宿場も宇古町で今の鹽尻町よりも東へ寄つて居た、慶長十八九年中仙道開修後今の鹽尻町へ移つた。

- 一、かくのそくの印判なくして、傳馬いたすべからざるの事、
- 一、縦印判あり共、口付錢出(さ)すハ、傳馬を停止へ起の事、
- 一、印判を不持、無意趣に傳馬をとる者あらは、郷中一味いたし、召津れ參べ起の事 以上

永祿六癸亥年三月晦日

信州鹽尻之宿中

二六二 頼長寄進狀

神宮文書、權禰宜荒木氏藏

伊勢大神宮 奉寄進知行之分

青柳頼長は青柳城(東筑坂北)主である。
此後天正十年再寄附す、
(同文書、後号参照)
東筑部村刈谷原。
同上川手村塔原田澤。
同中川手村(明)科。
此等の地方は此年代即ち武田時代には、小縣海野再來の會田氏の所領だと思つて

- 一、苜谷原の内にて拾貫文、
- 一、塔原同赤科にて二十貫文、
- 一、田澤にて拾貫文、

居るが、本号で見ると青柳氏領であつたか或は又頼長が此地方併吞の野心より殊に此地を撰びしか、俟後考藤原氏を稱せる事注意。

以上合而四拾貫文之所、

右御祈念之旨趣者、息災延命、同前壽命長延、附者、武運長久、軍陣勝利、知行重々、家風豊饒、所求圓滿、如斯吉祥精誠之趣、如件、

(永祿六年)閏極月十六日

青柳伊勢守藤原頼長 判

宇治殿 參

二六三 信玄朱印狀

東筑中山村仙石文書

信玄朱印

受領

(永祿七年)甲子二月吉日

百瀬佐渡守

二六四 輝虎祈願狀(抄)

越後彌彦神社文書

輝虎守筋目、不致非分事、

一、(略)

一、信州江成ヲダツテ行事、第一小笠原村上高梨須田井上島津、其外信國の諸士

受領は任官である、佐渡守に任した譯也。
干支のみで、年号なきは異様なれど、大學も之を承認せり。

輝虎(謙信)が將軍義輝より小笠原舊領回復を指囑された事は永祿四年二七七号の通りである、従つて謙信も其の意に依つて此兩願文にも小笠原を最先に書てある川中嶋とは永祿四年九月十日の大合戦を指す。

牢道、又者輝虎分國西上州へ武田晴信爲妨候、於三川中島も、手飼の者數多爲討死候、此所存を以て武田晴信退治之稼、是又非道有之間敷事、

(後略)
永祿七甲子年六月廿四日 上杉輝虎 判

彌彦 御寶前

二五 輝虎祈願狀(抄)

更級郡武水別神社

(前略)輝虎雖進發經歲月、曾非競望此國、一旦爲遂小笠原村上高梨須田嶋津之憤、今尙強如此、順弓歟、逆弓歟、伏願神靈垂鑑察、凶徒悉殲、誅伐無殘、(後略)仍願文如件、

永祿七年八月朔日

藤原朝臣輝虎 判

參照「言繼卿記の一節」

之も前号と同じく小笠原氏を最先に信州没落諸將の回復祈願である順弓か逆弓か云々、吾々は將軍の俠骨に對し一片の感謝と共鳴を禁し得ない。
山科中納言言繼卿
長時は去る弘治元年伊勢路より上落、三好長慶に頼り寄遇する事十四年、今茲永祿十一年織田信長大兵を率ゐ、將軍義昭を奉じ九月廿六日入京次で芥川城陥落(長時も此城に居た)三好一黨悉く敗竄、此大變亂の爲長時も居た、まらず、子貞慶弟信定を殺し、此年末(月日不明)再び越後へ逃げて謙信に頼つた。
長子長隆此時尙上杉臣下として働いて居た。

一、九月一日永祿十一年今日禮罷出、路次次第、寶積寺殿新御所、御盃賜之、略次武者小路廣大(廣橋大納言國光)妾カ、所へ罷向、酒有之、信乃國小笠原牢人(長時)、三好方頼之、住芥川子源三郎(貞慶カ)參會、次岡殿、次竹内、次伏見殿、次大祥寺殿、次内侍所等へ參了、
一、十月一日廣橋妾カ、女、一之采女、信州小笠原妻、一昨日於攝州郡山、尾州衆(織田軍)取之、今日内侍所へ預置之、予ニ可預之由云々、思案之儀也、罷向尋之

先無殊事、遂可及其沙汰事也、

二六 洪鐘銘

東筑流摩地 縣社小野神社藏

夫海岸有二獸、謂之蒲牢、其聲如鐘而性畏鯨、故鑄者作蒲牢形、亦復造鯨魚、以擊則大鳴矣、叢林古規、清廟一法器也、朝聞者停苦絕惡、暮聞者脫迷出厄、今茲郡主神勝頼、於小野神前命梟氏造大鐘、仍就慈雲山主玄長、請解此義、拙偈一篇、述而以應其命、寸莛撞巨鏞、其斯之謂歟、偈曰、

神庠法鐘新鑄成、蒲牢形体甚分明、

森羅萬象甘功德、月白霜天百八聲、

永祿七甲子年仲冬下澣日

大檀那諏方四郎神勝頼

二七 信玄安堵狀

諏訪有賀 千鹿頭社文書

諏方郡之有賀之千賀多本社、明神田神役之事同郷之内、並上原村、埴原田村、筑魔郡神田村之内、自前々之分、不可

鐘高約三尺五寸
班固東都賦に蒲牢あり。
注曰く海中大魚也、蒲牢鯨を恐る、鯨魚擊ては蒲牢大に鳴く、凡鐘聲を大ならしめんと欲する者、蒲牢を上り釣之を撞くに鯨魚を以てす。
勝頼は去年六月より高遠城主として伊那を鎮す。
本文郡主勝頼が乃ち其だ、諏方氏は凡て神姓を名乗る

東筑中山村神田、千鹿頭神社鎮座す、神田地名の起りも之であらう。
信安は信方(形)の子ならん信方天文十六年小笠原土田原討死後、其跡を繼ぎ、諏訪

郡代として大和城に居す。御下知は信玄を指す。生足社起請文中に信安あり。

東筑摩尻町西福寺。長坂釣閉は信玄の重臣である。西福寺は武田信玄の開基となつて居る。

山家氏は筑摩郡入山邊中入城主也。早く武田氏に降り天文末年善光寺旭城永祿以後上州箕輪岩瀬信州長沼諸城に勤番す。本号は箕輪城勤番中の諸將に宛てたものであらう、信府統記中入山古城の所に「折野の嫡孫山家刑部と云者、勝頼の感狀六七通持傳ふ、今保科家(會津藩)にありとかや」と見ゆ、本号及

有_二相違_一之由、任_三御下知_一如_レ件、

永祿八年乙丑二月五日

大安寺供僧衆

板垣信安[?]判

二八 信玄 寄進狀

豊尻 西福寺文書

新地開山之由候間、壹貫貳百四拾文之所、被_レ成_三御寄進_一候、猶造營等、不可_レ有_二怠慢_一之旨、被_レ仰出_二候者也、仍如_レ件、

(永祿八年)乙丑十一月十五日

西福寺

釣閉
朱印

二九 信玄 下知狀

本縣史蹟調査報告第十一

以_三好便_一染_二筆候、從_三岩櫃_一如_三注進_一者、越後衆少々、至_レ千_三沼田_一著陣、近日吾妻へ可_レ動搖_一之由候、信玄此表ニ立_レ馬候上者、上州江之行、不_レ實候、但非_レ可_三油斷_一候間、彌津望月、長野原迄立遣候、岩櫃大戸兩城之間、何地ニ候共、敵及_レ行所へ、可_レ被_レ移_二之旨、成_三下知_一候、畢竟城内堅固、可_レ爲_二肝要_一候、恐々謹言、

以下三通は恐くは其傳寫ならん。

之は地域的より云へば安筑に關係は無いが隣接地の事だから採録した。之は分村以前であるが八彦神社が南方專屬のように見える。

内蔵函は二七二号の内蔵助であらう、小野氏但し元は板垣又は世良田とも云はるおにしは小西であらう、同所に小西城(館)あり。

列」は原文紙切れで見えず盛棟の名次号にもある。

(永祿九年)閏八月十九日

信玄判

山家薩摩守殿

大井源八郎殿

依田又左衛門殿

浦野宮内左衛門殿

二〇 信玄 免許狀 寫

筑摩地 小野文書

信玄
朱印

上伊那小野之郷南方、八彦明神造營として、七年ニ一度、商人關有_レ之由、諸社人、甲府江捧_三御目安_一候之間、任_三舊規_一、不可_レ□_三異議_一之由、御下知候、然者、商人五錢、馬壹疋二十錢宛、可_レ取_レ之者也、仍如_レ件、

丙刀十二月廿八日(永祿九)

おにし内蔵函

二一 穂高造營定書 其八

縣社穂高神社文書

三宮穂高社御造營定日記

(内容第二二〇號明應十年分と同文)

永祿十年丁卯

二月四日

仁科左京亮盛棟
宮奉行 知親

二五二 神前起請文 八通

小縣生島足島神社文書

1 敬白起請文之事

一、此已前奉_レ捧候、數通之誓詞、彌不可_レ致_二相違_一之事、
 一、奉_レ對_二信立様_一、逆心謀叛等、不可_レ相企_二之事、
 一、爲_レ始_二長尾輝虎_一、從_二御敵方_一、以_二如何様之所得_一、申旨候共、不可_レ致_二同意_一候事、
 一、甲信西上野三ヶ國、諸卒、雖_レ企_二逆心_一、於_レ某者、無_二奉_レ守_二信立様_一、御前可_レ抽_二忠節_一之事、
 一、今度別而、催_二人數_一、無_二表裏_一、不_レ涉_二二途_一、可_レ抽_二戰功_一之旨、可_レ存定_二之事、
 一、家中之者、或者甲州御前惡儀、或者臆病、意見申候共、一切不可_レ致_二同心_一事、
 右之旨、少茂僞者、梵天帝釋、四大天王、內海外海、龍王龍神、殊_二者_一、王城鎮守賀茂春日、稻荷祇園、松尾平野、梅宮天滿大自在天神、至_レ干_二關東_一者、伊豆箱根、三島三當、鹿島神取、富士淺間大弁、甲州一二三之明神、國立橋立、當國之鎮守、諏訪上下、小野兩所大明神、飯繩戸隱兩所權現、八幡大弁、而日本國中大小之神祇、明道之蒙_二御討_一、於_二今生_一者、黑白二病請、於_二來世_一、可_レ致_二墮在_一者也、仍如_レ件、

(永祿十年)八月七日

仁科盛政



同神社所有の信立將士起請文八十三通中、此地關係八通文採録。

1 仁科盛政

盛政は平姓仁科氏最後の宗主である。天文廿年頃以來武田氏に降る、然るに永祿四年上杉へ通款の疑を蒙り誅せられたとは從來の通説であるが、永祿四年でない事は本号で明である、又其被誅地が川中嶋或は甲州臺ヶ原或は甲府だとも云はる、併し甲州北都留郡岡村字強瀬で殺されたのが事實であるらしい。(猿橋附近)其所には盛政の腹切石が残つて居り仁科姓も數家現在する。
松本市史に盛政が此後上杉に降り、更級八幡神主に補せられた様に書いてあるが夫は日岐織部盛直(本姓仁科)であつて盛政では無い此處に正誤する。盛政の誅せられたは永祿末か元龜初

跡部大炊助殿

2 敬白起請文之事

「起請各項前と殆同文」
「神文 前と殆同文」

(永祿十年)八月八日

堀金平太夫盛廣判	古厩平三盛隆判
澁田見源介政長判	澤渡兵部助盛則判
日 岐 盛 次判	穗高左京亮盛棟判
等々力豊前守政景判	野口尾張守政親判
關右近助政直判	小宮大藏丞政知判

跡部大炊助殿

3 敬白起請文之事

「起請各項前同文之外ニ」
 一、下野守親子、對_二上意様_一、逆心之旨、存候者、幾分致_二意見_一、承引無_レ之者、親子之前、引切、甲州可_レ奉_レ抽_二忠節_一之事、
 「以下神文殆同文」
 永祿十年八月七日

であつて、正系仁科は夫で滅びた。
小野兩所古來兩社であつた證據也。

2 仁科衆 即ち前の仁科盛政の配下である。

3 會田衆
下野守の配下である事は本文で判る。
其下野守が會田を氏稱したか、又は矢張岩下であつたかは判らないが、本姓海野たるは明である。
海野氏が古來永く會田(川手迄十六ヶ村と稱す)を領

して居つたが、明應頃一旦小笠原に取られた、天文廿一年小笠原亡後武田氏の力に依つて再び海野の領域に歸したのである。

4 海野幸貞
之は上川手の光に居た、(御被くばり日記にあり)古来の會田領域が、此年代は二頭で分領したと思はる此次を見よ。

5 光宗
三河守の配下である事は本文で判る、其三河守が前の海野幸貞である、塔原三河守とも云はれたから、館地

御奉行衆

岩下駿河守幸實判 同名新十郎長高判
同名禰助幸廣判 塔原織部幸知
大口左馬助□□ 小□助□忠□判
古幡源三幸俊判 小口清太夫忠清判
宮澤七右衛門泰長判

4 敬白起請文之事

「記請各項前と殆同文」
「神文前と殆同文」

永祿十年丁卯八月七日

海野三河守幸貞



跡部大炊助殿

5 敬白起請文之事

「起請各項前同文の外に」

一、萬一三河守、奉_レ對_二上意様へ_一、企_二逆心_一候者、涯分致_二意見_一、無_二承引_一者、三河守前引切 無_二甲州へ可_レ奉_レ抽_二忠節_一之事、

は塔原であつたかも知れぬ、字殿屋敷あり。此三河守天正十年貞慶に降り翌年誅せらる。四〇四号以下三通及び四四八号以下参照。

6 麻績清長

此麻績清長が謂ゆる青柳近江守清長と同一人であると見たい。

天正九年御秘記日記で見れば青柳分の初に麻績伊勢守とある、之は儘に近江守清長の子青柳頼長で、そして此時の青柳城主である。されば父子共に麻績とも青柳とも兩用したのであるまいか。尙二九九号参照

7 前と同人
起請八十三通皆別人であるのに、此麻績清長に限り二通ある、夫は此國侍以下三項特筆の故か、さても?

「以下神文殆同文」

永祿十年丁卯八月七日

桑原式部少輔康盛判

塔原藤左衛門宗榮判 堀内二郎貞維判

山崎善七郎 (貞久) 判 同名藤五郎貞吉判

跡部大炊助殿

6 敬白起請文之事

「起請各項前と殆同文」

「神文 前と殆同文」

永祿十年丁卯八月七日

麻績勘解由左衛門尉清長



吉田左近助殿

浅利右馬助殿

7 敬白起請文之事

「起請各項前と殆同文の外に」

一、國侍輩江、深不_レ可_二入魂_一之事、

一、就中、屋代室賀大日方與、同禮並公義諸禮之外、全入魂仕問敷之事、

一、右之趣他言仕問敷之事、

「以下神文殆同文」

永祿十年丁卯八月八日

麻績勘解由左衛門尉清長判

金丸殿 (平八郎)

8 青柳衆 但原註也、
前の麻績清長の配下であらう、

8 敬白起請文之事
「起請各項前と殆同文」
「神文 前と殆同文」
永祿十年八月七日

麻績市尉 光貞判
關岡宮内右工門光助判
關 又助 光吉判

御奉行御披露

二九三 宗普定書

南安住吉神社文書

濫村縣社住吉神社
領中の範圍不明なれど毎戸
十錢(文)を課した。
此外に永祿十二、水上宗普
署名の棟札があるが、夫は
怪いから除いたが、併し關
接に此黒印を證明する。

宗普印
ならん

右住吉之宮さうゑのために、領中之住吉之十錢宗役を出し
候、彌々造ゑい不可有油斷之者也、

永祿十年九月五日

楡村之神主

二九四 信玄下知狀

甲州入明寺文書

深志普請とは城關工事であらう。
此地に普請奉行を置きたる
事安養寺文書三一ノ号にも
あり、可なり大規模の工事

定

を施したであらう。
工事は當時の深志城代であ
つた、前号水上は郡代であ
る。

此度、深志普請之處、於干人足難溢之輩者、不撰貴賤、可被行罪科
候、以此旨、各へ嚴重可被申觸候、若有用捨者、可爲私曲之趣、被
仰出候、可被存其旨者也、仍如件、

永祿十一年戊辰三月五日

信玄
朱印

土屋平八郎

奉之

工藤源左衛門尉

栗林 東筑島立。
三〇〇号参照

二九五 信玄宛行狀

會津藩 小森文書

於信府栗林之内、三十貫之所、被下置候、依戰功並武具之嗜、可被
宛行御重恩者也、仍如件、

(永祿十二) 戊辰卯月四日

信玄
朱印

山縣三郎兵衛

奉

諏方左衛門尉殿

二九六 信玄免許狀

松本殿治町吉右工門持
信關玉藏所收

長々在府、御細工之奉公□□間、番子供五人之外、御普請役、被成御
赦免者也、仍如件、

之も前号に亞いで深志普請
の證左である。
本号は現在行方不明、

(永祿十一年)戊辰五月十七日 信玄朱印
中河原彌右衛門

跡部美作守(勝忠) 奉之

二九七 信玄宛行狀

東筑後平林文書

爲本領之替地、於住吉之内、參百俵被下置者也、仍如件、

永祿十一年戊辰十一月廿三日 信玄朱印

跡部美作守(勝忠) 奉之

鹽原三郎右衛門尉 坂井源右衛門尉

平林新左衛門尉 同織部佐 太田大炊助

二九八 懸佛銘

東筑麻績神明宮藏

〔徑六寸〕

永祿十二年己巳

松山松右工門尉

二九九 清長宛行狀

東筑坂北青柳文書

住吉 南安温村

裏から打込んである故表からは左文字に見える。

東筑麻績村。更級大岡村。

清長は青柳城主也、頼長の父。麻績勤解由左工門と同人らしい、二九二号の判と對照せられよ。

麻績大岡ニ而、八百六拾貫文之所、出置候者也、仍如件、

永祿十二年己巳卯月吉日

清長(青柳) (虫喰)

青柳加賀守殿

三〇〇 信玄下知狀

會津藩小森文書

信玄朱印 定

北栗林之内、兩三人へ被相渡之外、御藏へ納候分貳拾貫也、此内拾貫、有坂與右衛門ニ、爲御重恩、被下置候、又拾貫を、諏方左衛門、浦野豊前守、有坂與右衛門、三人へ爲御夫錢、被下候、然者、北栗林一郷、可爲地頭之旨、被仰出候、夫馬之事者、如此間、不可有相違者也、

(永祿十二)己巳八月十一日

山縣三郎兵衛 奉之

諏方左衛門尉殿 有坂與右衛門尉殿

浦野豊前守殿

三〇一 信玄加恩狀

穂高井口文書

北栗林 東筑島立、問字は門尉の略字也。二九五号參照

跡部勝資は勘定奉行也といふ。

定
此間相拘來候知行之外、於仁科領、五貫文之所、爲御重恩、被下置者也、仍如件、

永祿十二年己巳十一月十八日 信玄 朱印

跡部大炊助 奉之

井口帶刀左衛門尉とのへ

三〇二 信玄書狀

南安高家村眞光部
眞光寺文書

諸高宥被仰談は寺領地の諸役免除の要請也。

無二老和尚云々は貴僧の同意を得て、右違背の御權を分國諸部外に追放すべしとの意である、厄介な文體だ此文體野頼より佐久大井龍雲寺へ出した書狀と同じ。(四隣譚叢六一頁)

(永祿年間か)九月廿九日

眞光寺

信玄 朱印

三〇三 信玄下知狀

大史集古文書
備前國農河本又七郎藏

福津紀伊守は同松鶴軒常安(生島足島起請文)の事か。深志城に北信方面の人質を

置いた。

原書には年月の下に龍丸の武田印があつたらう。

福津紀伊守子、同名監物子、立河玄蕃弟、爲人質其地在城候、向後爲代、可勤軍役之旨、兩三人御訴訟申候之間、被爲返候者也、仍如件、

永祿十三年庚午三月四日

土屋右衛門尉 奉之

深志在城衆

三〇四 政國書狀

筑摩地村小野文書

按に小野社傳に木曾義仲が川中島邊を同社に寄進した後正應年間仁科義國が該社領高井更設二郡中の七郷を奪つて高梨に呉れた云々、それが三四百年後の今日迄繼承された者乎。三四一号参照、
屋代越中は信玄の家來、熊井は同社介の親也。

就神役之儀、兩度承候、新井分者、下條之事、 \square 之河崩無之候由申候、其已前上利、神役不勤之由、承及候、但兩人之代官江相尋、前々より御座候由申候者、川崩候隨分量候て、可被相納候、若又自前々、無神役者、雖神慮之儀候、非分候哉、此之段、兩人所へも申遣候、恐々謹言、

(年代不明但永祿前後也) 二月晦日

屋代越中守 政國 奉

熊井備中守とのへ御返事

三〇五 信玄加恩狀

大町會禰原文書

別而嗜武具等、奉公候間、當領拾五貫文之外、五貫文之所、被下置候、

青沼は深志郡代であつた、軍艦に勘定奉行、騎十六、卒三十人、算筆勘能とあり

次号と同年代と思はる。

北安陸郷村小穴泉福寺。

就_レ戰功、可_レ被_レ宛_レ行御重恩_二者也、仍如_レ件、

元龜元年庚午八月廿八日 信玄 朱印

曾根原又次郎殿

青沼助兵衛尉 (吉忠) 奉之

三〇六 信玄 高札

南小谷千國文書

信玄 朱印 高札

軍勢甲乙人等、於_二千國谷中_一、停_二止亂妨狼籍_一訖、若到_下背_二此旨_一族_上者、可_レ處_二罪科_一者也、仍如_レ件、

(元龜年中)十月九日

三〇七 信玄 禁札

陸郷村泉福寺文書

信玄 朱印 禁制 泉福寺

一、殺生之事、 一、叩剪_二竹_一木事、

勘過 諸關所通過の事であらう、此時代所々に關所があつた。諸役所は關所を指す。

之は下社の差定書也。諏訪上下社とも毎年三回の祭事に當り國中の常例地頭は七年輪番で其神事に勤仕する、之を頭役といふ。
印は賣神祝印とある。

大輪(和)田は北安松川村川西部也、大祝以下を五官の祝といふ

一、於_二門徒中之寺家_一狼籍事、 一、德_レ役之事、

一、於_二門前_一、免_二普請役_一事、

右條々於_二違犯之輩_一者、可_レ被_レ行_二嚴科_一者也、仍如_レ件、

元龜元年庚午九月八日

三〇八 信玄 定書

南小谷村細野文書

信玄 朱印 小谷衆十八人、無_二異儀_一、可_二勘過_一者也、仍如_レ件、

(元龜二年)辛未六月廿二日

諸役所中

三〇九 頭役 差定書

北安松川大和田文書

印 差定

印 諏訪南宮明年五月會頭役之事

印 大輪田 地頭

右件大御神事者、天下泰平、國土豊饒、御祈禱也、仍任_二先_一 例 可_レ被_レ勤_二仕_一彼

頭役之狀、如件、

元龜三年辛未八月吉日

大祝金刺



副祝 擬祝
權祝 禰宜

洗馬長興寺文書

三〇 信玄安堵狀

定

寺領之事、以御印判、如御寄進、不可有御相違候、若諸地頭、令押領者、早々可有御注進候、可被召放當知行之旨、嚴重之御下知候者也、仍如件、

元龜三年壬申六月朔日

長興寺

信玄朱印

跡部大炊助 奉之

三一 信玄免許狀

一、信州南栗林之内正行寺、

東筑島立村栗林、正行寺右兩寺共慶長年間松本へ引移つた。
此年代信長、大阪及長嶋の一向宗徒と合戦已まず、信玄此等門徒と膝し合せ信長

渡田安養寺文書

を牽制した、即ち同門徒保護の上より此文書を出した譯だ。

深志に普請奉行を置いた事殊に注意。

松本正行寺には此寫がある

一、同 北栗林之内極樂寺、

一、同 三溝之内安養寺、

以上

右大坂門徒之坊主衆、普請、並兵糧運送等、諸役、御免許候者也、仍如件、

元龜三年壬申七月廿五日

信玄朱印

山縣三郎右兵衛尉 奉之

深志 普請奉行衆

三二 信玄安堵狀

定

信玄朱印

北安平村海口 諏訪社文書

明神社領之事、以御印判、如御寄進、不可有御相違候、若諸地頭令押領者、早々可有御注進候、可被召放當知行之旨、嚴重之御下知候者也、仍如件、

元龜三年壬申八月五日

田上掃殿部

跡部大炊助 奉之

明神社不明。現在の海口社では無い、恐くは中土村の諏訪社(郷社)であらう。社寺の差こそあれ、前々号の、長興寺文書と同文である。但之は袖判(印)である。田上は當社の神主であらう其先越後根知の氏人也。

三三 穂高造營定書 其九

穂高神社文書

三宮穂高神社御造營定日記

(内容明應十年二二〇號と同文)

元龜肆年癸酉二月三日

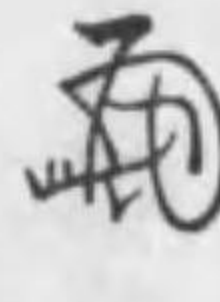
仁科筑前守平盛棟



宮奉行穂高忠兵衛知親



筆者權大僧都玄雄



三四 盛棟定書

穂高神社文書

穂高造宮之事、任先例、敷地貳拾餘郷、勿論至_レ住吉犬飼嶋_ニ爲_レ所役_ト、可_レ令_レ造營_ニ者也、仍如_レ件、

元龜四癸酉二月四日

仁科筑前守 平盛棟

印黒

穂高宮奉行穂高伊賀守

三五 志賀大夫書留 其二

筑摩神社文書

敷地二十餘郷は明應十年(二二〇号)造營日記にあり住吉犬飼嶋を摘記したる理由解せず、或は住吉は古来小笠原氏の庄園、又犬飼島(島内)は當時筑摩郡であつた次第から乎。

之も千鹿頭神社の事である林志賀大夫は當社及筑摩八幡宮の別當である。

本号年号を欠けど前と同年頃か、

御府は里山邊林部落中にあり、靈地と稱せらる。御柱の時神事あり。

元龜四年癸酉物怪之事

- 一、正月十五日、前家燒申候事、酉ノ日酉ノ刻_(舞屋か)
- 一、四月御柱を立申たるに、つなもきれて、東へなをり候て、二ツニヲれ申候事、國ノウミの物怪ナリ、
- 一、八月晦日ニ、_(其か)年ノ一ノ御柱なをり申事、ふまんなり(以下欠文)

同上書留 其三

林之郷千鹿頭大明神、御せん_(先祖)その御うふまなに而御座候、當年おんはしら立申入用之事、

- 一、おんはしら置申候山入仕候、 二石
- 一、同山家へ山作置申、 壹石
- 一、御柱のつめ木、橋倉の郷より取申候、 壹石
- 一、御三ふと申えめ、おゐしに、 三十石
- 一、御寶殿貳社立申入用、 三石
- 一、同宮うつしに、 拾五石
- 一、御柱山より引出し、同立申日ノ入用、 五拾五石
- 一、同兩郡之禰_(禰宜神子)御子、立申候、御祈念申上候入用、 三石

日天法(日待)阿彌陀法以下眞言秘法修行棟札、慶長七年迄十九枚、悉く尊應自筆也、便宜上合号し尙他の十六枚は省略した。尊應は慶長十八年寂す、同寺は尊應を開山とす。
尙此外元文以下明治迄廿六枚ある、以上悉く千手觀音堂の棟木へ打付てある。又此觀音堂は室町中期の建築で近く國寶指定とならう。同寺には外に鎌倉室町時代の肉筆經卷が三軸ある。

最初遠州九所社、中途鴨江寺、最後信州小野大祝(筑摩地)から諏訪小坂へ移納された。
元龜三年遠州三方原合戦時の戦利品であらう。
永祿頃諏訪神宮寺住に僧宥譽と云へるがあつた、之

三五ノ二 修法棟札銘

外十六枚

南安栗尾滿願寺住

元龜二曆辛未十月吉日 結願 敬
種奉勤修日天法一千日間三時修之所願成辨所
當寺別當權大僧都尊應修之 白

天正元年癸酉文月十七日

種奉勤修□□法一千座二世之求願所如意圓滿
阿彌陀
當寺別當權大僧都 修之記

天正十九年辛卯仲陽十五日

種奉讀誦法華妙典一千部伽藍安隱興隆佛法所
當時別當權大僧部尊應修之 敬白

三六 鰐口銘

諏訪 小坂觀音住

遠州豊田郡河勾庄高木郷、九所大明神、金鼓也、且那平幸久、右擇以吉日良辰、鑄之者也、明應五祀丙辰六月廿八日、敬白、

天正仁年甲戌霜月十八日、

と同名だが同人が否やは、諏訪史家にも判らぬと云ふ直徑約一尺、青銅、

青木本に依れば、本号と共に林文書三通あり、而て外の二通は近年諏訪林氏へ移つた。但し其二通は疑しきものだ、

信州小野大祝源滿昌敬白、

遠州鴨江寺本堂仁奉奇進、松下藏人建昌、

永祿九年丙刀五月十七日、願主大□坊宥譽、

三七 勝頼定書

南穂高踏入林 文書

累年致奉公候間、一月ニ馬參正之分、並門屋四間押立出事、有御免許之旨、被仰出候者也、仍如件、

天正二年甲戌八月十四日

勝頼 朱印

跡部美作守

奉之

林安右衛門尉殿

三八 勝頼安堵狀

東筑洗馬長興寺文書

從舊規之寺産、不可有相違之旨、法性院殿以直判、被定置之上者、自今以後、聊不可有違亂候、畢竟寺中之造營、佛法興隆、專要候、恐

法性院殿直判三一〇号を指す。

入山邊村中入城主、山家昌實、後武田に降り重く用ゐらる、本姓は折野、武田亡後高遠保科氏に仕へ子孫會津に居す、此事信府統紀古城記にも見ゆ。
山家氏文書此外、二八九号三三〇号三三一号参照。

洗馬 東筑洗馬。
木曾義昌は此年代洗馬を貰つて居つたのであらう。
天亥の二字は後入の疑あり。

惶敬白、

天正三年二月五日

長興寺

三九 勝頼感狀

本縣史蹟調査報告第十一

於今度三州長篠、一戰之砌、息藤九郎討死、忠節令感激候、其弟左馬允二、名跡相續、肝要至極候、於勝頼、隨分令惻切、可引立身上者也、仍如件、

天正三乙亥年七月二日

山家近松齋

勝頼判

三〇 義昌加恩狀

爲重恩、洗馬於百姓前、二百疋、當秋ヨリ可扶持者也、仍如件、

(天正三)天亥八月十八日

原平左衛門殿

義昌朱印

之は叙任許可狀とも云ふべく、但馬守を許可した譯である。

宛名春日彈正は世の謂ゆる高坂昌信である、武田方老將で天正以前より海津(松代)城代で、越後上杉方を警備した、天正六年城内で歿す、墓は東方關屋村明德寺にある。

松陽軒は關津美濃守也。三州家康方面に對し行動を延す事と葬儀の事を報したのである。
密事とは信玄秘喪の事で重要文書である、露顯とは發表の意である。此年四月十二日大泉寺に於て葬儀を執行了した。
其城在番とは飯山城を指す、是は此後關津常安(松陽軒)が同城代であつたから斯く推測さる。
春日は此時の臨時城番であらう。

三〇ノ二 勝頼朱印狀

北安松川榛原文書

勝頼朱印

標葉但馬守

天正三年乙亥十月吉辰

三二 勝頼書狀

松本堀内文書

就來調儀、其城在番之儀、以若手能州申遣候、然處三州筋之行尤之由、談合落着已後、及ト策候之處、當春之動、不可然之旨候條、先延引、隣國之體、可聞合候、就中、彼密事露顯之佛事等、來二月可執行候之間、三四月迄、一切動可相延候、爲得心、以糊付染一筆候、將又、其地爲番替、松陽軒、小幡上總介、指越候、來廿七日可爲着城候條、乍苦勞、其内勤番尤候、恐々謹言、

追而家康備之様子、如何候哉、聞届度候、已上、

(天正四年)正月六日

勝頼

春日彈正忠殿



先御印判は永祿八の二八八号を指す、

三三 勝頼安堵状

慶尻 西福寺文書

被_レ任_三先御印判_一、寺家門前五間之分、普請並兵糧運送等之諸役、御免許之事、自今以後も、彌不_レ可_レ有_三御相違_一之由、被_レ仰出_一者也、仍如_レ件、

天正四年丙子三月廿四日

勝頼 朱印

跡部大炊助 (勝頼) 奉之

西福寺

三三ノ二 武田軍役定書

上水内榮村堀内文書

定 軍役次第

一 鐵炮 可有上手歩兵之放手壹挺ニ玉藥三百放宛可令支度

壹挺

一 持槍 實共貳間半たるべし

貳本

一 弓 上手之射手 弓うつほ矢並根絃無不足 可支度

壹張

一 小旗

壹本

一 長柄 實共三間 實長五寸木柄か打柄か朱してあるべし

四本

以上道具數九ツ小旗共ニ

右何_レ及、具足、甲、手蓋、咽輪、差物あるべし、如此調_三武具_一、可_レ被_レ勤_三軍

之れが此の時代武田方の一騎前の軍役であらう、雜卒を加へ普通十六人と云傳へらる。大日向氏は當時水内郡小川に居した、故に本書は直接此地に關係は無いが、一般軍役參照の爲記録した。

役_二之旨、被_レ仰出_一者也、仍如_レ件

(天正四年) 丙子三月廿七日

勝頼 朱印

跡部大炊助 奉之

大日向佐渡守殿

三三 勝頼安堵状

甲州 法泉寺文書

定

一 甲州和田之内本寺領 拾八貫文 一 塔頭分 五貫文

一 鹽邊分 仁反 一看察免 壹貫五百文

一 信州荊谷原之内勝因寺分 七貫八百文

爲_三高祖清淨心院殿牌所_一、右如_レ斯寺產、法性院殿以_三直判_一、被_レ定置_二之上者、末代不_レ可_レ有_三相違_一候、畢竟、寺家之修造、佛法之興隆、可_レ被_レ盡_三尊意_一者也、仍如_レ件、

天正四年丙子卯月三日

勝頼

法泉寺



三四 宮本神明棟札 共十一

社村縣社神明宮藏

法泉寺は西山梨郡相川村和田に在り甲川五山の一なる大刹なり。荊谷原は東筑前部。或は小縣か。勝因寺不明。清淨心院は武田伊豆守信武である、元弘建武頃の武田宗主である。法性院は信玄。

盛信は信玄の末子だ、仁科盛政害せられ、正系断絶により、末子盛信に仁科氏を繼がせ繼せしめた、「御厨遺蹟推定」續仁科御厨
 北安社村縣社神明宮
 矢原御厨
 南安徳高縣社徳高神社内
 縣社神明宮
 但往古は附近具梅に鎮座せりと傳ふ。

東筑波田村水澤若澤寺、舊時著名の靈刹であつた、明治五年廢寺、單に遺蹟を存するのみ。
 遺佛彌勒像(金佛)一、目下同村盛泉寺に傳へらる、小さい佛像だが白鳳時代の作だと言はる。
 外に二王あり是亦鎌倉時代元享造立の銘あり。二七号

(表書上段)

大日本國信濃安曇郡仁科五郎盛信本願長生寺

天照皇太神宮御寶殿 奉 造替年月日

天正四曆丙子_子山入二月九日 手斧初三月八日、、 借殿遷五月一日、、

御遷宮六月十四日、、

(同 下段)

奉行人祖繁 大工金原周防守長吉 權大工源右工門吉次 小工二三右工門吉政

銅細工甚介 鍛冶安部馬次郎兼次 轡轡師(欠) (裏書前号と殆同文に付略)

三五 勝頼安堵狀

定

(同寺文書、但目下不明)

- 一、信府和田之内觀音領 六百五十文 一、同地藏領 壹貫文
 - 一、同寺家屋敷 五百文 一、同神林之内地藏領 壹貫文
 - 一、同新村北方 五百文 一、同南條 五百文
 - 一、同西牧之内 五百文 一、同三溝之内 二貫五百文
 - 一、同竹田明清寺分 二貫文 一、小坂定樂寺分 二貫文
- 右如_カ此累年被_カ抱來_カ之由之條、自今以後も、聊不可_カ有_カ相違_カ候、畢竟觀

音堂、並寺中造營、無_カ疎略_カ、令_カ勤仕_カ、御當家御武運長久之丹祈、可_カ被_カ凝_カ精誠_カ之旨、被_カ仰出_カ候也、仍如_カ件、

天正五年丁丑二月三日

勝頼 朱印

跡部大炊助 奉之

若澤寺

三六 勝頼定書

定

諏訪子爵家文書

諏方上宮御頭役之事、如_カ相定_カ、可_カ勤_カ之、若背_カ先規_カ令_カ難_カ澁_カ者、百姓等、可_カ有_カ追_カ放_カ御分國_カ之旨、所_カ被_カ仰出_カ也、仍如_カ件、

天正五年丁丑二月十三日

勝頼 朱印

今福市左衛門尉 奉之

山家

三七 勝頼禁札

禁制



(勝頼)

慶弘寺

東筑岡田慶弘寺文書

岡田村慶弘寺は維新の際に廢寺。
 本書現在不明、
 信陽玉證鑑より寫之。

山家 筑摩郡兩山邊ならん先代より山家が頭役勤務の事、御符禮古書にあり(二八号にもある)之と同日同文小柳宛文書あり、略之。

信玄法号 法性院殿機山信玄大居士。直判二五九号を云ふ。

- 一、甲乙人等濫妨狼籍事、
 - 一、猥截探山林竹木事、
 - 一、雖有_レ一國平均之課役、寺領内諸役事、
 - 一、於_レ敷地_ニ殺生事、
 - 一、軍伍寺内打_レ宿札_ニ事、
 - 一、年貢穀米限年無沙汰事、
- 右條々至_レ違犯之輩_ニ者、任_レ法性院殿直判之旨、可_レ處_レ嚴科_ニ者也、仍如_レ件、

天正五年三月廿日

三六 棟札銘

東筑朝日村針尾神社藏

(表面)

大工左衛門次郎式部左衛門

源次口 仁三衛門

山川陵谷中迦陵頻伽聲

□□

一字熊野三社權現御造宮

本願新三左衛門久長

判

(梵字)

命令等諸鳥委聞其音聲

天正五年卯月中旬

小檀那 左衛門 惣兵衛

遍照光院は高野山中院の一ツである、林泉寺は其未寺である。仁科五郎盛信は信玄の末男にて仁科氏を襲き天正初年より仁科を領す。

折野山家氏は從來播州より來れる者と云はれて居るが甚だ怪しい、文明五年室町幕府より松尾小笠原を初め伊那郡同被官十六通の感狀中「小笠原折野備後守」宛あり、之と同族關係にありはせぬか三一九号及次号參照

(裏面)

筆者

廣大寺書之

鎌倉前雜國本朝年

日二十二月六_日 由_山 二五九_号 署_印 奉_命 判

三元 盛信寄進狀

池田伊藤文書

高野山遍照光院、爲_レ宿坊、池田之林泉寺屋敷、同百疋之處相添、令_レ寄附_ニ候者也、仍如_レ件、

追而右之林泉寺、並門前一間、諸役不可_レ有_レ之候、以上、

天正五年丁丑卯月廿六日

仁科盛信



遍照光院

三〇 勝頼安堵狀

本縣史蹟調査報告第十一

任_レ老父近松齋_{（昌寛）}、桐原郷定納千貫之所、出置候、向後爲_レ直參_ニ奉公、畢竟如_レ定法_ニ、武具等嚴重、急度可_レ被_レ勤_ニ軍役_ニ、猶依_レ忠節功_ニ、可_レ令_レ重恩_ニ者也、仍如_レ件

天正五年七月九日

勝頼判

前号参照

(折野) 山家左馬允殿

三三 勝頼加恩狀

本縣史蹟調査報告第十一

定

嫡子藤九郎(昌矩)、於三州長篠討死、誠忠節之至、無是非次第也、雖然愁傷誠察候、仍遂嫡庶之差別、此度本領當地領分、殘而中河原郷、貳百貫文九百文之所、爲隱居分、相渡候、其方及没後之刻、孫子之内、糺孝行優劣、可被讓與者也、仍如件、

天正五年七月九日

勝頼判

近松齋 (山家昌實)

三三 盛信感狀

南小谷細野文書

今度越州境、遠近鄙城迄、爲隱便、遂案内、加之、彼城主之行略法密見分條、依微細注進、寔無比類、働、感悅之至、尤掌握之所、何如之哉、彌向後走舞、可抽忠儀者也、謹言、

越後境敵城とは西頸城郡根知城を云へるか、又は早川谷不動山城を云へるか。此明年武田上杉兩家修好す。

秋宮境外右手に千手觀音堂あり、維新の際取拂はる。甲子は永祿七年也、之は翌八年の信玄判、諏方祭祀再興次第に「鹽尻の壹升米は去年より造營として寄附せしめ給ぬ」とあるのが即此三十貫である。前二六四号で鹽尻郷百四十貫寄附したから、合せて百七十貫となる。そこで兩郡慶長檢地帳鹽尻二七八二石餘の外に四二九石餘同所給知とあるのは此百七十貫の石直しである、(一貫が二石五斗程に當る)右再興次第の壹升米とは他例より考て、田一反に付米壹升附加の義であらう田役即是也。

天正五年九月五月

盛信(七科)



等々力治右衛門尉殿
細野甚四郎殿

三三 勝頼定書二通

下諏訪宮坂家古寫文書

勝頼

(前文・諏訪郡ノ分・畧)

三拾貫文千手堂へ御寄進、自甲子 鹽尻田役之内

都合百四拾六貫百八拾文

右如此以造營領、下諏訪春秋兩宮中、無疎略、可致修補之由、被仰出者也、仍如件、

天正五年丁丑七月廿一日

今福市左衛門 以清齋 奉之

井之坊 竹居

定

下諏方爲御造營料、於干鹽尻之郷、參拾貫之所、御寄進之上者、自今以後も、彌不可有御相違候、然則如累年、土貢以下、可致運送旨、堅可被申付、若百姓等、令難澁者、可被處罪科之由、被仰出者也、仍如件、

天正六年戊刀九月十二日

(勝頼朱印)

今福市左衛門尉 奉之

下諏訪井坊 竹居祝

三四 道譽書狀

小倉小笠原史料御證文集

武州岩槻城主太田三樂齋、正入道道譽は道灌の曾孫也、多年上杉憲政を援け越後上杉氏の後援に依り北條氏に抗したが、永祿末年、越後次で常陸佐竹氏に依り同國片野に居り、後下谷塞(東京の下谷か)を築き里見義弘と連盟して北條氏と戦つたが氏政に破られ、天正四年? 質を致して講和した(無事の形) 本書は道譽が片野在城時であらう、又原註天正六年とあれど、文中の里見義弘六年正月辛(野史)だから、或は

十一月廿日之御狀、今日到着披見、去年可有御上洛之由存、京都へ一筆進覽申候、仍來年到、關東御發向可有之由、被顯御直書候、我等一身満足此事候、去年度兩度江州へ雖申達候、遠境信越往還爲罷成、從半途致歸宅候、春中如何様も彼等之意趣可申上覺悟候、當口之儀者、諸家中儀、重々一統候、先以可御心安候、房州之儀、去秋以來、氏政以大軍被取扱候間、或懇望、或被含地利、利氏政房總無事之形候、雖然於内心、從高山深海、猶里見義弘、遺恨深重候、千言萬句、御發

五年乎。道譽後年小田原征伐の時、秀吉に石垣山に謁した、夙に豪傑の名あり。

梶原政景は前號三樂の次男也。長男資房は永祿五年?に父の留守に岩槻城を將て北條に降つたから、政景は父と共に佐竹氏に頼り常州新治郡柿岡城を守つた、勿論佐竹里見氏と共に北條氏に抵抗した。前號と發信同日なる事即ち同一使僧の實である。笠原に貞慶が天正七年父を會津に訪ふとあるが、書狀のみでなく、自身偵察遊説に廻つた事であらう。

原註に「天正六年戊寅乎、書内兵部大輔者、勝俊父勝村

向可被急相極候、當口之儀、隨分可走廻候、具御使僧江申候間、令省略候、恐々謹言、

天正六年乎(五年か) 十二月八日

小笠原殿 御報

道譽

三五 政景書狀

小倉小笠原史料御證文集

去月廿日之御芳翰、今廿二日到来、快然候、仍從信長御書拜見、過當之至候、自何來春、至干東八州、可爲御發向由、御肝要至極候、去春以往、常野兩國之諸士、氏政へ被敵候、至御發向は、速關左可屬御手義無疑候、畢竟其邊御稼ニ極候、然者御懇情之意趣、被顯御紙面候、忝次第候、於向後、老父同前可申通候、御同意所憑候、恐々謹言

天正六年乎(五年か) 極月廿三日

小笠原右近大夫殿

政景

三六 勝俊書狀

小倉小笠原史料御證文集

入道蟠龍齋也、御書へ信長公之書也」とあり、水谷勝村は常陸下館城主、天文十四年同國下田城を築き移る、強勇の譽あり、世々結城氏に屬す、月日と地理より推し、前號、前々號と同一使僧の齋であらう。信長は武田討滅を見越して關東常野への調略に着手せる事、其調略の遠大を見るべく、又其外交掛が貞慶の器であつたらう。

吉江丹波は鹽尻大小屋の氏人也。慶長十四五年頃鹽尻宿へ移り問屋役を勤む。本號は大小屋だけの預地計算であらう。一兩は甲金四匁を云ふ。

寄思食、芳札、御珍重、再三拜見、一段本望至極存候、抑去春水谷兵部大輔所へ御書中、被指越候、其時分我等事及、可申宜由存候處、有^(貞慶か)兔角^(信長)無^(信長)其由罷過候、仍御書頂戴、則捧御請候、可然様ニ憑入候、至^(織田軍)干^(織田軍)御發向^(織田軍)者、當口之儀、隨分可奉馳走候、委細者彼御方頼入候條、令省略候、恐々謹言、

天正六年平(五年か)十二月廿六日

水谷伊賀守勝俊

小笠原殿(貞慶)御報



小笠原殿 御報

水谷伊賀守

三三七 勝頼安堵狀

信陽玉證鑑

勝頼

定

糺子御預之上者、於何方、雖致利倍候、累年勤來、金子貳兩、糺子百拾五俵之外、向後加増之御德役、一切有御免許之由、被仰出者也、仍如件

天正六年戊寅二月二十日

跡部美作守 奉之

吉江丹波守

三三六 盛信預狀

總高井口文書

過所役本領之由、訖言候之條、預置候、毎年五貫文宛、可相納者也、仍如件

(天正六年) 戊寅五月廿四日

盛信朱印

井口正林

三三九 盛信免許狀

北小谷武田文書

如前々、自當秋、大編於罷越者、從戊寅甲辰年迄、諸役令免許者也、仍狀如件

天正六年戊寅九月十七日

盛信朱印

大編之郷中

三四〇 穗高造營定書 其十

穗高神社文書

三宮穗高社御造營定日記

仁科盛信、仁科領主。過所役は關所番役。

北安北小谷村大編。越後國境也。

仁科盛員は前号盛棟の子也越前守を稱す。盛員の列が武田型なるに注意。

(内容明應十年分二二〇號と同文)

天正七年巳卯二月二日 仁科孫四郎平盛員

宮奉行穂高伊賀守知親
執筆大僧都法印憲應

三二 勝頼定書寫

筑摩地 小野文書

定

井上 須田 小布施 木鎌 六川 草間 江邊 大熊 更科 小田中
西條 戸狩 佐野 田中 木嶋 中村 中條 市川
右之郷中へ令催促、小野造宮、如舊規、嚴重可致勤仕之由、被仰
出者也、仍如件

追而有申掠者、被聞召届、重而可有御下知者也、

天正七年巳卯二月八日

勝頼
朱印

櫻井右近助 奉之

矢彦之祝

同小祝

彌右衛門

名主八左工門 組頭武七 同傳九郎

此等は造宮神役地であつて、神領では無い、丁度諏訪兩社造宮神役地と同例であらう。
三〇四号参照
往古木曾義仲が小野牧軍馬徴發の時、高井郡七郷(小布施、木鎌、大熊、更科、小田井、佐野、戸狩)を二ノ宮に寄進したいといふ傳承があるが、其が事實としても、其と此とは餘りに年代が隔絶して居る、
矢彦之祝は次々号の備前守久吉であらう
櫻井右近(安藤守か)武田家臣、公事奉行である。

三三 秀隆書狀

小倉小笠原史料御證文集

雖下未申通候上、令啓上候、隨而今度信長以直札被申入候之間、被仰調尤存候、必來秋は、到信州表、出勢可有之由候之條、早速御還補之事、勿論候、別而其許御才覺此時候、特者、信濃堺目、有事候之間、向後相應之儀、不可存如在候、猶自小牧但馬守可申候之條、追而可得御意候、恐惶謹言、

(天正三年乎(天正七年頃))

二月廿六日

(河尻)

秀隆

小笠原右近大夫殿 人々御中

小笠原右近大夫殿 人々御中 河尻與兵衛尉秀隆

三四 二宮和解書

筑摩地村小野文書

一、就小野二之宮造營之儀、山内とすけ之郷之造營、其方より問答申候之處、幸今度安部加賀守殿、海津へ爲御番手御越候條、則披露申、其上御同

河尻領吉、秀隆とも又重節とも稱した、信長臣下の職將である、天正三年以後主命で、美濃岩村城を守り武田氏に侍した、此書原註天正三年とあれど、恐らくは其七年頃であらう、
還補 舊領宛行の義、

筑摩地北小野(筑摩地)と伊那郡南小野(小野)と分れたのは天正十九年であるが、其前より兩社併立して居た事は二九二号神文、諏訪上下小野兩所の文字で立派に證明される、本号で見ても

兩社兩郷に解される。同心とは加賀守の家來。熊井氏は介祝と云はれて居る、肩書は熊井氏の意か。此文書が熊井氏に無く、代々大祝と云はれた小野氏方に保傳せられた事も併せ可考。

西濱とは越後西頸城郡の通稱也、其所の桑取川名立川能生川早川海川姫川青海川を西濱七谷と云ふ。

倉科七郎左衛門(代々襲名)は江戸時代を通じ松本町問屋である、本号と共に古文書十四通、以下年順に列記する。但目下長野市丸山氏

心に候上伊那樋口源八郎殿同名作左工門殿、彼問答之所、双方へ被_レ成_二御意見_一候て、其模様落着之儀は、當卯之年壹宮之儀計は某彼造營取申候者、又七年過とりの年より、至_レ于_二末代_一、すけ之郷之造營、其方御取可_レ有_レ之候、其上可様相濟候上之儀は、此已前も又向後も、たかひに就_二造營御儀_一、申所少も申間敷候、右條々御兩所御あつかいに候間、如_レ此濟候、爲_二後日_一、手形進_レ之候、仍如_レ件、

天正七つちのと三月四日 南方 備前守久吉判

小祝 同名彌右工門判 同名別當判
介之宮ノ熊井右馬頭殿

三四 盛信宛行狀

松本倉科文書

西濱就_二儀計_一、去年以來走廻候之條、勝半助明所、千國之内馬_口本町五貫文、小谷池原土屋_二貳貫五百文_一、於_二和田_一御扶持糶子參拾六俵、合拾四貫七百文之所、出置候、猶依_二奉公_一、可_レ宛_二行重恩_一者也、仍如_レ件、

に歸す。此時代武田上杉修好。

柴田勝豐は勝家の養子である、此年頃は養父勝家の命にて越前國丸岡城に居つた去夏御在國とは信州在國の意であらうか、故郷に眷戀潜行したる彼の苦衷を諒とする。
岐阜藩留は云ふ迄もなく信長に臣従したのである、此年頃は信長の爲に専ら北越方面の細作に當つたらしい。原註は三四年乎とあれど、勝豐の越前居は天正六年後に付、本号は七年頃であらう。

天正七年四月廿八日

(七科盛信)



倉科七郎左衛門殿

三五 勝豊書狀

小倉小笠原史料御證文集

御札本望之至候、去夏御在國之由、依_レ無_二存知_一無音候、仍越後國之儀、近年御才覺之由候、任_二御狀_一、小嶋召寄相尋候、連々被_レ入_二御精_一趣、承届候、其口御用にて岐阜_二御滞留_一之旨候、被_レ明_二御障_一、來年は御下向尤候、彌可_二申談_一候、猶委曲小志入神谷三郎右衛門可_二申述_一候間、不能_レ審候、恐々謹言、

天正三四年乎(天正七年頃)

極月十八日

(柴田)

勝豊



小笠原右近大夫殿 御返報

小笠原右近大夫殿 御返報

柴田伊賀守勝豊

三六 勝頼下知狀

北安中土村田原文書

越後西頸城郡小瀧村大所、
信越國界の所也。
信陽玉證鑑に田原文書此外
數通あれど、天文年号に信
玄名などで持物に付棄却せ
り。
平原下野守は北佐久郡南大
井村の城主である。

上水内郡辛井村荒安飯綱神
社、朱印百石。
仁科盛政の末女が此荒安神
主の妻となりしより、以後
代々仁科を氏稱したと傳へ
られる。
尙本号以外同家文書十數通
あるが、此地に關係なきに
より除外した。
先御印判は信玄を指す。

渡海 佐渡へ早く行けだ、
笠史には數回渡海とある。
其國 越後か。

定

大所之豊後守人質之娘、令嫁平原下野守之上者、向後得平原實子、爲豊後守人質、可被召置候由、被仰出者也、仍如件、

(天正八年)
庚辰三月廿二日

(勝頼
朱印)

小田切織部丞殿

(長坂)
釣閑齋 奉之

三六 勝頼安堵狀

定

飯繩御神領、以先御印判、被寄附之上者、自今以後、彌不可有御相違候、畢竟御當家御武運長久之御祈念、不可有疎略之趣、所被仰出也、仍如件、

天正八年閏三月十日

(勝頼
朱印)

(七科)千日大夫殿

跡部尾張守 奉之

三七 勝家書狀

小倉小笠原史料御證文集

神小ニ神保越中守氏春也。
越中富山城主、上杉氏に隨
ひ此時通ニ信長一。
本清七 未考。

溝口 美作守貞康也、終始
貞慶に隨從經歷した。
賀州奥郡 勝家は前田、佐
々々、佐久間等を率ひ、天正
七年加賀能登に攻入り一向
宗徒を退治し、末盛城を陥
れた。
一揆 一向宗徒、

攝州有岡 荒木村重。
播州三木 別所長春。
中國 毛利(敵)尼子(味方)
宇喜多 直家降る。
大坂 本願寺願如(先佐)石
山に據り此年開城。
甲州 武田勝頼。
御國衆 信州。


勝家 越前北庄に居城。
貞慶が前は常野、今は北越
に、前哨偵察乃至調略に奔
走しつゝも常に舊領を顧念
せる事、末段にて察すべし
だ。

尙以新助方、やかて可指下之處、去月迄ハ雪途ニて此表の様子を
も可申入覺悟ニて延引候、海上も融候之條、被指急候て、御渡海
尤ニ候、

其國御滯留、方々御計策、不及是非候、殊神小二、本清七、前以血判被
相下候而、溝口指上候、委曲承届達上聞候、去五月至賀州奥郡相働、
如存分申付、能州末守、越中御味方中、手を合、無殘所、爲一刀之覺悟
申付候、可御心安候、一揆共相溜所々悉討果、越後御理之面々、如御存
分可申續候、然其御意得、彌御才覺此時候、隨而攝州有岡、播州三木、落
居之躰、其外中國之儀者、可有其聞候、宇喜多令調略、鎮西迄屬御
手候、大坂之儀、命計被成御赦免候て、退城可仕、相究候、將亦從甲
州御説言之使者、御馬太刀、去年より雖相詰、無御許容候、然上者、其
御國衆、天下一統之御望之面々、爲御禮、御使於被指上者、致披露御
朱印以下、馳走可申候、各へ其旨御傳達尤候、万事無御油斷、御馳走專
一候、猶兩人可申入候、恐々謹言、

(天正八年) 閏三月廿二日

小笠原右近大夫殿 御返報

(榮田) 勝家 

小笠原殿

柴田修理亮

三〇九 勝頼安堵狀

倉科文書

朱印 定

- 一、仁科之内坂之下 八貫文
- 一、同千國東寺院分 四貫文
- 一、小谷之内來馬寺分 壹貫五百文
- 一、土屋之寺分 壹貫文
- 一、府中和田之内 三拾五俵

已上

向後爲御家人勤奉公、別而可抽忠節之旨、言上之間、累年勝拘來候

去年四月第三四號と同じ、彼は感信(假)より、之は勝頼(本)よりだ。

北安松川村大和田の諏訪明神へ祈願したのである。

殿様 松川親照院裏の山城の城主の事ではあるまいか。當時の郷士は此に見る如く、平生は農業に従事し、事あれば武装して征戦に従ふたのである。被官 家来。負物 負債。王城領守は加茂。

所、右如此、致宛行之由、被仰出者候也、仍如件、

天正八年庚辰卯月廿日

(長坂) 釣閑齋 奉之

倉科七郎左衛門殿

北安松川大和田文書

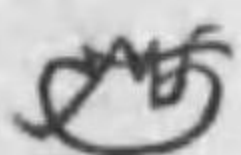
三五〇 石見祈願狀

今度きつねなき仕候ニ付而、御祈念申候立願事、

- 一、殿様御前正衛門尉、彌御氣能、武運長久富貴、家内安全、子孫繁昌、御陣も被
- 一、遂ニ場毎高名、召津れ候被官以下、可爲無病息災事、
- 一、大和田之郷、松川手前之義ハ不_レ及_ニ是非、毎年作茂吉、殊にハ御年貢御勘定是も、年々相濟、於_ニ吾等親子之負物、悉罷濟、安堵可_レ申事、
- 一、うせ申候かたな、一度手ニ入、盗人打取可_レ申事、
- 右三ヶ條、存之儘ニおゐてハ、如此法花經讀誦可_レ申事、一、伊勢一部、同熊野、同あつた、同つしま、同往生鎮守、同甲州御たけ、同上諫方、同下諫方、同小野、同穂高、同三社、同神明、同王子、同戸隠、同飯繩、同八幡、同當社大明神、同日本國中大小神祇冥道、合十七部、六月七月兩月之内ニ、可_レ奉_ニ讀誦_一者也、敬白以上

天正八年庚辰六月吉日

(松川) 石見



西頸城郡下早川村に不動山あり、根知の北なり、依て不動山を根知とも云たらし。天正八年以後上杉が新發田征伐留守中其依頼にて武田より根知へ番兵派遣したては無いか可考。本記には次項、毎年の馬市を今年は徳高で開くの命令である。馬町とは當時行はれた馬揃である、信長も秀吉も折々行つた。

本号は殊に難解を極めるが試に愚按を下して見よう。之は前号と同年月で事件も其續きであらう、即今度徳高に於て施行する馬揃に關する命令である、即ち今の謂ゆる馬市では無くて、軍用的演習のものであつた、次に當府とは徳高であらう。

三五二 盛信書狀

徳高等々力文書

來札披見、仍不動山衆番替、近日被_レ仰付候間、彌御番普請、聊不可_レ有_二油斷_一之旨、可_レ被_三申越_二候、隨而馬町、毎年雖_レ成_二下知_一候、町人訛言故、無_二一着_一候、然則_レ者、於_二今度_一者、領中之馬、並大町眞々部市之儀、此砌穂高へ被_レ引、可_レ然候、猶替儀、重而可_レ被_三申越_二候、恐々謹言、

(天正八年か) 八月朔日

ホ、力次右衛門殿

盛信

三五三 盛信下知狀

徳高等々力文書

- 一、鳥羽栗毛の馬、十八_(日)に來着候事、
- 一、夫馬如何様にも相調、同日可_レ指越_二事、
- 一、乘馬衆同手明に候は、每度結付候間、定武具等、寄羅吟_(味、脱か)可有_レ之候歟、今度於_二嗜無_一人者、一途可_レ有_二過怠_一候事、
- 一、新爲_二御軍法_一、鐵砲持一切_二、御普請御赦免たるへき之由、被_レ仰出_二候

和泉は倉科か、軍兵工は松川か、小兵衛は岡村かと思ふ。

根知交番とあるは前号の不動山を指したものである。宛名等々力は徳高附近在住であり、且此馬揃の臨時奉行に任せられたと見たい。

巻首寫眞参照。

富田左近は會津若名盛氏の家老である、貞慶の父長時が昨年以來若名氏方に寄偶して居た關係からでもあらう。故に本書は若名へ宛てたものである。

- 間、如何様ニも過分ニ相調候様に、肝煎尤候、
- 一、俄に出陣候間、不足候儀は、和泉守將監かたへ、可_レ被_三相憑_二候事、
 - 一、細萱河内守、同心被官召連、十九_(日)に當府へ參着尤候、
 - 一、眞々部、同心被官同前之事、彼衆歸城候間、長生寺、根知へ可_レ被_三罷越_二事、
 - 一、軍兵衛、小兵衛、是も十九_(日)に參着候事、
 - 一、相殘道具十人衆申付、同日可_レ差越_二事、
 - 一、各立物之儀、かんばんを申請候間、兩地在番所は、今度の留守に支度尤候、ひたきんたるべく候、恐々謹言、

(前号と同年) 八月十一日

盛信

印

ホ、力治右衛門殿

三五三 信長書狀

越佐史料

六月廿日書狀到來、令_レ披見_レ便、仍北國間事、近來出_二人數_一、越中悉屬存分候、能州同前候、急度到_二越後_一、令_レ亂入_一之條、被_レ成_二其意_一、本庄高梨等、馳

越中能州三四八号にある。本庄繁長高梨政頼等は上杉方越後東北境の守將である、此後本庄は遂に上杉に叛した。

信豊は典厩信繁の子也。此の左馬允三一九号、但し二四二号の左馬允とは別人であらう、さすれば天正三年歿である。信豊小諸城守中の書狀か、然らば左馬或勤香地は上州邊ならん。大嶋文書此外數通尙研究中。

角朱印(即御印判)

傳馬

文中文字の上へ此三印を押す。大門郷 小縣郡也。

走專一候、猶貞慶可申候也、謹言、

(天正八年か) 十月十五日

富田左近將監殿

(織田) 信長判

三五 信豊書狀

入山邊 大嶋文書

態染一翰候、其時分、及敵行之處、被抽戰功、被疵之由、併忠節被思召、被及御直書候、可有頂戴候、殊爲疵養生、可被歸國、被仰出候、人數之儀者、無不足被指殘、其元一人歸陣尤候、於様子者、自勘太郎殿、可被申候、恐々謹言、

(天正) 正月廿七日

(山家) 折の左馬允殿

(武田) 信豊



三五 武田傳馬定書

大町 伊藤文書

朱印額 定

大門郷

傳馬勤仕衆

- 市助 安右工門 善右工門 新次郎 新次郎 彦四郎
- 彦四郎 惣左工門 又右工門 源左工門 縫殿左工門 與四郎
- 彦四郎 彦六左工門 次郎右兵工 市助 木工助 都合十七人
- 御印判衆 善内左工門 與三右工門 新右兵工

- 一、巡次之傳馬役、不可無沙汰事、
- 一、縦雖爲當番、其内之人或在陣、或以公用令他行者、相番輩、可補其役、若傳馬數多被指立之時者、次之番衆致談合、可勤仕事、
- 一、今度改而被載千斯帳之輩、就傳馬退屈、他所へ至移居者、追而可懸其役、但可依住所事、
- 一、縦雖以權門有申觸輩、不帶御印判者、不可出傳馬之事、
- 一、於御印判所持之人者、御文體遂拜見、如其員數、傳馬可出之事、
- 一、公用之時者、可爲御印判貳、御朱印壹、々時モ不諭貴賤貧富、堅可取一里一錢事、
- 一、傳馬武正之時者、和田大門壹疋宛、十疋之時者五疋宛、可出之事、
- 一、如番帳、以輪番可相勤之事、
- 右條々不可有相違者也、仍如件、

天正九年二月七日

櫻井安藝守 奉之 武藤三河守

此兩人は武田家に於ける公事奉行也。

應長以前は諏訪小縣間の本往還は大門峠であつたらしい。本号は直接此地に關係は無いが文書が此地現在故郷の尙同年月に同文で此地方の要請へも下つた。御印判衆とは其郷の肝煎で傳馬免役者也。

盛信は翌十年三月高遠城で討死したから、其前々より高遠城主となつたように傳へられて居るが、本号で見れば依然仁科城主で、織田軍防禦の爲め急遽高遠龍城したものであると思はれる。鮭川役注意。

色部は上杉の家臣である、本書は次号の本狀であらう。貞慶は前年来信長の爲めに關東次に入越方面に活動し今年に入り越後に客遇し細作の任に當つて居た。此外貞慶署名色部文書二通省する。

貞慶は去年或は前年より越後に客遊し居た事は、本号で明である、上杉方では其父長時兄長隆の干係もあるから、心置なく置ひたであらうが、貞慶内心は信長のスパイであつたらう、謂ゆる死地出入だ。本号貞慶自筆也。栗岩鑑

三五 盛信宛行狀

年來長生寺知行所、狐嶋之内五貫六百文、同鮭川、無異議ニ出置候、相應之奉公、不可有油斷者也、仍如件、

天正九辛巳二月廿一日

彌三郎殿

盛信 

北安八坂丸山文書

三六 貞慶傳授狀

當家目ハ取一流之儀、無餘義候間、任其意、令相傳候、疎略有之間敷事、肝要候、爲後日之狀如件、

天正九 六月十日

色部修理大夫殿 參

小笠原左近大夫貞慶判

更級 色部文書

三七 貞慶幕傳授卷

幕之傳授書

(中間略、全長一丈二尺三寸細字ニテ認)

長野圖書館藏

右條々、此一巻、一段雖爲秘事、種々依懇望、令相傳候、努々不可有他見者也、

天正九 六月十一日

色部修理大夫殿

小笠原右近大夫貞慶




三五 信綱寄進狀

此已前、寄進來候、壹貫五百文之寺領之増分、壹貫五百、合參貫文、令寄納候間、愚領於小池之内、被隱居立至在留者、祈念頼入候者也、仍如件、

辛巳(天正九年) 九月十一日

牛伏寺

逍遙軒

信綱 

片丘 牛伏寺文書

三六 勝頼書狀

景勝江可申談旨候之條、以長延寺、西山土佐守申、宜預指南候、仍虎皮一枚、進之候、恐々謹言、

南小谷細野文書

信綱は信玄の弟也。翌十年戦死す。天正四年小池草間史料には内田が典厩(故典厩の子)所領の由記録あり。信綱の文字と印章と列と三つ重複す。

天正八年信長本願寺を降してより其勢威益旺となり、總は其鋒の甲信に向はんとするの形勢を察し、援を上杉に請し時の書狀であらう。

越後北蒲原郡川東村竹俣氏

此年月は鳥居時合戦の眞最中である、織田軍の進發を急促し、若し遅延せば、我全軍は潰滅する、此表凶事眼前何ぞ其の決心の悲壯なる。

小笠原は松尾信嶺を指す、密約でもありはせぬか。東は甲斐を云、果然織田兵の急進により甲信の天地顛動す。之を十二年と見る説もあるが、今探らず、塚本三郎兵衛は信長記の小大膳であらう、信忠の麾下である、依て本書は在岐阜なる信忠への飛檄である。

(天正九年頃)九月十二日

竹俣三河守殿

勝頼

三二 義昌軍令狀

木曾上松塚本文書

覺

- 一、御出馬御延引ニ付而ハ、御近邊衆二三輩、爲將、伊那郡江、御人數被ニ立遣候江者、諏方府中、可爲ニ變事、
 - 一、右於ニ御遅延者、此表凶事眼前之事、
 - 一、濃州ヨリ小笠原相憑、東へ計策之事、
 - 一、敵方よりの狀、爲ニ御披見、遣之事、
 - 一、御人數被出候者、方々調儀も可ニ在之事、
- 右條々無ニ用捨、才覺尤候、以上、

(天正十年)二月六日

義昌

塚本三郎兵衛殿

朱印

武田討滅に付三月上旬貞慶は飛騨通(越後から)金

松寺に來り舊領回復の爲、舊臣を呼集め廿日頃迄劃策した、其折出した文書である。以下四通共同様。ツツク、

三三 貞慶定書

信府威狀記

庄内久佐間備前守預りを相のそき候て、松はやしあつかいの地たるへき者也、

天正十 三月九日

松はやしいつみとのへ

(小笠原貞慶)

三四 貞慶宛行狀

小倉小笠原史料御證文集

今度之忠節、無ニ比類候、二木之郷三百貫之地、出置者也、彌奉公専用候、右如件、

天正十、三月十四日

二木豊後守とのへ

(貞慶)

三五 貞慶宛行狀

小倉小笠原史料御證文集

今度之忠節、無ニ是非候、然者、横澤百貫文、及木五十貫文、出置候、彌奉公専一候、右如件、

此年七月深志城乗取後多くの貞慶文書の判は悉く承であるのに、此五通は署名無く異型であるから、別人の疑も起るが第三五八号署名下の判と同型である。

天正十、三月十四日

二木六右衛門とのへ

判 (貞慶)

小倉小笠原史料御證文集

三五 貞慶宛行狀

右之趣成納たるべし、但奉公次第候、

早々參陣、無是非次第候、依之百貫之地出置、彌奉公専用也、

天正十、三月十五日

判 (貞慶)

耳塚作左工門殿

三六 貞慶宛行狀

今度無二於奉公、五十貫文之所出置候、但可爲奉公次第候者也、

(天正十年)三月十七日

判 (貞慶)

小宮山織部
こみ山おりべ亟

東筑岡田小宮山文書
現在失所傳

三七 信長禁札二通

禁制 仁科郡栗尾山滿願寺

南安西穂高滿願寺文書

又御證文集にも「貞慶」の原註がある。矢張り之が彼の最初に用ゐた判に相違あるまい。併し此時の劉策希望は信長の一喝に達つて夢と化した。

前四通の松林二木耳塚等は小笠原舊臣であるが、此小宮山は元武田臣下で井深城代であつた。(岡本村誌) 信陽玉證鑑より寫す。

之と同一文書が伊那にも諏訪にもある。

信長朱印文に曰く「天下布武」

大野は小野の誤である、兩方とは小野が南方北方と分れて居つたから、當時兩方共伊那郡である。

南安豊科吉野
本書現在不明

天正十年三月日

朱印長

滿願寺文書

禁制 大野郷兩方

筑摩地横澤文書

(以下同文に付畧)

三八 信長禁札

禁制 吉野郷

南安豊科丸山文書

- 一、甲乙人等、濫妨狼籍事、
 - 一、對還住百姓以下一成就事、
 - 一、非分課役事、付御判錢、取次錢、草料等一切禁制事、
- 右條々、若有違背之輩者、勿論可被處罪科者也、仍下知如件、

天正十年三月日

(朱信印長)

三六九 義昌定書

滿願寺文書

意義不明、木曾軍が此所を占領したとでも云ふ譯か、次号宛行狀を貰ふ前であらう
原註古幡孫助とあれど猪介に讀める、葉山氏也。

(義昌黒印)

栗尾之地、木曾之相拘處也、仍如件、

(天正十年)三月日

猪介奉之

三七〇 信長宛行狀

木曾古今沿革誌其他

本會義昌は武田討伐先驅の功により、斯く兩郡を貰つて深志城主となつた、但し信長殿の六月末頃上杉兵に占領され、横いて小笠原貞慶の興起に依り、兩郡を失つた。

信濃國筑摩安曇兩郡之事、一色宛行候訖、全可令領知、次ニ木曾郷之義、任當知行、聊不可有相違之條、如件、

天正十年三月廿七日

(織田)信長 朱印

木曾伊豫守殿

三七二 義昌扶持狀

北小谷武田文書

此年三月より六月迄、木曾義昌安筑兩郡を領知した。

信玄勝頼兩代不相替、可扶持、向後爲^(於)奉公者、可爲其意者也、仍如件、

(義昌黒印)

(天正十年)四月五日

大綱宗兵衛殿

三七三 義昌預狀

松本倉科文書

源五左衛門 下條甚助 加兵衛 輕間市助

右四人之空間所、先々預置者也、仍如件、

(義昌黒印)

(天正十年四月)卯月七日

倉科七郎左衛門との

三七三 義昌安堵狀

倉科文書

(義昌黒印)

前々相拘來候知行、聊相違有間敷候、以此旨、忠節可爲^(肝心)

大綱は北小谷の北端越後國界也。

此四人は勝頼治下の給人で、其沒收地(空間所)であらう。

頼次は木曾氏の臣ならん、東筑山形村小坂賣積寺、

者也、仍如件、

(天正十年) 天午卯月十日

倉科七郎左衛門殿

三七四 頼次寄進狀

信陽玉證鑑

法借寺分 壹貫四百文

觀音分 壹貫二百文

大日分 壹貫五百五十文

合四貫百五十文之所、外ニ屋しき共、永代進置者也、爲ニ後日、手形如此、仍如件、

天正十のつへの午四月十七日

頼次



法借寺

三七五 頼長下知狀

東筑坂北青柳文書

青柳頼長は青柳城主である東筑坂北村青柳、大岡は更級郡大岡村也、青柳氏は當時其邊迄領有して居つたであらう。

(陣屋) ちんやあつけ候、並大岡の代官申付候、彌々奉公専用候也、仍如件、

南安高家村眞々部金龍寺、當寺は眞々部尾張守開基也。當寺地は眞々部氏館址である。

天正十年壬午卯月吉日

頼長



青柳加賀殿

三七六 義昌禁札

金龍寺文書

(義昌) 禁制

一、伐ニ採山林竹木ニ事、

一、於ニ于ニ寺中ニ殺生之事、

一、爲ニ不レ得ニ内儀ニ山林と許容之事、

右三ヶ條於ニ違背ニ者、速可レ處ニ重科ニ者也、仍如件、

天正拾年壬午五月廿五日

金龍寺

三七七 景勝宛行狀

歴代古案

六月二日本能寺變亂後上杉氏既に仁科に侵入した、尙次々号を見よ。先付小切手の様なもので、聽て取つたら呉れるといふのである。

今般可有ニ忠信ニ付而、出置地之事、

一、自ニ綱取ニ奥郡、年來所務之所、

市川治部は下高井塚村箕作城主である、此時矢張り上杉に降つた。

鬼無里は(上)水内郡なれど往古は安曇郡であつたか。

六月二日信長自殺後中原再び亂れ、甲信空虛となり、上杉、北條、徳川三方より此兩國に殺到した、上杉軍は川

- 一、家中江勝頼直恩之所、
- 一、仁科之内、小岩竹西卷一跡之事、

以上

右相違不可有者也、

天正十年六月十六日

市川治部少輔殿

景勝判

三六 義昌下知狀

(義昌朱印)

大目方つく房、成人之内者、鬼無里之郷、松本源之亟、保科清助、兩人

ニ被_レ相任_二候、彌走廻尤之趣、被_レ仰出_二候者也、仍如_レ件、

壬午六月十七日

千村次郎左衛門尉 奉_レ之

鬼無里有澤文書

三七 景勝宛行狀

任_二持來_一旨出置地之覺、

米澤市小幡文書

中嶋及仁科、續て府中城に侵入し、此日符頃に深志城も其手に歸した。小幡昌虎(光盛)は武田の將海津を守り後上杉に降る。

本書は春日山より越中方面へ出陣せる景勝に、南信の状況を報じたものだ。上信濃無正体、南信濃の諸城は守兵なく空虛だ、隨而其表上杉軍が占領するであらうから萬民大慶也。上口は越中方面、此兩人は春日山本城留守の將であらう。

- 一、小松原百貫文、山共ニ
- 一、目賀野參拾貫文、
- 一、信府之内八拾貫事、
- 一、東條百七拾貫文同心領、

右不可有_二相違_一者也、仍如_レ件、

天正十年六月廿日

景勝

小幡山城守殿

三八 貝繁景信書狀

大日本史料所收 上杉古文書

先日木曾へ被_レ指遣_二候御中間、昨廿六日致_二歸府_一候間、即其元へ爲_レ登申候、様牒委可_レ被_レ成_二御尋_一候、木曾殿者、ふかしと申所ニ張陣之由候、悉上信濃小屋揚仕、無_二正體_一様候由、彼者申事候、隨而其表、近日被_レ思_二食御儘_一之由、萬民大慶不過_レ之奉_レ存候、近日者上口之說、一向ニ不_レ承候、相替儀御座候者、急度注進可_二申上_一候、此旨可_レ預_二御披露_一候、恐惶謹言、

直江山城、初め與六と云、上杉氏謀將也。

本号から見て多分廿日頃、深志城をとつたであらう、或は此西條が其時の上杉軍將であつたか、翌月十八日以後小笠原領となつたから本書も空手形となつた。

本号は貞慶が三州發足の節の書狀であらう、かくて伊那經由下條、其輪に立寄り豊尻で旗上げ、十七日深志城を陥れた、文意懇懇なるは尙旗上前だからだ、本書は府中頭株へ多數配附せられたであらう。

河邊氏は松本宮村の宿志である。

(天正十年)六月廿七日

桐澤左馬亮 貝繁判
黒金兵部少輔景信判

直江與六殿(兼繼)

三二 景勝宛行狀

川中嶋西條文書

任望之旨、本領並嶋立千貫之所、出置者也、仍如件、

天正十年六月廿九日

景勝

朱印

西條治部少輔殿

三三 貞慶書狀

松本河邊文書

尙々其邊才覺宜頼候、餘は面上可申候、

良久敷過候、彌御無事珍重存候、偕我等今度其地へ趣度候、如前代勤仕頼候、尙使之者口上可有候、不具、

(天正十年)七月二日

通

(小笠原貞慶)

河邊與三左門との

此兩人は仁科口侵入の上杉方の將である。小谷の人質は悉取つたが、續て澤渡始め仁科表の人質も取らうか、否々の指揮を仰ひだものであらう。

直江は景勝の家老也、

西方次郎左工門は上杉方越後西頸城、根知城代として専ら信州小谷仁科口方面の攻防に當つた、以下幾多の文書あり、北安神城飯田、北城村峯肩(嶺方)、南小谷村千國、

三三 房家將綱書狀

米澤市西方文書

去晦日御書、信州於小谷地ニ、謹拜領仕候、然者、澤渡方證人可渡之由被申候條、爰元へ罷越候、小谷の證人をは悉取申候、仁科表澤渡始證人可相渡之由候か、就參上被申ニ、未請取不申候、御誼被下訖、在陣可申候、此等之趣、可然様ニ御披露所仰候、恐惶謹言、

(天正十年)七月五日

西方次郎左衛門房家判

楠川出雲守將綱判

直江與六殿(兼繼)

三四 景勝加恩狀

米澤西方文書

任望之旨、本領之事不及申、爲新恩、飯田、峯肩、千國、六百貫文之跡、出置者也、仍如件、

天正十年七月六日

(上杉)景勝判

西方次郎左衛門尉殿(房家)

洞雪(貞種)は長時の弟也。上移軍に擁立せられ、此前後一時深志城主となつた。小林は舊武田臣下か。三九二号参照

前号参照
二木豊後重吉、後年入道番最と号す

本号は直接此地に關係なきも、信州の大勢に關する故に拾録した。
小笠原、伊那松尾城主小笠原長嶺。
箕輪伊那福興、田中兩城主藤澤親也、家康に抗し九月滅さる。

三五 洞雪安堵狀

栗林之郷、如_レ前々、不可_レ有_二相違_一候、軍役奉公等、彌油斷有間敷者也、仍狀如_レ件、

天正十年七月八日

小笠原洞雪 判

小林采女正とのへ

大日本史料
新編會津風土記

三六 洞雪安堵狀

二木之郷、かさねて宛行候、彌可_レ抽_二忠節_一者也、仍狀如_レ件、

天正十年七月八日

小笠原洞雪
玄也

小倉小笠原史料
御證文集

三七 家康書狀

兩通何も令_二披見_一本望候、仍小笠原方、被_二相談_一、箕輪被_二引付_一、其上高遠被_二伐取_一候由、尤無_二比類_一儀候、然者、到_二彼地_一、被_二相移_一候由、彌宜候、將又高嶋之儀、種々懇望候子細候間、一兩日之内、請取可_レ申候、次喜平治事、

二木豊後守殿(重吉)

大日本史料
譜牒餘録(小笠原遠江守所持)

高遠城主保科正直、此時家康に降る。
高嶋諏訪氏も家康に降る。
喜平治上杉景勝。
下條頼安伊那下條領主、後年天正絶封、子孫小笠原家に仕ふ。

勤兵工が貞慶再明に隨身奔走した事は、壽最記にもあつて可信。
但し貞慶在封中天正十八年迄の洗馬城主が後藤出羽守久親(本姓三村)であつた事は四二七・四二八・五二五・五四九・五九三・等で證明出来るが、此勤兵工と同一人か否やは分らぬ。そこで本書所持の三村家の系圖では勤兵工即ち久親だとし

此七月十八日小笠原貞慶深志城を乗取る。即時木曾義昌來攻、貞慶之を打破り、伏に陥り犬甘治右衛門討死(犬甘城主)宛名犬甘殿は半左衛門久知也、治右工門の弟也。

河中嶋出張候、併差引不可_レ有_レ之候、其表差置衆與相談、早々神宮方へ、被_二押出_一專一候、委曲期_二後信_一候、恐々謹言、

(天正十年)七月十五日

家康判

(頼安)
下條兵庫助殿

三七ノ二 貞慶下知狀

洗馬三千貫之地、三村勤兵衛差遣候、各其心得可_レ仕事肝要也、仍如_レ件、

(天正十年)七月十九日

洗馬堀廻
(貞慶)

下條方大和三村文書

あるが、東筑朝日村三村氏の同系圖では久親は勤兵工長行の叔父であつて、故長親の弟だとある、何れが正か。後者の方は大學史料となつて居る。同家には外二通貞慶文書あり、但考究中なり。

三八 貞慶感狀

(治右工門政信)
犬甘今度、於_二本山_一討死、無_二比類_一候、然者、彼跡目、其方相續、可_レ被_二申付_一候、家來以下引出、彌可_レ爲_二奉公_一事、専用也、仍如_レ件、

小倉小笠原史料
御證文集

參照 此時本會方の菰原幸九郎が同所親音堂より打出せし鐵砲にて犬甘を仕留めた(本山小林氏古記)

深志(舊松本町)の地方を(民政と年貢)兩人に命じた譯だ、外一人は草間三郎右衛門である。

貞知は本姓犬飼で、半左工門久知と同一かと思はる、尙可研究、四二五と同じ。原註鬼川寺氏は誤であらう。

此月日頃既に松本城は取られたが、義昌としては尙所領の積り故、本書を出した譯だ、無論空手形に了つたのである。
林は里山邊桐原は入山邊。玄徹は義昌の入道号也。

天正十七月廿日

犬甘殿(久知)

貞慶



三九 貞慶下知狀

信府藏狀記



(貞慶)

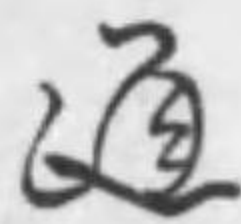
深志七百貫之下を、兩人ニ被_レ仰付_二候、無_レ油斷、御奉公可_レ申者也、如_レ件、

(天正十年)

七月廿三日

鬼川寺氏

主馬助貞知



松林いつみ

三〇 義昌宛行狀

本會殿村小野文書

於_二桐原之内、百貫文所、可_レ宛行_二候、並林之郷、可_レ預置_二候、納所等、寄麗可_レ走廻、殊武具馬具等嗜、可_レ稼者也、仍如_レ件、

壬午(天正十)七月廿七日

本會義昌
玄徹



小野内藏助殿へ

小笠原貞慶此月日以後引續き安筑兩郡を討平げ、舊領を回復す。

三八五号と關連

小河は地名にあらず、舊領主なり、多分甲州侍であらう、場所不明。

三一 貞慶宛行狀

小倉小笠原史料
御證文集

□□□□比類_二付而、小曾部□□□□、以_二此旨、彌可_レ抽_二忠信_一者也、仍如_レ件、

天正十七月廿七日

貞慶判



三二 貞慶安堵狀

大日本史料
新編會津風土記

栗林北方、定納百貫文之所、如_レ持來_二候、相違間敷候、以_二此旨、可_レ抽_二忠信_一候者也、仍如_レ件、

天正十壬午七月廿七日

貞慶判

小林勘右衛門との

三三 貞慶宛行狀

信府藏狀記



(貞慶)

小河分卅貫之所出置候、以此旨、可抽忠節者也、仍如件、

天正十壬午七月廿八日

松林助六郎

三九四 貞慶宛行狀

小倉小笠原史料
御證文集

本書以下御證文集の古文書は、多く小倉又は安志兩小笠原藩の臣家に傳存され、御證文集には右所持者氏名を添記しあれど、今は凡て之を省略した。

北新村之内、伊賀分四拾貫、並手作所拾貫文、出置候、以此旨、可抽忠

信者也、仍如件、

天正十壬午七月廿八日

新村傳右衛門殿

貞慶判

三九五 貞慶安堵狀

東筑洗馬岩垂文書

東筑洗馬岩垂。岩垂氏は三村の支族である

岩垂百貫文、如先代出置候、以此旨、可抽忠信者也、仍如件、

天正十壬午七月廿八日

岩垂忠助
彦三兩人



(貞慶)

三九六 貞慶宛行狀

大日本史料桃井文書

東筑芳川村井

判 (貞慶)

村井之郷ノ内、定納貳拾五貫文所、出置了、以此旨、自今以後、可抽忠
勤者也、仍如件、

天正十壬午七月廿八日

平出主計佐

三九七 貞慶禁札寫

波田中島文書

禁制

一、濫妨狼籍之事、

一、剪採山林竹木事、

一、若澤寺門前以下、非分之儀、申懸事、

右條々若於有違背輩者、速可被處嚴科者也、仍如件、

天正拾 七月 日



(貞慶)

三九八 貞慶宛行狀

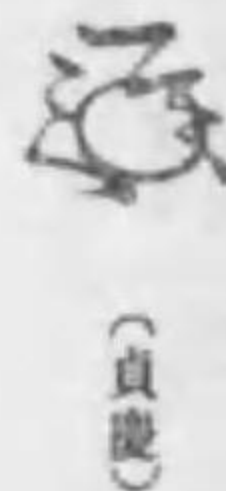
松本穂刈文書

本号は波田若澤寺の禁札である。

宮淵 今は松本市内。
小瀬 宮淵と蟻ヶ崎の中間部落にて今は人家無し（近來ホツ／＼出来る）當時も蟻ヶ崎の一部かと思はる。本書少可考。

東筑嶋内、犬甘北方青嶋。松本蟻崎。
犬飼半左工門久知は家老筆頭也。
此等何れも犬飼氏の舊領地であつたらう。（三十三年前）
原註「御自筆」とあり。

東筑坂井安坂。
此月頃上杉景勝軍は川中嶋を略取し、筑摩府中一帯をも伐從へ、春日源太左工門を以て青柳麻績會田三城の



宮淵郷百貫之内五拾貫文、並小瀬百貫之内五拾貫文、合百貫之分、出置了、以_レ此旨、可_レ抽_二忠信_一候、又屋敷之儀者、同名内記屋敷、門屋敷共ニ出者也、仍如_レ件、

天正十年七月廿八日

穗苧太郎左衛門

三九 貞慶宛行狀

小倉小笠原史料 御證文集

犬甘四百貫文、北方三百貫文、蟻崎百貫文、青島百貫文、右合本領九百貫文之所、出置候、以_レ此旨、可_レ被_レ抽_二忠節_一者也、仍如_レ件、

天正十年八月三日

貞慶判

犬甘官左衛門殿

四〇 景勝宛行狀

上水南小川下末 大日向文書

從_二最前_一忠信、就中今般、兩度抽_二忠信_一ニ付而安坂之地出置候、彌當國靜

あらう、春日氏は水内郡豪族也。此外に同族春日淡路は貞慶に隨身した。

あふこ北安美麻、青貝、きり山同神城、今廢す、本領は水内郡鬼無里か、大日方氏は小笠原貞朝の四男長利より出づ、子細あつて牧ノ嶋城主香坂氏に従ひ大日向に居し氏稱す、（同家系圖）

禪興寺廢尻大門に在つた、大門の地名も之から出た者であらう、俗傳では善光寺の大門と云へど、同書説傳なり。
慈雲寺下諏訪也。

謚之上、可_レ令_二勤賞_一者也、仍如_レ件、

天正十年八月三日

景勝朱印

春日志摩守殿 同 常陸助殿 同 三河守殿

四一 景勝宛行狀

上水南小川下末 大日向文書

今般忠信、依_レ無_二比類_一、本領之儀者勿論、爲_二新地_一、仁科之内、あふこ・きり山、貳百貫文之所、宛行候、彌可_レ勵_二軍功_一者也、仍如_レ件、

天正十年八月四日

景勝朱印

大日向佐渡守殿 同 主税助殿

四二 貞慶寄進狀

廢尻 西福寺文書

禪興寺分、並慈雲寺分、進置候、誰人知行候共、無_二異議_一申定候者也、仍如_レ件、

天正十年壬午八月七日

貞慶



同寺は明治四十二年一月の火災にて古文書一切（慶長以前七通）焼失せり。

西福寺

四〇三 貞慶安堵狀

東筑洗馬長興寺文書

追而誰人も、御寺領に難澁候ハ、急度可申付者也、以上、

床尾 平出 熊井 高出 神林 和田 栗林 二子

張尾 犬飼

右之拾郷之内ニ、長興寺領、參拾貫文之所、如前々、進置候、縦誰人知行候共、無異議進之候者也、仍如件、

天正十壬午年八月九日

貞慶



長興寺

四〇四 貞慶軍令狀

小倉小笠原史料 御書集

尙々其もと、無油斷様ニこそんし候、以上、

急度預注進候、祝着至候、昨日之仕合、不及是非次第候、今日出雲守、赤澤、百足以下、各指遣、取出之義、申付候、然ハ古厩、澁田見、談合之子細

此三通は日岐大城攻撃の軍令狀であらう、但し日岐攻めは前後兩度あつて、之は其前戰だ。出雲守は小笠原頼貞、赤澤は大藏左工門？、無論末文の式部少輔とは別人である。百束は石見であらう、古厩は因幡守、澁田見は伊勢守である。

塔原氏は本來會田一族の者本姓海野、此時改めて小笠原に降つた者、海野と小笠原は宿敵だ。此三河守次々號には海野とある、無論同人だ。此時會田青柳は無敵敵方（上杉）であつた。解説大體へつづく、

前号の翌日である、塔原へ氣遣の体見ゆ、新附の將校の故であらう、此の塔原は翌年殺された。此の時の日岐城主は日岐丹波守盛武である、同族仁科氏等皆上杉に降り此の日岐氏も上杉後援の下に小笠原に對抗したのである。本山筋木曾方面も始終角返を繼續して居た爲めに貞慶も居城松本を明ける譯に行かなんだ。

候而、今夜穗高ニ陣取由、只今申越候、其表取出之儀、心得申候、乍去西口之一左右次第、可被分別候、將亦其もと悉令放火由、口惜次第候、殊今日犬飼指遣候處ニ、無人ニ而、ふかく被相働由、無比類候、如何様西口之模様ニより候て、明日自是可申遣候、會田へも赤澤式部少輔指越候、青柳筋より行あるましく候間、可被心安候、恐々謹言、

(天正十年) 八月九日

貞慶



塔原三河守殿

犬飼半左衛門殿

四〇五 貞慶軍令狀

小倉小笠原史料 御書集

尙々注進喜悅之至候、明日邊之働之儀、聊爾之儀ハ、先々御無用ニ候、何篇節々注進尤候、塔原殿へ別紙ニ可申候得共、同前之儀候之間、其分ニ心得尤候、以上、

急度注進、祝着之至候、仍其表之儀、無人之處ニ、隣郷迄放火、誠無比類次第候、日岐事、條々申分候、雖然押詰取出之支度、入念、今朝も兩度申遣候、定而落居、不可有程候、次ニ本山筋之儀、酌少し取出候つるを、人

敗北とは敵を指す。

之も同月十日狀の續きである。

其表とは明科邊かと思ふ。此方之儀とあるからは貞慶は松本在城にて四境警備の指揮に當つて居つた、岩間家記に日岐攻の事があるが夫は貞慶出馬とあるから、此前戰で無く次戰の時の事であらう。前狀にも木曾と引續いて衝突して居る、南北兩方面共いそがはしき事ではある、其上會田も青柳も其爲め徹底的の討も出来無くて、姑息的和解で、一時の局を粘んだと思ふ、其次第向後狀につづく。前には塔原とあり、之は海野とある、二九二号の四及三六〇号参照。

數を遣、追拂候、殊外敗北之由、申來候、替儀候ハ、可申候、恐々謹言、

(天正十年) 八月十日

犬飼半左工門殿

貞慶 

四〇六 貞慶軍令狀

小倉小笠原史料 御書集

尙々、條々行等ニ付、子細共候間、自是可申候、又其筋へ加勢申付分ニ候ハ、急度指越候べく候、何之道ニも、今明之間ニ、分別可申候、以上、

其表之無異議ニ由、珍重候、昨日働之儀、申付候キ、時宜ニより、行之子細之條、今朝有賀を遣候、夜中ニ定返事可有之候歟、其躰ニより、自是、一左右次第ニ、ふかくと、可被相働候、扱々、毎日御心遣共、不及是非候、此方之儀、昨日木曾出合、うち地らし、馬以下悉とり候、尙以手堅申付候、會田之儀、色々被申事共候、兎角其元無氣遣、萬々仕置等、被申付專一候、恐々謹言、

天正十年

八月十三日

貞慶



海野三河守殿

犬甘半左衛門殿

祝梅庵は此時の小野矢彦神社の大祝であらう。慶徳寺不明。

同寺は小笠原家の菩提寺である、廣澤とは長棟の法号也。後年朱印十五石。

同寺は郡中有名の古刹である、明治五年廢寺。本号外一通共行衛不明、當寺什佛彌勒像一尊、同村盛泉寺に傳へらる現存す、白鳳時代と云ふ。後年朱印十五石。

四〇七 貞慶寄進狀寫

上伊小野小野文書

西牧之北條、慶徳寺山屋敷、同寺領三貫文之所、新寄進有之者也、依如件

天正十年壬午八月十日

貞慶



祝梅庵

四〇八 貞慶安堵狀

東筑里山邊廣澤寺文書

廣澤寺々領、如前々進置候、並末寺等之儀、無相違可被仰付候、同門前諸役等、不可有之者也、仍如件、

天正十年壬午八月十四日

貞慶



廣澤寺參

四〇九 貞慶安堵狀

東筑波田若澤寺文書

若澤寄進之所

- 一 和田之内觀音領 六百貳拾文
- 一 和田之内地藏領 壹貫貳百文
- 一 寺家屋敷 五百文
- 一 神林之内地藏領 壹貫文

明清、定樂二寺は末寺である、但外舊記に見えぬのは、久しからずして退轉したであらう。

東筑波田三溝、上務、上納に同じ。

一新村北方 五百文 一新村南條 五百文
 一西牧之内 五百文 一三溝之内 貳貫五百文
 一竹田明清寺分 參貫文 一小坂定樂寺分 貳貫文
 右之趣、任先規、不可相違有、以此旨、修理以下、無油斷、可有勤仕候、若猶如在者、急度可申斷候、隨而門前拾門分、如有來、諸役可爲免許者也、仍如件、

天正拾年八月十六日

若澤寺

貞慶



四二〇 貞慶宛行狀

小倉小笠原史料、御判物集 (筑摩郡三溝村百瀬氏)



(貞慶)

三溝之内、上務五拾貫文之所、無相違出置候、以此旨、可抽忠勤者也、仍如件、

天正十年八月十六日

百瀬傳助との

大日本史料並に百合叢志に依り之を掲ぐ。武具嗜嚴重の文句、武田は多く用ゐたれど、貞慶狀には此文句無し、可疑。

東筑中山、和泉

日岐兩度戦の中間に於ける此感狀で兩戦の意味が判る。同心は家來、此月初旬の攻撃に逢ひ、日岐も一時小笠原に降つた、(企連心)其れと聞いた仁科織部は、當

四二 貞慶宛行狀 東筑入山邊大島文書
 今度抽忠信之間、於干其地、百拾貫文出置候、彌武具等嗜嚴重、可有奉公者也、仍如件、

天正十年八月十九日

大嶋戸右衛門殿

(貞慶) 黒印

四三 貞慶宛行狀 諏訪千野文書
 判 (貞慶)

泉之内、上司四拾五貫文之所、出置候、以此旨、可抽忠節者也、仍如件、
 天正十年八月廿日

中島刑部左衛門尉

四三 景勝感狀 山形縣米澤仁科文書
 此度其方同心者共、大城企逆心之處、一類引率、至其地、被取除候事、跡々之忠信、越幾千萬、感入之候、其方進退無恙之上者、以一擬、本

時上杉方として川中島邊に備いて居つたが、日岐へ馳來つて、色々説伏せて、再び上杉方となつて小笠原と手切れさせた。
本意案中は仁科地方征討回復の思案中。
一体日岐氏系圖（福岡縣豊津）では織部と丹波（此時の日岐城主）とは兄弟である、従て本來は織部が日岐の領主でもあり城主でもし

意案中ニ候、當表之儀、仕置如ニ存分ニ申付、半途就ニ入馬候、春日山着城候、廿日休ニ人馬之息、其所進發令儀出て候、巨細は直江可申候、恐々謹言、

(天正十年) 八月二十三日

景勝

仁科織部佐殿



あつた、本號の意味も夫で能く判る。半途就入馬景勝此時新發田に征伐に出陣し、途中引返した。四二〇號参照

東筑山形小坂 寶積寺文書

四四 貞慶安堵狀 法借寺分 壹貫四百文 觀音佛供免 壹貫二百文

大日佛供免 壹貫五百五十文

合四貫百五十文之所、如前々出置者也、仍如件、

天正十年八月廿六日



(貞慶)

法借寺

四五 貞慶軍令狀

小倉小笠原史料 御書集

之と四二三號とが日岐攻の後役である。

此月中旬に一旦降参したが姑息の和解でもあつたらうか、仁科織部の勸説の爲め、又々裏返つて反抗したから、無餘義第二の攻撃に着手した、されば攻防共に前役よりも自然激戦であつたらう。

大手口は川手方面か、此大側軍が即ち大手口へ向つたのである。
塔原に氣兼ねして居る、怪いと睨んで居る風だ。

此時貞慶は尙家康に隨はなかつたから、家康は此文書を義昌に與へたものである

是^(塔原)三河殿へ申候、兩人を先差置候條、御談合候へく候、大手口の備、如何にも

如^(退散)ニ存分ニ候、一兩日中ニ、日岐之者とも、たいきん申候へく候と存事候、以上

扱々不慮之儀、不及^(誤)是是非候、乍去大手口人質相取、明後可^(誤)働ニ義定候、

然ハ御太儀候共、嶋太犬半兩人、先々其元ニ御陣取可^(誤)然候、乍去大^(誤)てき

にて働候ハ、見合、可^(誤)有^(誤)其覺悟候、先々明日備を相出可^(誤)申候、恐々

謹言、

(天正十年) 八月廿九日

貞慶判

嶋太

犬半(大側半左工門)まいる

四六 家康安堵狀

大日本史料古今消息集

今度從^(安)信長公被^(筑)遣候、あつみつくま兩郡之儀、並貴所御本領事、聊以

不可^(誤)有^(誤)相違、彌無二御入魂肝要候者也、仍如件、

(天正十年) 八月晦日

家康判

木曾殿 (義昌)

原註に「伊勢守頼長より梓新吉への書付」とあり頼長は青柳城主。
坂北女淵(オナブチ)。

謂ゆる一騎衆なり。
忠次郎詳ならず、小笠原貞正かと思ふ(小倉城主)。

本號目下行衛不明、
西牧北條何れも梓村、

四一七 頼長宛行狀

東筑坂北青柳文書

女淵之内、參貫文之所、出置候者也、仍如件、

天正十年八月吉日

(虫喰) 殿

頼長

(朱印)

四一八 貞慶加恩狀

小倉小笠原史料
御證文集

知行之外、壹貫六百文之所出置候、以此旨、槍一本召連候者也、仍如件、

(天正十年か)九月二日

(貞慶
黒印)

忠次郎 奉之

新村傳右衛門殿

四一九 貞慶寄進狀

南安梓金松寺文書

西牧北條之内、定納五十貫也、所進置候、尙以兔川寺主馬助(草間)肥前守、

可申上者也、仍如件、

天正十年九月二日

貞慶



金松寺まいる

本領地形から推測し又四一三號文書により日岐らしい(一志氏説)。
日岐は東筑生坂・北安廣津陸郷邊である。
但し此八九日頃に日岐大城も落ち、翌十月以後本文列記の仁科地方が、大略小笠原の手中に歸した。

此等は謂ゆる空手形に終つた、
小宮 東筑島内
谷岡口 不明
野口 北安、平
原註耳塚厨書に「仁科家來」とあり。

四二〇 景勝加恩狀

山形縣米澤 仁科文書

於今般其地、可抽忠信之由候間、任望之旨、本領之儀勿論、

一池田郷

一瀧澤(會樂)

一荻原(七貫)

一細野(松川)

一松川(松川)

一小鹽(東川手)

出置之候也、

天正十年九月四日

景勝

(朱印)

仁科織部佐殿

別本歴代古案
現在長野圖書館

四二一 景勝宛行狀

於今般其地、可抽忠信之由候間、任望、

一小宮

一谷岡口

一野口

出置候、彌粉骨肝要候也、以上、

天正十年九月四日

(景勝
朱印)

耳塚作左工門殿

家康は甲州に於ける舊時の武田家臣を召抱へ、そして其舊領地を具上せしめ、之に安堵狀を與れた。同文書多數中より當地に關係の者三通を拾記した。乃ち本年三月以前は舊様の狀態であつた譯だらう。但し七月以後は安筑兩郡共小笠原の領地となつたから此等は空手形に了つたのは勿論である。

四三 家康安堵狀三通

大日本史料
古文書雜纂

(前畧)信州小松二百貫文事、

右爲本領之由、言上之旨、不可有相違、以此旨、可存忠信候、仍如件、

天正十年九月五日

(家康朱印)

安倍善九(正勝)奉之

水上六郎兵衛殿(宗浮の子か)

(前畧)信州小野五十貫文事、

(前同文)

天正十年九月五日

(家康朱印)

安倍善九 奉之

山本十郎左衛門尉殿

(前畧)信州野溝平田村井庄之内六百俵、名田被官等事、

(前同文)

天正十年九月十九日

(家康朱印)

大久保新十郎 奉之

岩間善九郎殿

四三 貞慶軍令狀

小倉小笠原史料
御書集

尙々、明日一左右可申候、以上、

追而三河殿へも、別遣可申候へ共、御心得專一候、

折帛披見候、仍明日、馬お可出之被存候、雖然、仁科衆、于今不打着候、一夜成共、境目□□一左右不申候、何篇明日可申候、恐々謹言、

天正十年平

貞慶



犬飼半左衛門殿

四四 貞慶安堵狀

小倉小笠原史料
御證文集

澤渡之儀、其方可有相續之趣、先度申出候、彌以不可有相違候、以此旨を、忠信肝要候也、仍如件、

天正十年九月十九日

貞慶判

四一五號からつゞく、日岐役最後の文書である、之で貞慶出馬と判る。岩間記に、貞慶は平出口を押したと書き、尙其渡河戦況を細記してある、尤も其れには未の九月とあれど、午の誤である。其翌日頃落城、城將丹波逃亡す。丹波其後の事は四八〇號以下にある。

澤渡。北安神社。盛忠は仁科支族、澤渡兵部助盛賢の子也。

郷原 東筑廣丘
被仰下 貞慶を指す。
貞知は久知の初名かと思ふ
通稱半左工門、

澤渡九八郎殿 (盛忠)

四五 貞知安堵狀

洗馬 岩垂文書

尙々^レおきより、自然申分候者、急度可有^レ言上^二候、
郷原之内、小坂田其外岩垂分、如^レ前々、先日被^レ仰下^一候、定而誰人も、違
覽^(亂)有間敷候、申様候者、其身をめしつれ、可有^レ言上^二者也、
(天正十年)

九月廿四日

犬甘貞知



岩垂忠助殿 參

四六 貞慶宛行狀

東筑中山仙石文書



(貞慶)

於^レ埴原くるみさハ手前、廿七貫仁百五十文之所、出置候、以^レ此旨、可^レ
抽^レ忠信^二者也、仍如^レ件、

天正十年九月廿四日

百瀬雅樂助との

頼安は伊那下條氏當主であ
る、頼安の妻は後藤氏であ
る。
貞慶再興に當り後藤氏之に
應ぜなかつたから、貞慶之
を攻めようとした際、頼安
より後藤に説き且溝口美作
へ斡旋し和解勸誘された。
後藤出羽は本姓三村氏で、
三村長親の弟久親である、
當時も此後洗馬城主であ
る、(三村文書、三村系圖
其他)三八七号の二参照。
本号で見ても出羽と勘兵工
は別人である。

四七 貞慶起請文

松本 下條文書

後藤出羽守身上付而、種々被^レ入^二御念^一、溝美^{(口)作}かたへ之御拵、委細令^二拜性^(承)
候、然者、以來於^レ不届^一者、令^レ糺明^二可^レ召放^一候、後藤眞實奉公仕候者、毛頭
致^二如在^一間敷候、如^レ此被^レ申入^一儀、偽付而者、八幡大菩薩、愛宕大權現、當
國鎮守、諏方上下、惣而日本大小神祇、殊氏神之御罰、可^レ蒙^レ罷候、以^レ此
旨、能々御心得専用候、恐々謹言、
(天正十年)

九月廿四日

貞慶



下條兵庫助殿 (頼安)

参照 洗馬村原氏文書「御普請舊記録」中に
天正十三年、祝子澤橋懸替供養文中、筑魔郡洗馬庄、芦野田郷武居村庄主居住、奉
三寶弟子、出羽守久親公、云々(原書長興寺記録)尙天正廿年理苞橋懸替供養文もあるが、領主
の名が登つて居ない。

四八 貞慶寄進狀

上伊小野小野文書

小野南方^{ミナミナガ}灯明面、壹貫貳百文之處、貞慶様神慮御用ニ而、無^レ相違^一出置候、

之も本書の行術を探したが
判らない、
後藤出羽守久親也、長親の
弟也。前号参照、主として
木曾伊那方面の事に當つた

らしい。
十一年の誤か。

上水内郡水内村上條 當時は小河と汎稱す。此年月貞慶の勢力向小川に至らず、謂ゆる取つたら呉れると云ふ事で、此時代幾多の例がある。

本号以下倉科文書十餘通、現在長野市丸山氏に有り。

爲後日、仍如件、

天正十年九月吉日

南方善兵衛

久親



(後繼氏)

四元 貞慶加恩狀

大町淺野文書

爲重恩、小河之内、於上條、卅貫文之所、出置候、以此旨、可抽忠節者也、仍如件、

天正十年十月十日



淺野久右衛門との

四三〇 貞慶宛行狀

松本倉科文書

曾山和泉跡義、拾五貫文之所、出置候、以此旨、可抽忠信者也、仍如件、

天正十年十月十日



(貞慶)

藏科七郎左衛門との

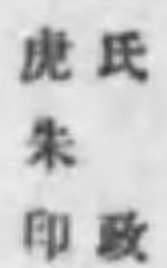
四三一 氏政宛行狀

大日本史料兒玉文書

知行方

一ヶ所 甲州小井澤郷貳百貫 一ヶ所 諏訪鹽尻

右之地出置候、可被抽忠信旨、被仰出者也、仍如件、



天正十年十月廿六日

(北條氏邦) 安房守判奉之

樋口左衛門尉殿

四三二 貞慶宛行狀

松本倉科文書

仁貫百文本領作次郎、四貫百文同定照院分、三貫六百文同源五左工門

分、三貫文横瀬之内、八貫五百文曾山分正科、七貫五百文同清水道

かいと、三貫五百文同散地、同問屋、並於藏納廿貫文之所、出置候、

右之趣は、今度妻子引連、無比類奉公之間、如此候、彌於抽忠節者、可

加重恩者也、仍如件

天正十年十月廿七日

貞慶



倉科七郎左衛門との

樋口は諏訪氏(頼忠)の家來である、諏訪は最初は北條氏に通じた、後に徳川に随つた。

鹽尻を諏訪郡内と見た譯だ新様のもの空手形也。

横瀬 北安八坂。

正科 同池田。

清水 同常盤。

倉科氏は其先殖科郡倉科郷の豪族也、室町時代北安常盤邊に移住す、同族數家あり。

代々七郎左工間を襲名し、貞慶を始め歴代松本城主の知遇を得て三百年を通じ、松本町問屋として、町民の頭業であつた。

青柳城主同頼長は此七月以後上杉氏に降り、小笠原に反抗した。

四三 頼長定書

坂北青柳文書

青柳之間屋、出置候、向後別而奉公由斷なく可仕者也、仍如件、

天正十年壬午霜月吉日

頼長 (青柳伊勢守) (朱印)

青柳加賀殿

四四 慶慶軍令狀

小倉小笠原史料 御書集

尙々松善・青盛、明日未明ニ可被歸候、將又はいくつ祈禱之儀、かく而指越候、以上、

一筆申入候、仍其許日夜之辛勞、不及是非候、彌無御油斷之様ニ、可被申付候、然ハ松嶋善兵衛青木監物、所用之旨候之間、可被指歸候、又鐵砲之儀、明日急度、可指越候、隨而我等も、其地爲見物與、風可罷越候、各一騎合之衆へも、辛勞之由申度候、恐々謹言、

(天正十年癸)十一月三日

貞慶判 ふかし (深志)

犬甘半左工門殿 (久知)

會田城の位置如何、大成説には柳生(中川村矢久)の新城らしく見ゆ、併し土地の傳承は中之陣(中川村小岩井)と云はる。現在でも中之陣遺跡には焼痕が土中にある、或は兩城相構えて拒守したか。尤も會田氏居館は會田町の高台だ。私は其の中之陣が謂ゆる虚空蔵城であると思ふ。本号で見ても此城攻が随分の難戦であつた事、及び五三日中に米をやるとあれば、日數も可なりか、つた譯である。

四五 貞慶軍令狀

小倉小笠原史料 御書集

尙々雪積候て、忍之儀ハ如何も、人惣働之儀、會成間敷候間、其趣能々被遂ニ分別、普請以下、又はねすの番、専用候、將亦鐵砲之玉藥、先千放差越候、各手前之心懸様、委彼吏、以注文可承候、城米之儀これも五三日中ニ可相移候、毛頭無油斷候之條、可被心事候、以上、

其表万端爲無心元、青木加賀右衛門、差越候、雖不及申候、此般之弱口、無油斷、普請已下、可被申事肝心候、就其禰番之儀承候、但以前之番手衆、無人ニ候つれ共、手堅被申付候、此條ハ人數も増り候之間、各以相談、出合ニ被申付尤候、爰元も何ニうかく候ては、外聞如何ニ候之條、働等をも可申付覺悟候、左候へハ、小勢ヲ方々へ遣候事、如何候間、能々分別可有之候、委曲加賀工門ニ申付候間、被相尋、無油斷之様ニ、被心懸專一候、恐々謹言、

(天正十年)十一月四日

貞慶判

犬飼半左衛門殿(久知)

二木清左殿(重天)

征矢野大炊助殿(宗澄)

□□□□□□殿

連名あつても大飼が主將である。

四六 貞慶軍令狀

小倉小笠原史料 御書集

兩口とは刈谷原口と明科口とであらう。
犬飼は明科口か。
刈谷原口は出雲守頼貞ではあるまいか。四四六号より斯く推察する。

一騎合とは無所屬の小さな地頭のことである。
此月三日書狀にはふかしとあり本号次号は松本とある、改名注意。

尚々、昨日、於二兩口一、如二存分ニ候之間、旁以、可レ爲ニ喜悅一候、必々、不レ依ニ夜中一、於ニ何事一も、注進尤候、以上、
急度預ニ飛脚一、祝着之至候、仍昨日の仕合等、于レ今不レ始、無ニ比類ニ儀共候、殊更、兩口之躰、大慶可レ被レ存候、將亦、玉藥あわせ次第、先々仁百放、指越候、若々、行の模様候ハ、不レ嫌ニ夜白一、注進尤候、隨而昨日、成相源三、又山家之面々、各衆相稼之由、一段無ニ比類一候、一騎合之衆へも、此由申度候、其地彌堅固之仕合、肝要之至候、恐々謹言、

天正十年
十一月六日

貞慶



松本

犬甘半左衛門殿

四七 貞慶軍令狀

小倉小笠原史料 御書集

會田城攻の模様は岩間家記にある。城將堀内越前守を川窪軍兵工・青木加賀右工門兩人にて相討に仕候と見ゆ、尤も、城將は少年で堀内は家老の由別記にある。其輪記には會田小次郎廣忠とある。

尚々、昨日、玉くすり、たしかに、さしこし候、昨日の使、あらためられ可レ申候、以上、
昨日の飛脚、則返事申候の間、殊ニ玉藥仁百放指越候間、于レ今參着無レ之

二九二號には下野守親子とある、宜参照。
尚岩岡記に犬甘主馬助組二十騎御旗本三十騎とある、其主馬助が即此半左工門で、旗本は貞慶本軍を云ふ、十日頃の落城であらう。

此等が空手形に了つた事は勿論である。
上杉方牧之鶴城代は幸川越前親正であるが、此時日にはまだ来て居らぬらしい。

日岐大城の陥落後、迅速大町以南はザラに小笠原の領域に歸したのであらう、のみならず小河(上水内郡小

由候、かやうの飛脚の時者、いかにも、まてに候もの、御さしこされ候へく候、うか／＼しきものハ、必々無用ニ候、然若一騎合の衆の相稼候、とに成相源三、別而無ニ比類一次第候、山家親類衆などへも、委申越候處ニ、無届の躰候、恐々謹言、

天正十年
十一月七日

貞慶



松本

犬半 (犬甘半左工門)

四七ノ二 景勝宛行狀

鬼無里 中牧文書

任ニ望之旨一、仁科之内、等々力分、參百貫、同大町、貳百貫文、遣レ之者也、仍如レ件

天正十霜月六日

景勝
朱印

牧島足輕衆

四八 貞慶宛行狀

北安八坂北澤文書

於二日岐領一拾五貫文、於二小河領一拾五貫、合而卅貫文之所、出置候、以ニ此

川)迄も靡いたとは、謂ゆる大風枯草を吹くが如しだ。問字は門尉の略字也。

本号目下所得を失す。
舟場 八坂。
日岐 陸郷。

飯田(南安高家)と日室(同倭)は地名。
飯田見と穂高は前領主即ち人名。

旨、可_レ抽_二忠節_一者也、仍如_レ件、

天正_{壬午}十年十一月九日

北澤孫左衛門

貞慶
黒印

四三 貞慶宛行狀

北安八坂坂井文書

舟場とちさは、六貫文、於_二日岐領_一四貫文、合拾貫文之所、出置候、以_二此旨_一、可_レ抽_二忠節_一者也、仍如_レ件、

天正_{壬午}十年十一月九日

坂井與三兵衛

貞慶
黒印

四〇 貞慶軍令狀

小倉小笠原史料
御證文集

飯田之内澁田見分、並穂高分日室之内、拾貫文之所、出置候、以_二此旨_一、彌可_レ抽_二奉公_一者也、仍如_レ件、

天正_{壬午}十年十一月廿一日

竹内縫左衛門

四一 勝景安堵狀

山形縣米澤仁科文書

信州一變之上、先判之所、不可_レ有_二相違_一者也、仍如_レ件、

天正_{壬午}十年十二月十二日

仁科織部佐殿

勝景
(上杉)

朱印

參照 急度申越候、仍其表、日夜無_二油斷_一、勵_二軍功_一之由、肝要候、彌上條差圖次第、走廻可_レ爲_二貞心_一候、尙大石播磨專一候、謹言、

(天正十一年か)正月六日

松田織部祐殿(集古文書)

景勝公之判斗

四二 景勝加恩狀

西穂高寺嶋文書

就_二忠信_一、本領之儀者、不_レ及_レ申、爲_二新地_一、出置地之覺、

一にうのみ

五貫文 (北安社)

一木船

五貫文 (同上)

信州一變とは安筑地方は、一時上杉の領地となつたが、忽ち小笠原に取られて仕まつた、夫れで再び上杉の所領と變つたならば、と云ふ事。

先判とは四二〇号。
上條義春入道宜順は當時上杉方信州總督で、海津城代であつた。
仁科松田兩用した。

此時代、舊仁科系の縁故を辿つて、上杉方の手先が、しきりに反小笠原略略の地下運動をやつた、其時の一文書であらう。
信州一變の文句に注意。
明年二月四四八号前後を參

照すれば、自らうなづかれ

青柳頼長青柳城主也。此歳武田氏織田氏並に滅び上杉氏北より侵入し、小笠原氏南に興る。其他北條徳川何れも信州に殺到す、戦雲漢々興亡の變、掌を翻すが如しだ、是に於て再び發願寄進せるか、二八二号。此前年宇治久家、青柳を本居として此方巡配の事あり別冊に出す。此時分會田は小笠原領である此意不明。

一 清水

參拾貫文 (同常盤)

右信州一變之上、不可有相違二者也、

天正十年十二月十二日

景勝

(朱印)

所伊賀守殿へ

四三 頼長 寄進狀

神宮文書 權禰宜荒木田氏藏

奉寄進伊勢大神宮

於會田地堀金與三兵衛分拾貫文

本町之彦六分拾貫文

合而貳拾貫文永代之所也

右意趣者、武運長久、息災延命、子孫繁榮、軍陣勝利、怨敵退散、知行重々、家風豊饒、心中所求、如意満足之御祈念、奉憑外無他、仍精誠之旨如件、

天正十年壬午極月吉日

青柳伊勢守藤原頼長判

宇治七郎右衛門尉殿

四四 貞慶軍令狀

小倉小笠原史料 御書集

昨日の仕合とは多分仁科方面であらう。

孫左近 小笠原山城守長繼也。信定の長男也。

改進之とは本領安堵の意なり、後年黒印七十石。當寺は中房鬼賊退治の時、田村將軍の創建と言傳ふ。

赤澤式部少輔は稻倉城主である。會田落城後刈谷原鷹巢根城に在番せしならん。出雲守は小笠原頼貞也。幸松は貞慶の一子也、後の秀政也、此時家康へ幸松を

急候間、先々早く申候、高名の者共、ほうびせしめ可申候、此も御心得專一候、已上、

昨日の仕合、誠ニ無ニ比類候、殊ニ小山佐渡、被入精段、是又不及ニ是非候、吉事追々注進待入候、恐々謹言、

(天正十一年か)

正月廿九日

貞慶



孫左近殿

小山佐渡殿

進之候

四五 貞慶安堵狀

西穂高満願寺文書

栗尾山満願寺、改進之候、以此旨、彌造營肝要者也、仍如件、

天正拾一發未閏正月廿四日

貞慶

(黒印)

満願寺 まいる

四六 貞慶軍令狀

小倉小笠原史料 御書集

尙々、明日時分、此方の仕置、彌以使申候へく候、各々も、此由御心得専用候、以上、

質とし、京都より直に三河に送つた。宛名犬飼半左工門の在番地不明であるが日岐か、と推察する。

急度、使札、令祝着候、赤澤事、種々計策、無隠候之條、爲切腹候、此表無何事候、かりや原へハ、則出雲守相移候、其表用心、無油斷、可被申付事、専用候、次、一昨日、家康より、御鷹の雁など、熊賜候、近日御出馬の條、彌諸堺目、如存分、可申付候、我等申分、何も御同心候、幸松、當月七日下着之儀、必定之由申來候、先々、可被心安候、珍儀、自是可申候、恐々謹言、

天正十一年平

二月十二日

貞慶



犬半左殿(工門久知) まいる

小倉小笠原史料 御書集

四七 貞慶軍令狀

前書の翌日であらう。

二木彦兵衛政實は土佐政意の孫。

尚々、今朝差之人遣候共、猶追々可申候、以上、

溝口かたへの書狀、令披見候、廿日迄、番手、御太儀候共、相延て可爲其今朝、二木彦兵衛遣候、委曲、自是、追々可申候、恐々謹言、

天正十一年平

二月十三日

貞慶



小倉小笠原史料 御書集

四八 貞慶軍令狀

犬半左 まいる

尚々、よろつ、おもうさまニ候、御心やすく、あるへく候、

さくや、禰の刻、當城ニおゐて、古まや、成敗候、逆心、必定のま、如此候、以上上下廿人あまり、うちとり候、則仁科へ、をのくさしつかハし、道心四郎次郎、兩人討取候、因幡守子息ハ、かけをち候得共、定而、たつね出、可申候、其外意、逆の者共、成敗申付候、就之、其もと用心、尙以肝要候、よろつ仕置申付間、廿日頃までハ、はんかいこし、申ましく候、仁科の仕置、相すみ候て、其内にも、はんかいこし、可申候、此よし、なりあい藤兵へ、いのすけ、其外、いつれへも、委、傳達肝要にて候、恐々謹言、

天正十一年

二月十四日

貞慶



大かい殿

四九 貞慶軍令狀

小倉小笠原史料 御書集

葉山猪之助。

當城は松本城である。古戦因幡守盛勝。此時塔原三河守も同所にて誅せらるゝ事次号にある。子息平三追討の事も次号にある。

古厩は仁科氏系である。塔原三河守は本來海野氏系である。先に日岐攻撃の時の軍令狀(四〇四号四〇六号)には大側と肩を並べて居る、併し貞慶が此三河に氣兼する体がほの見える、怪しいと睨んで居たようだが之れも誘殺であらう、其修羅の慘狀想ふべしだ。本書前号と同日符。此の海野三河は二九二号及三六〇号にもある。

同名かもんのたゆふは當時の松尾城主小笠原掃部大夫信俊也。去年より徳川幕下となる。物ぬし司令官。

尙々、何へも此由申度候、以上、

自是申つる處、飛脚祝着候、仍、ふるまや、塔とうの原、同心候て、道心きやくしんのくはたて、企以外の條、申付、悉うちはたし候、一人ももれ候ハす候、此方の者ニハ、手負おい一人も無之候、先以、大慶可被存候、兩郡の仕置、大方如ニ存分候、猶明日又可申候、其表用心、無ニ由斷様ニ、専用候、各へも此由申度候、恐々謹言、

天正十一年

二月十四日

貞慶



犬半左まいる

四五〇 貞慶軍令狀

小倉小笠原史料 御書集

尙々、ゆきもきへ候間、其元無ニ油斷様ニ、用心専用候、將又下伊なの人數、たかとう近邊ニ、ちんとるよし、其間候條、さかいめニ候間、しおしりの人しちをも、をのく、きのふめしよせ候、申來□ハ、あした(蓋田)へかせいとして、同名かもんのたゆふ、物ぬしにて、さく日たかとうへをいたし、きのふをりのよし申候、さりながら、無人にて候よし承候、尙かわる儀候ハ、自是可申候、此よし成あい(源三)、二木彦兵へ、其外在番之衆へ申度候、以上、來札披見祝着候、此表仕置、如何も存分候、古厩平三盛隆をも、細野の郷にて討

澤渡九八郎は疑難晴れて、不日放免された。(四七〇号四七一号) 小谷此年月既に小谷邊迄征服したる事、注意。古厩小屋 有明村古厩に同氏館址(堀屋敷)あれど如何? 文面では籠城計劃らしいから、何れは山城と思はる文中にも兵糧を上げとある小岩岳ではあるまいか。

叛徒謀殺の前夜、家中の人心が餘程動搖したらしい。

捕候、澤渡九八郎も召執候、仁科の仕置、何も思ふ様ニ候、小谷に細河内守萱をつかハし、是も一着候、定可爲ニ大慶候、次、塔原事は、古厩小屋へ、悉兵糧ヲあけ、彼在所には、一俵も無之候、彼是以、よき時分成敗、古まやのこやに、俵等さいけんなき事に候、悉兵糧當城へうつし、こやをは、やきくつし可申候、其表彌無ニ由斷候、用心尤候、急度番替可申付候、恐々謹言、

天正十一年

二月十六日

貞慶



犬かい半左衛門殿

四五二 貞秀書狀

小倉小笠原史料 御書集

五三日之内ハ、御番可(被)成候、以ニ吉日候、可レ有ニ御出馬之由にて候、此方仕置之事、涯分申付候、是又可レ有ニ御心易候、以上、自ニ此方候、可ニ申入候處ニ、被レ寄ニ思食候、預ニ御飛脚候、近日ハ、其表、永々御在番、御窮屈奉察候、御番替の儀、尤披露申候へ共、乍ニ御太儀候、五三日の間、御座候の由、御意候、吉日次第、被レ出ニ御馬候、其地之御普請可レ有由候、世上如何様成、表裏候共、動搖不仕候、可ニ御心易候、兼而如ニ申合候、

貞秀後貞康と改名。

小笠原再興の統一政策が、ざつと一段落の跡に見える一、意家康に恭順の意である。之で見ても溝口大飼が貞慶の腹心であつた、溝口が張良、大飼が韓信ならば、他の二木豊後、蕭何のようだ。諫方の事云々不明。明知共とは叛臣古殿塔原等を指す、此等反臣の家來共は、夫々に扶持するの意也。大海を杖で打つとは面白い文句だ、去年は寸前暗黒で分別の違もなかつたが、之からは漸く分別してやれるようになった。

家中如形、仕置申候間、貴殿一兩輩、拙者談合申、涯分仕置可仕候、少も油斷無之候、委曲面談の刻、可申述候條、不能一二候、恐々謹言、

〔天正十一年〕
二月廿二日

溝口美作守貞秀



犬飼半左衛門殿 御報

四五二 貞慶軍令狀

小倉小笠原史料 御書集

尙々、長々在番、無申計候、將又家康御出馬も近々ニ候、一段大慶不遇之候、^(幸松)せかれも、はや、三州下着候、^(援か)後兵伊奈までこし候由、風聞候、今明の間可越かど存候、どかくに、腹を切候共、家康御前、一すしより外、^(動轉か)當方ニハ覺悟無之候、其方、みぞぐち、我等、五三人、無二、其覺悟ニ候へハ、どうてん無之候、急候間、早々以上、

書狀之趣、一々令披見候、先々世上差儀無之候、惣別、國ならいニ候間、無機遣候、^(氣)乍去、諫方の事ハ、必定ニ、只今様々懇望半ニ候、

一、明知共の儀、可申躰ニ候、彼主人計申候て、成敗申候、被官人事ハ、以前の分候、^(將か)□の事ハ、分別共候間、それ〳〵に可申付候、知行遣候ハて、不叶者共候、去年の事ハ、大海をつへニてうちたる躰候、只今ハ分別を以、

日岐の一着とは丹波招降の事であらう。

當郡の儀云々は實地自ら觀察して、賞罰を査定するの意也。

月末頃貞慶出馬、其番城を觀察し、夫で犬飼在番は交迭したのであらう。此在番城は矢張り日岐らしい。

可申付候、ひいき〳〵□申候共、一向同心すましく候、

一、仁科の事ハ、惣別我かま、の躰候、更ニ無分別候間、いかさま、^{日岐}ひきの

一着次第ニ、知行方、悉こりなをすべく候、

一、當郡の儀も、我等馬を可出候、手まハりの者共、をはしめ候て、働の上

ニ而、相允^(タマシ可申候か)□□ま、それ〳〵に、是も次第ニ仕置可有之候、萬々明日

可申遣候間、不具候、恐々謹言、

〔天正十一年二月〕

廿二日

貞慶



松本より

犬半左殿

四五三 貞慶下知狀

南小谷 千國文書

貞慶 黒印

小笠原の兵威が此年月既に千國地方に迄及んだ事其鋭峰の迅速さに驚く。

千國跡職之儀、^(千國)善左衛門尉、其外以上十人之奉公衆ニ出置候、以此旨、鐵砲拾丁、槍十挺、無闕除用意仕、小谷筋、用心無油斷事、肝要也、仍如件、

天正十一癸未三月三日

千國十人之奉公衆中

大平 北安八坂。先判は四三八號。

四四 貞慶安堵狀

北安八坂北澤文書

貞慶
黒印 已上

大平之内、六貫五百文、先御判之とく、被下候、以比旨、奉公專一候也、仍如件、

(天正十二年)三月六日

(北澤) 大平の孫左衛門

四五 貞慶免許狀

小倉小笠原史料
御判物集

東筑後賀二子。

宮内工門は二子の肝煎ならん。

貞慶
黒印

平林彌右衛門、下人諸役之儀者、惣以普請(可)ニ免許之者也、仍如件、

(吉重) 天正十一年三月十日

二子之郷くないへもん

四六 景勝感狀

越後根知千手院文書

越後西頸城郡根知。信州小谷と南北相對す。

今般仁科口之義、被相稼候、無比類候、右就之、寺領分、爲郡司者也、

天正十一年三月廿四日

景勝
朱印

山寺地主(千手院)

四七 貞慶宛行狀

小倉小笠原史料
御證文集

原註に「御自筆」。貞康(又は貞秀)貞慶流浪中常に隨身した。(五年奉公)鹽尻同心(鹽尻衆)は此所領内で扶持せよの義。片丘北熊井城、は貞康築設の傳承あり。

數代之忠節、殊更別而五ヶ年之依奉公、鹽尻千石千貫之地、並北熊野井二百貫、出置候、乍勿論、鹽尻之同心之者共、可爲如此此間候者也、仍如件、

天正十一年三月廿四日

貞慶判

(貞康) 溝口美作守殿

四八 貞慶宛行狀

東筑前部小澤文書

大妻村 (南安侯) 百七拾貫文

神田村 (東筑中山) 九拾貫文

中挾村 (東筑片丘) 三拾貫文

此三ヶ村に何れも現在小澤氏人あり。

右三ヶ所ニ而、貳百九拾貫文、相出候、彌可、抽忠信者也、

天正拾一癸未四月九日

貞慶



小澤縫殿介殿

四九 貞慶安堵狀

北安松川同寺文書

一大東庵分 四貫五百文 一門前 壹貫五百文 一水代 米壹俵

右如前々、觀勝院爲寺領、無相違者也、仍如件、

天正拾一〇未卯月廿一日

貞慶



觀勝院

四〇 貞慶宛行狀

松本出川中田文書

貞慶
黑印

當年急度、虎口於相持者、是非共、定納十五貫文、出置候、以此旨、可抽忠信者也、仍如件、

參照
寛永十五年同院免狀ニ拾八石八斗とあり、内八斗(懸)を此水代米壹俵と見る時は、六貫が拾八石に該當す、一貫 買石兩高比率の一例と見るべし。
維新殿寺後本鏡目下所傳を失す。

中村氏は海野末裔なり、大塔物語・海野幸義の弟中村彌平四郎あり。

天正十一 卯月廿二日

中田源次郎

四一 貞慶宛行狀

東筑中川中村文書

貞慶
黑印

自去去年、奉公申上候付而、知行拾五貫文之所、出置候、向後可

勵忠節者也、仍如件、

天正十一癸未卯月廿六日

中村源助

四二 貞慶安堵狀

東筑廣丘平出文書

貞慶
黑印

去年以來、能々奉公申上付而、本領無相違、出置候、於向後、可抽忠節候、因之軍役之鐵砲五挺、可召連者也、仍如件、

天正十一癸未卯月廿六日

平出與三兵衛殿

本号は景勝が麻績攻陥の翌日であるから同地で書いたものである、(四六五) 虚空藏は埴科郡南條村也。次號を見よ。 此年代仁科小谷方面で小笠原と上杉との角争が續ひて居つた。 芋川は當時牧島城代也。 岩井は飯山城主、謀將也。

四六三 景勝書狀

歴代古案

先達、以丸田掃部助、虚空藏へ可被移之由、雖申遣候、仁科表及調儀候者、可爲一變之旨、芋川越前守、申越候條、其方事者、早速牧島へ相移、芋川相談、仁科表への行、肝要候、爲其重而申越候謹言、

(天正十一年)卯月廿八日

景勝判

岩井備中守殿

四六四 兼續書狀

歴代古案

芳札披見、仍上様へ御樽被差上、則令披露候、自分へも、送給、祝着申候、次仁科筋、人數被遣由二候、吉左右候ハ、重而御注進待入候、將又先達而、以書中申入候、其元敵地へ之往復不通ニ、可被相留由、堅御諛候間、左様御心得尤候、恐々謹言、追而青梅給候賞翫申候、以上、

(天正十一年)卯月廿九日

直江兼續判

西方次郎左衛門殿

兼續は上杉の家老で、そして景勝頼朝の謀臣である。此書狀は次の文書により麻績陣中で發した者と推察する。

四六五 兼續書狀

羽前吉江文書

(上略)將又當表之儀、先達如申届、萬々思召儘候、就中、去廿七日、至麻績御勤、彼城即時攻落、被得御大利候、此上有御仕置、近日可爲御納馬候間、以面可申上候、恐々謹言、

(天正十一年)卯月晦日

直江兼續判

吉江玄蕃允殿 御返事

四六六 貞慶寄進狀

北安廣津同院文書

成就院寺領之事 一於在郷中、都合拾五貫文所、無相違、進置候者也、仍如件、

天正十一癸未黃梅二日

貞慶



成就院

四六七 貞慶禁札

同院文書

禁制 成就院

當院は明應年間日置城主丸山盛慶の開基。或は天文年間、大澤寺七世が開山とも云ふ。後年朱印三十石。

一於寺中門前、狼籍諸役事 一殺生之事 一伐採竹木之事
右之趣若於^(管)違輩之族者、速可處^ニ嚴科^ニ者也、仍如^レ件、

天正十一癸未黃梅二日

 貞慶
黒印

四六 肥前下知狀

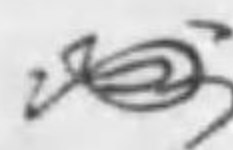
松本出川中田文書

御印判とは第四六〇号を指す。
草肥は草間肥前編俊なるべし。
調書は五二六号に出づ。

於庄内、御印判被^レ下候間、田之分、令相渡、可^レ申候、其引たしニ、必ス近邊にて、渡可^レ申候、可有^ニ御心易^ニ候、去又其方手前之分者、其所相か、へられ可^レ申候、以上、

(天正十一年)
未五月七日

草肥



中田源二郎殿

南小谷細野文書

四九 貞慶加恩狀

宮本 北安南小谷。

 貞慶
黒印

五人面々江追而者、^(虫 喰)、^(紙損)、^(美作守)判形可^レ爲^ニ反故^ニ候、以上

去年以來相稼之條、本領六貫文之上、宮本之内拾五貫文、合廿壹貫文之所、

出置候、以此旨、彌可^レ抽^ニ忠信^ニ者也、

天正十一癸未五月十三日

溝口^(美作守) 奉之

四七〇 貞慶許狀

小倉小笠原史料
御證文集

今度其方稼、無^ニ比類^ニ候、然者乍^ニ勿論^ニ、澤渡相續肝要候、仍如^レ件、

天正十一 五月十七日

貞慶



澤渡^(盛忠)九八郎殿

四七一 貞秀下知狀

小倉小笠原史料
御書集

其元、御計策之儀、如何様ニも、其地丈夫ニ候様、御分別專^ニ候、若^(俵)禰い人あつて、表裏をも申候共、直ニ可有^ニ御尋^ニ候間、少も御氣遣有間敷候、爲^ニ後日^ニ如^レ此候、已上、

(天正十一年)
五月十八日

溝口 貞秀



殿澤渡^{九八郎}まいる

澤渡 北安神城。
此年二月仁科黨叛逆の仲間として拘禁せられ、茲で無罪放免と爲つた、次号と關聯す。

前号の翌日である、本号は夫れに就ての副狀である。若し今後議者あれば寧ろ汝に尋るからと云ふのである

四三 貞慶感狀

小倉小笠原史料 御證文集

貞慶 黒印

出雲守 小笠原新彌頼貞也 移候と云へば、其地澤渡へ 移封居住し、兼て北方進出 の將と爲つたのであらう。 馳走は今の謂ゆる奔走と同 義。 小谷五人、千國十人、澤渡 十人衆、此頃の流行也。

今度出雲守、澤渡へ移候處、馳走之段、祝着ニ候、爲ニ此褒美ニ、於ニ千宮本、百貫文出置候、以此旨、彌忠節可爲ニ肝要ニ者也仍如件

天正十一 五月十八日 澤渡十人衆

四三 義昌加恩狀

東筑朝日三村文書

義昌 朱印

三村織部は長親(舊洗馬城主)の次男也、木曾に従ひ貞慶に抗し、本山岩を守り後貞慶に攻られ自殺す。四七九号、織部の兄長行、弟重親は貞慶に隨身した。

於ニ箕輪表ニ走廻候由候之條、鄉村□□之上□騎前、可被ニ下置旨、□仰出ニ者也、仍如件、(□字ハ虫喰)

天正十一年五月□日 三村織部佐殿

千村次郎右衛門 奉之

四四 貞慶訴狀

小倉小笠原史料 御書集

覺

一、木曾之事、種々申分候之條、於ニ明延ニ者、急度番等、可ニ申付ニ事、
一、河中嶋兩郡、境目數ヶ所、景勝押領候、なにとそ、令ニ術、取返し可ニ申事、

一、佐奥兩郡へ、新道迄、二筋可付之由、申事ニ候、上下迷惑不_レ過_レ之、幾重も、達而御佗言可_レ申心底之事、 已上、

天正十一年 六月十六日

貞慶

江戸衛門七殿

四五 貞慶加恩狀

大町淺野文書

貞慶 黒印

自ニ去年ニ相稼之條本領參貫八百文之所、爲ニ重恩ニ、西山之内小宮分六貫文、野平之内拾貫文、合拾九貫八百文之處出候、以此旨、可_レ抽ニ忠節ニ者也、

之は一寸突飛な文書だ。衛門七は岡崎の町年寄で、幸松(秀政)は彼家に保置されて居た、故に貞慶は其意を衛門七より石川數正(當時城主後年を経て、家康へ訴へた者である。一は木曾が今だに手向つて困る、二は文字の造り、三は佐久、奥、兩方面へ新軍道を開けとの仰せ(家康の)だが、其仰せは御請兼るの意である。本號は岡崎市浄土眞宗某寺所蔵なりといふ。

西山同 帶盤。小宮 舊領主の氏。野平 北安八坂。

仍如件、

天正十一 六月廿四日

(美作守貞康) 溝口 奉之

麻野久右衛門殿

四七六 貞慶禁札

大澤寺文書

禁制 大澤寺

一、寺中門前入之在家、向後諸役事、右之趣、若於三千違背之族者、速可處其科二者也、仍如件、

天正十一 癸未七月二日

貞慶

(印)

四七七 貞慶寄進狀

大澤寺文書

大澤寺々領之事

- 一、松河ニ七貫文
 - 一、大篠ニ六貫文
 - 一、左右ニ五貫文
- 都合拾八貫文之所、無相違、進置候者也、仍如件、

北安平村大澤寺は北安きつての名刹なり、後年朱印三十石。門前入在家とは舊駒澤村であらう、七二二號。

大澤寺 北安平村。松河 同松川。大篠(笹) 大町。左右 八坂。本号文書現在不明

塔原 東筑上川手。孫左近 小笠原山城守長繼也。信定の嫡子也。

木曾義昌は去年三月信長より安筑兩郡を買つたが、其七月貞慶に攻めとられたから、本意(回復)と云た譯である。四七三号、

天正十一 癸未文月二日

大澤寺まいる

貞慶

(印)

四七八 貞慶扶持狀

小倉小笠原史料 伊那譜録

塔原於^(入か)藏人、定納萬疋之所、出置候、直奉公之者共、何、其方可爲^(何)寄子、以此旨、諸軍役、無^(何)如在、可^(何)勤者也、仍如件、

天正十一 癸未七月廿日

貞慶

(印)

孫左近殿

四七九 義昌加恩狀

東筑朝日三村文書

(義昌朱印)

散分之内、定納(虫 噴)扶持了、猶兩郡本意之上、可^(何)加恩^(何)者也、仍如件、

天正十一 癸未七月廿三日

三村織部^(御親)亟殿

庄内 松本。
澤雲岩間は舊領主の氏也。
岩間は善九郎か、何れも申
州侍也。

四八〇 貞慶宛行狀

小倉小笠原史料
御證文集

貞慶
黒印

尙五貫文之所、因奉公可出候以上、

去年以來、別而奉公候之間、庄内之内、澤雲分十四貫文、猶右之所、岩間分六貫文、合廿貫文之所、以此旨、彌可抽戰忠者也、仍如件、

天正十一七月吉日

溝口 奉之

松山織部殿

四八一 貞慶起請文

小倉小笠原史料
御證文集

一今度無二、可有忠信之由、不_レ及是非候、其方並各々身上、聊如在有間敷候、將亦判形之通、何も相違不可有之事、

右之一ヶ條於令違犯者、

上者、梵天帝尺、四大天王、焰魔法王、下界之地者、王城之鎮守、稻荷、祇園、加茂春日、日本國中大小之神祇道、別而諏訪上下大明神之、可蒙御討者也、仍狀如件、

「熊野午王」用紙である。起請文は多く同用紙を用ゆ。
〔参照〕三浦某穂高内膳の妻を擄にして貞慶に献ず、貞慶其婦を介して其夫及兄弟波の降を計る、婦曰、府君常に反者を殺す、降を勧むるも其効なからんと、貞慶即ち起請文を興ふ、兩人即ち來り降る云々以下四通即ち是也右は笠系大成の説なり。丹波は去年落城時の日岐城主である。落城後川中嶋邊に居つたが、前記の次第で降参した。

押野 北安七貴。
幾度も反抗し、尙起請迄取て新降した者に對し重恩とは如何。文書可疑。

以前日岐は兄織部の領地である、だから今度改めて丹波に宛行つた譯也。
四通の日岐文書は多少の疑あり、原書研究の必要あり。

天正十一癸未八月七日

貞慶 血判

日岐丹波守殿 (盛武)

穂高内膳佐殿 (盛員)

四八二 貞慶宛行狀

全 上

今度之爲重恩、押野之内、定納万疋之所、可出置候、以此旨、可抽忠信者也、仍如件、

天正十一癸未八月七日

貞慶 判

日岐丹波守殿

四八三 貞慶宛行狀

全 上

今度之忠信、誠以無比類候、因之日岐一跡、出置候、彌可被抽戰功事、肝要候、仍如件、

天正十一八月十一日

貞慶 判

日岐丹波守殿

四八四 貞慶宛行狀

全 上

當所務依不作、於藏納五十俵、可令合力、委曲草間肥前守、可申候、

當所務(年貢)不作に就き、五十表現物を呉れるの意であらう。

舊西牧氏領地の民政指揮である。一、役人任命の事、二、木曾境界として三村特別代官任命の事、三、木材市場經營の事、此等は君臣對話にて決定せられた事、唯後日の爲の一筆に付、文書のみでは内容詳細は明らかでない。
執達とは無用の文字である。

爲後日如此候、仍如件、

未之(天正十二)八月十二日

日岐丹波守殿

(貞慶 黒印)

四五 貞慶 定書

小倉小笠原史料 御證文集

一 西牧領分、上司之代官、同職方之事、

一 境目落着は、いねこき、那かわ、おうのかは代官之事、

一 にしまきりやうふん、河にしのしろき、材木、薪、二木之市にて、商賣すべ

き事、

右之條々無違儀可申付者也、仍執達如件、

天正十一癸未八月十四日

貞慶 判

二木豊後守殿

四六 貞慶 免許狀

北安八坂北澤文書

(貞慶 黒印)

北澤は金熊の人、八坂村。

頼清不明、或は此年五月津渡へ来た小笠原出雲守頼貞の異名か。
豊荷運断政畧に關する事のようにだが、よくわからぬ。

西方次郎左工門房家は上杉の將で、西頸城郡根知の城代。仁科方面進出の總大將である。
黒倉は中土村。
此年月頃千國が小笠原對上杉の勢境であつた。

彼兩人就熊狩、縦境目、雖罷越、誰人違亂不可申者也、仍如件、

天正十一癸未八月十四日

北澤對馬守

平林

與右工門

四七 頼清 定書

南小谷 千國文書

年來知音申候間、本意之うへ、壹所雖申談度候、唯今罷歸之條、無其儀候、然者禰知仁王堂之役所、壹荷五疋ツ、毎月申合候、無相違可被相通也、仍如件、

何方なりとも、屋しき所、三貫文所、進上可申候、

(天正十一年か) 九月十日

頼清



千國丹波守殿

四八 房家 宛行狀

北安中土太田文書

任望之旨、黒倉分不殘壹所、出置候、存全可令知行者也、仍如件、

天正拾壹癸未九月拾四日

房家



西方前號にあり。

泉 東筑中山和泉。

中嶋文書外三通除之。

山田甚左衛門殿

四九八 景勝宛行狀

歴代古案

去年以來、根知城主申付之處、成_二仕置堅固_一、剩_二至_一于_二敵地_一、寄_二居取出_一、不及_二□出_一、相稼、神妙之至候、因_レ茲仁科一跡出置候、彌可_レ勵_二粉骨_一者也、仍如_レ件、

天正十一年九月廿三日

(景勝朱印)

西方次郎左衛門尉殿

四九〇 貞慶宛行狀

上諏訪 中島文書



(貞慶)

泉之郷檢地候而、見出之所、依_レ難_レ去、自余遣候、扱又定納廿五貫文、出置、可_二收納_一、並田屋屋敷壹間、出置候、彌可_レ抽_二忠節_一者也、

天正十一癸未十月十七日

中嶋刑部左衛門

四九一 景勝感狀

中土村下谷山田文書

自_二西方次郎左衛門所_一、如_二注進_一者、各以稼、千國之城押落、近邊悉放火候之由、粉骨無_二比類_一候、彌可_レ勵_二忠功_一事肝要候、謹言、

(天正十一年か)

霜月二日

景勝



小谷衆大所豊後守へ

四九二 景勝感狀

山形縣米澤西方文書

如_二注進_一、今般千國落居之由、併稼故與_二感悅候_一、小谷之者共、申遣候間、彌可_二相稼_一之旨、可_二申届_一候、委曲直江可_二申越_一候、謹言、

(天正十一年か)十一月十二日

景勝判

西方次郎左衛門殿

四九三 貞慶加恩狀

小倉小笠原史料 御證文集

今度、就_レ被_レ抽_二忠信_一、爲_二重恩_一、北山卅貫文、日岐山四拾貫文、大穴卅貫文、堀之内卅貫文、一日市場卅貫文、本領吉方七拾貫文、右合貳百卅貫文所遣候

本領吉方とあれば、丹波は日岐の舊主にあらざる事はこゝでも分る。吉方とは吉乃即ち吉野(豊科)であらう。先手とは今後進取の領域。

本年三月(四五三號)小笠原が千國を取つて警備して居つたが、こゝで上杉に取返された、併し十三年頃は小谷迄小笠原の領域に歸したから(五三五號五三七號)多分翌十二年頃此千國城も小笠原の手に再奪還となつたであらう。上杉の強敵を前にして小笠原の鋒の銳きに驚く。

間、彌於_レ勳_二戰功_一者、先手にて一所可_二申付_一候也、仍如_レ件、

天正十一癸未十一月晦日

貞慶判

日岐丹波守殿

四九四 景勝定書三通

米澤伊佐早文書

從_二越國、信州へ運送之荷物、毎月拾匹拾駄、諸關令_二免許_一者也、仍如_レ件、

天正十一年霜月 日

景勝朱印

板屋佐渡守殿

板屋佐渡守者、拾人毎度上下共、諸關無_二相違_一、可_レ令_二勘過_一者也、仍如_レ件、

天正十一年十二月七日

景勝朱印

所々領主中

板屋佐渡守歸國候間、宿送卅人、並雪踏自在々々、可_レ出_レ之者也、仍如_レ件、

天正十一年十二月 日

景勝朱印

所々領主中

之も主として豐荷制限の意味かと思ふ。勿論上杉領信州分へ供給の意ならん。

六右工門盛正は重吉(壽最)の弟である。南安明盛二本。

鬼無里(上水内郡)は當時上杉方として大日向佐渡守が蟠據し居った。澁田見は伊勢守、細河は細萱河内守、_レは等々力、直參衆とは出雲守頼貞の

四九五 溝口宛行狀

中山中島文書

去年以來、別而御忠節之趣、殊_二植原御檢地之_一、御案内者仕候ニ付而、五貫文之所、手前被_レ下候、向後以_二鐵砲_一、御奉公可_レ勤者也、仍如_レ件、

天未(天正十二)極月十四日

溝口

黒印

中嶋總次右工門との

四九六 貞慶宛行狀

小倉小笠原史料御判物集

今度之忠信、無_二比類_一に付而、貳百三十貫文之所出置候、以_二此旨_一、軍役等、彌不_レ可_レ有_二油斷_一者也、仍如_レ件、

天正十二年二月十九日

貞慶黒印

二木六右衛門とのへ

四九七 貞慶軍令狀

小倉小笠原史料御書集

追而、仁科衆、廿晦日ニ、きなきへ、調儀候て、悉打ちらし、先度より、尙亂どりあまたいたし、人をもうちどり候、高名之註文、澁田見うちへ頸十七、細河うち

半ゆる澤渡衆であらう、之は麻績青柳攻撃の牽制運動かと思はる。次號參照。權兵衛、仙石久秀乎とは原註なれど、彼は秀吉の臣ゆへ、此説非也。宛名五人なれど半左工門が物主であらう。さるにても其勤番普請地が何所であるか。

へ頸六ツ、□□□うちへ四ツ、其外直參衆へ八ツ、彼は三十あまり、うちどり昨日注進候、せんみななども、さんくくの躰に候之間、各ちからおゑられ候へく候其元各普請、被入情由、不及是非候、溝口可差還處、權兵衛殿、所用有之付而、相留候、今日は、金山爲案内者、越候條、無其儀候、各無由斷、如何も、丈夫可有之事、肝心候、爲横目與ひ田大炊助、指越候、其分可被心得候、恐々謹言、

天正十二年三月乎

彌生三日

貞慶



作内殿 (小笠原九市郎乎) (新之儀か)
九一殿 (肥前か) (大綱か) 平瀬殿
草間殿 (肥前か) 半左衛門殿

四八 宜順書狀

上水南小川 大日向文書
下末

天正十二年二月、秀吉對家康の小牧山合戦始まり地方にも雨沢の時開随つて起る小笠原は家康方、ト杉は秀吉方。青柳は東筑坂北、小川は上水南北小川。上條義春入道宜順は上杉方信州總帥で海津城代である

急度啓之候、青柳之地江、先日敵軍行候、取越節所、無恙退散、各御油斷故候歟、自彼表、一調儀成度是之由候條申越、山際之衆有相談、地下人等迄被押立、助勢可相稼之儀、肝要候、爲見使、金子中務亟、並從海

大日向は鬼無里領主である前號と併せ考ふべし。敵兵の無事通過を妨げざりしを叱つたのである。

津被添案内者候、委細口上申述候、恐々謹言、
(天正十二年か)三月十八日 (上條)宜順判

大日向佐渡守殿進之候 小河衆にも如斯之旨申度候

四九 貞慶下知狀

小倉小笠原史料御判物集
千村文書

又兵衛主人・奈良井義高・千村丹波主人・千村俊政兩人今年木曾義昌に誅せられた、又兵工丹波之を憤り、款を貞慶に通ず、貞慶之を先手として此年九月木曾へ攻込んだ、其の時福嶋意慶坂で、又兵工は討死す。

今度其方依忠信、谷中本意、不可有幾程候、然者、奈良井一跡、於府内壹所、永代不可有相違候、先手之儀者、其方分別次第、不可有異議候、爲後日、如件、

(天正十二)四月朔日

貞慶判

贊河又兵衛殿

五〇 貞慶宛行狀

小倉小笠原史料御判物集
千村文書

前書の翌日である。久兵工前號の又兵衛同志の者である。比奈倉東筑本郷村稻倉。稻倉城主赤澤被誅事四四九號、從て領地あきか。

於比奈倉之内、五拾貫文、可宛行候、先手におゐて、走廻付而ハ、可成其心得候、忠節可心懸者也、仍如件、

天正十二甲申卯月二日

貞慶判

藏澤久兵衛殿

五〇二 家康感狀

小倉小笠原史料
御系圖(地ノ内)

去月廿八日、至麻績青柳被及行、二曲輪迄攻入、隨一之者數輩、被討捕之由、注進喜悅候、定而落去不可有程候、彌無油斷、可有御馳走事、肝要候、恐々謹言、

(天正十二年)卯月三日

(徳川) 御諱 (家康)

小笠原右近大夫殿

五〇三 家康感狀

小倉小笠原史料
御證文集

去ル四日、信州之内麻績青柳二之廓迄責寄、能者數輩討取、注進之段、神妙之至二候、彌可抽忠信一者也、

(天正十二) 四月十九日

家康

五

小笠原右近大夫殿

中央小牧山戦の影響である、麻績青柳は麻績の青柳と可解。此時の青柳城主は同伊勢守頼長か、或は彼は前年四月小笠原へ降り松本へ逃れ、其跡へ上杉の將幸(春日氏)が守城し居つたと云ふ兩説あり、今後の研究に委す。家康は當時小牧山在陣。

前後兩通重複する如くだが何れも眞事だとは大學説である。城將が青柳か春日か不明だが何れにせよ此十日頃陥つた。文書はないが引續き麻績を攻め城將麻績越前は自害し果てた。

昭和十三年一月二十日印刷
昭和十三年一月三十日發行

[限定版]

不許複製

編纂者

安筑史料叢書刊行會

代表者 丸山庄司

松本市本町二丁目一四三番地

印刷者

高美實五郎

松本市本町二丁目一四三番地

發行所

高美書店

振替長野一五番
電話二五〇番



終